

# 水美道方言における格の実験

吉永信重著　吉永信重著

佐々木　延

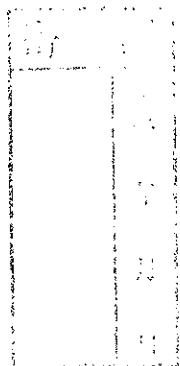
1959年1月

# 水海道方言における格の範疇

佐々木 冠

日本学術振興会特別研究員

1998年9月



# 目 次

<b>第1章 序論</b>	1
<b>第2章 音韻論と形態論の概観</b>	6
2.1 音韻論 . . . . .	6
2.2 形態論 . . . . .	9
2.2.1 名詞の形態論 . . . . .	9
2.2.2 動詞の形態論 . . . . .	10
2.2.3 形容詞の形態論 . . . . .	12
<b>第3章 連体修飾格</b>	14
3.1 はじめに . . . . .	14
3.2 先行研究 . . . . .	16
3.3 所有格としての NP-nga . . . . .	18
3.3.1 N1 の名詞句階層上の位置づけ . . . . .	18
3.3.2 意味関係 . . . . .	20
3.4 場所格(連体)としての NP-na . . . . .	25
3.5 連体修飾構造における文法格と意味格 . . . . .	27
3.6 格の範疇としての連体修飾格 . . . . .	30
3.7 もう一つの分析の可能性 . . . . .	32
3.8 連体修飾格の準体助詞としての用法 . . . . .	33
3.8.1 -na には準体助詞としての用法がない . . . . .	34
3.8.2 準体助詞としての -no と -nga . . . . .	35
3.8.3 準体助詞としての no、-nga の分布 . . . . .	37
3.9 残された課題 . . . . .	38
<b>第4章 有生対格と無生対格の統語論</b>	40
4.1 はじめに: 分裂対格体系 . . . . .	40
4.2 有生対格としての -godo . . . . .	41
4.3 二重対格構文(1): 菲繰り上げ型 . . . . .	45
4.4 二重対格構文(2): 所有者繰り上げ型 . . . . .	47
4.4.1 所有者繰り上げ構文 . . . . .	47
4.4.2 所有者繰り上げ構文と所有受動文 . . . . .	58

4.5	主語一目的語繰り上げ構文 . . . . .	60
4.6	終わりに . . . . .	63
<b>第5章</b>	<b>文法的斜格と格の範疇</b>	<b>67</b>
5.1	はじめに：文法的斜格 . . . . .	67
5.2	議論のための諸前提 . . . . .	70
5.2.1	格フレーム . . . . .	70
5.2.2	文法関係 . . . . .	79
5.3	経験者格名詞句の統語論上の性質 . . . . .	82
5.3.1	格フレームに関する一般化 . . . . .	83
5.3.2	再帰代名詞の解釈 . . . . .	85
5.3.3	nagara で導かれる副詞節の主語をコントロールする要素 . . . . .	86
5.3.4	受動文の位格に対応する要素 . . . . .	87
5.3.5	「～てもらう」型受益者構文の位格に対応する要素 . . . . .	88
5.3.6	使役文の被使役者（対格または与格）に対応する要素 . . . . .	89
5.3.7	希求構文の与格に対応する要素 . . . . .	91
5.3.8	Tough 構文の経験者格に対応する要素 . . . . .	94
5.3.9	繰り上げによって主節の構成素になる要素 . . . . .	95
5.3.10	数量詞遊離（主格名詞句と経験者格名詞句の差異） . . . . .	97
5.3.11	叙述関係の成立・不成立 . . . . .	99
5.3.12	意味による自然類は形成可能か？ . . . . .	100
5.4	与格名詞句の統語論上の性質 . . . . .	103
5.4.1	受動文の主格名詞句と対応する要素 . . . . .	103
5.4.2	使役文の被使役者のマークー . . . . .	106
5.4.3	叙述関係の成立・不成立 . . . . .	111
5.4.4	数量詞遊離 . . . . .	112
5.5	経験者格名詞句と与格名詞句の文法関係に関する分類 . . . . .	114
5.6	位格名詞句の統語論上の性質 . . . . .	115
5.6.1	数量詞遊離 . . . . .	115
5.6.2	基本文の主格または経験者格に対応する受動文の斜格要素 . . . . .	116
5.6.3	Biclausal な構文における位格名詞句の問題 . . . . .	118
5.7	連用修飾構造における格の範疇 . . . . .	121
5.8	まとめ . . . . .	125
<b>第6章</b>	<b>水海道方言における格の範疇</b>	<b>129</b>
6.1	格の範疇に関する素性 . . . . .	129
6.2	分布格と形式格 . . . . .	131
6.3	意味的限定性 . . . . .	133
<b>第7章</b>	<b>結論</b>	<b>135</b>

# 第1章 序論

本稿は、水海道方言の格体系を、格形式の統語論上の性質を記述することを通して明らかにしようとする試みである。

この論文で「水海道方言（みつかいどうほうげん）」として言及する言語体系は、水海道市を中心とする茨城県南西部で話されている方言である。この方言は、音韻論的には茨城県内の他の地域と共通する側面が多いが、格体系に関しては、利根川を挟んで隣接する埼玉県の方言とも共通する特徴を含んでいる。

日本語の方言研究では、音韻論や語彙のバリエーションの研究に比べて統語論の研究はあまり盛んではない。音韻論の中でもとりわけアクセント研究は、長い研究の歴史があり、60年代には既に国内だけでなく海外でも理論的な研究の対象になっている。これに対し、統語論は、若干の例外（齊藤（1940）や原田（1972）など）はあるものの、記述的な研究すら少ない状態が続いてきた。

しかし、80年代以降、日本語の方言研究における統語論の研究は、少しずつではあるが増えてきている。本稿の中心的なテーマである格表示に関連する領域では、松本泰丈による一連の研究（松本（1982）や松本（1990）など）や森山＆渋谷（1988）、そして金田（1993）、荒井（1996）などが挙げられる。また、言語習得との関連で連体修飾構造を扱った Murasugi（1991）においても富山方言が取り上げられている。本稿もこうした方言研究史上の流れに沿ったものとして位置付けることができるだろう。

国内で行われている研究にせよ海外で行われている研究にせよ、日本語の統語論の研究は、標準語を対象としたものがほとんどであると言っても過言ではない。日本語の方言の中には、標準語とは形態論的に異なる体系を持った方言が少なくない。形態論的に異質な体系は、統語論上も標準語とは異なる性質を示す可能性があり、潜在的には記述上も理論上も関心の対象となる条件が備わっている。この点では、日本語の諸方言は、ロマンス諸語の諸方言と共通する面がある。ロマンス諸語の方言研究では、Belletti（1993）のような統語論の論文集も出版されている。日本語の方言研究は、統語論に関しては、他の言語の方言研究に比べても盛んとは言い難い状況である。近年海外で出版された日本語の概説書（Shibatani（1990）； Tsujimura（1996））には、方言についての節があるものの、そのほとんどが語彙と音韻のバリエーションの紹介に費やされており、80年代以降の日本語諸方言の統語論における研究成果は反映されていない。

本稿が記述の対象としている水海道方言も音韻論と形態論に関しては、宮島（1956）をはじめとする宮島達夫の一連の研究があるが、統語論に関してはほとん

ど研究されてこなかった。ただし、宮島達夫の一連の研究には、有生性がこの方言の格体系を理解する上で重要な概念であることを指摘している点や、若干掲載されている例文から標準語にはない格フレームが存在することが垣間見られる点など、統語論研究への出発点となる事柄が含まれている。本稿では、このような先行研究の知見をふまえたうえで、フィールドワークで得たデータや今世紀初頭に書かれた文献データをもとに、この方言の格形式の統語論上の性質を記述し、その記述を通してこの方言における格体系を明らかにしたい。

この方言の格体系は、有生格と無生格の対立と標準語で「の」格や「に」格が使われている領域で複数の格形式が使い分けられている点が、特徴的である。この2つの特徴は、水海道方言では、格形式の区別に関して、標準語とは異なる基準が反映されていることを示している。

この論文では、次の3つの点からこの方言の格体系を明らかにしていきたい。

1. 連体修飾構造における格の使い分けを記述することを通して、この構造における格の範疇を明らかにする。
2. 二重対格構文の記述を通して、有生対格と無生対格の対立が統語論に及ぼす影響を明らかにするとともに、格の分類のあり方について考える。
3. 「に」格に対応する領域で使い分けられている4つの格助詞の統語論上の性質を記述することを通して、連用修飾構造における格の範疇の決定に文法関係が重要な役割を果たしていることを明らかにする。

上記の第1点目は第3章で扱う。第3章では、この方言の3つの連体修飾格(NP-nga, NP-no, NP-na)の用法について、格助詞の付属する名詞の有生性と名詞句内の意味関係という2つの意味的観点から記述を行う。この記述をもとに、この方言の連体修飾構造では、文法格である属格(NP-no)が他の2つの意味格(所有格(NP-nga)と場所格(連体)(NP-na))に対立する体系になっていることを明らかにする。

第2点目については、第4章で、標準語では許されない二重対格構文の記述を通して、有生対格と無生対格があるという形態論的特徴が、この方言の統語論にどのような影響を与えているのかを明らかにする。この方言で、二重対格構文が可能なのは、有生対格と無生対格という形式的に異なる2つの対格形式があるため、二重対格構文が必ずしも格形式の同じ対格の重複につながらないためである。この方言でも、同じ格形式の対格が重複する構造は許されない。このような統語現象について一般化を行うためには、格の分類に関して分布格(distributive case)と形式格(formal case)の2つの観点がともに必要であることを示したい。

第3点目に関しては、第5章で、標準語の「に」格名詞句が使われている領域で使い分けられている4つの斜格(経験者格(NP-ngani)、有生与格(NP-nge)、無生与格(NP-sa)、位格(NP-ni))の担っている文法関係をさまざまな構文の記述を通して明らかにしたい。格フレームや再帰代名詞の解釈、副詞節の主語のコントロールやいくつかの格交代現象に関して、経験者格名詞句は、主格名詞句と同様

に振る舞う。与格名詞句 (NP-nge, NP-sa) は、受動文の主格名詞句との対応関係や使役文の被使役者をマークする点において対格名詞句と同様に振る舞う。一方、数量詞遊離現象や二次叙述に関しては、経験者格名詞句と与格名詞句は、位格名詞句と同様に振る舞う。このような統語論的な振る舞いから、経験者格名詞句は斜格性を帯びた主語（間接主語）として機能していることがわかる。また、与格名詞句は斜格性を帯びた目的語（間接目的語）として機能していることがわかる。標準語やいくつかの言語体系では同一の格形式によって表されることがある間接主語と間接目的語が、この方言では別々の格形式で表される。間接主語は、経験者格名詞句で、間接目的語は、名詞の有生性に応じて、有生与格名詞句または無生与格名詞句で表される。この方言では、間接項においても、文法関係の区別が形式に反映される体系になっていることが明らかになる。

以上の3点の記述を通して、この方言の格の範疇に関与的な素性には、その格形式の統語論的な特性に関するものと意味論的な特性に関するものの2種類があることを明らかにしたい。格の範疇の決定に関与的な統語論上の特性は、大きく分けて2種類あり、そのうち1つは、連体修飾格であるか否かという格形式が用いられる構造に関するもので、もう1つは文法関係に関するものである。名詞句の文法関係を分類するに当たって、本稿では、主語性と目的語性と斜格性の3つの素性を仮定した。主語や（直接）目的語といった直接項は、主語性または目的語性のみを帯びた要素で、間接項は主語性または目的語性と斜格性を兼ね備えた要素である。この方言の格の範疇に関与的な意味論的な素性としては、意味役割と有生性がある。有生性は、標準語では格の範疇の決定には関与的ではない。本稿では、対応する意味役割が、主格に匹敵するほど多岐にわたることから、位格を意味役割の指定されていない斜格として位置付けた。意味役割が指定されている格（意味格）は常に斜格だが、斜格は常に意味格とは限らない。斜格であることと意味格であることは多くの場合重なるが、基本的には別の事柄である。

格というものは基本的には形態論のカテゴリーである。しかし、他の全ての形態論上のカテゴリーがそうであるように、音韻論と統語論の双方に対して窓をもっている。なぜなら、形態素もその一つである記号というものが、音韻論上の形式とそれが担っている意味または統語論上の機能の組み合せだからである。本稿では、この方言の統語論上の記述に多くのページ数を割いているが、これは、格形式の性格付けを行う上で、その格形式の統語論上の性質を明らかにすることが不可欠だからである。格体系という形態論上のシステムが、この方言の統語論を規定していること（例えば二重対格構文の存在）、そして逆に文法関係という統語論上の特性が格形式という形態論上の特性に反映していること（間接主語と間接目的語の格形式上の区別）を明らかにしたい。

本稿の構成は次の通りである。第2章では、この論文の主要なテーマである格形式を記述する上で最低限必要となる水海道方言の音韻論的特徴と形態論的特徴を概観する。第3章は、この方言の連体修飾格 (NP-nga, NP-no, NP-na) の用法の記述である。第4章及び第5章は連用修飾格の用法に関するもので、第4章ではこ

の方言の2つの対格形式の統語論的な特徴を記述し、第5章では標準語の「に」が使われている領域で使用されている4つの文法的斜格（NP-*ngani*, NP-*nge*, NP-*sa*, NP-*ni*）の統語的な特徴の記述を通して、この方言の連用修飾格における格の範疇の確立を試みた。第6章は、連体修飾構造で用いられる格と連用修飾構造で用いられる格の双方、すなわちこの方言の格体系全体についてまとめたものである。第7章は、各章の結論をまとめたものである。第3章は、Sasaki (1997) として発表された論文を日本語訳したものとともに、新たに「格の範疇としての連体修飾格」という節を加え改訂したものである。同様のテーマを論じた佐々木&カルヤヌ(1997)における主張は、Sasaki (1997)においても本稿第3章においてもほぼ支持されているが、連用修飾格に関する研究を進める中で、格形式が出現する構造の統語的性質（連用修飾構造か連体修飾構造か）が格形式の決定に当たって重要な役割を果たしていることがわかったため、新たに節を加えることにした。第4章は1998年10月発行予定の『日本語科学』4号に掲載予定の論文に加筆修正を加えたものである。

この論文で用いるデータは、1994年から1998年にかけて水海道市と岩井市（水海道市の西隣の市）で収集したものが中心となっている。音韻論と形態論の章では一部1992年に水海道市で行った調査で得たデータも含まれている。2つの市の調査は、約30名の60代から80代の生え抜きの話者を対象にしたものである。調査に協力して下さった方は、飯田正、飯沼千鹿雄、石塚吉衛、磯恵一、入江菊四郎、植木金一郎、大滝仁作、大野那三、大野はな、岡野義男、小川さい、小川忠藏、小田なみ、粕田金市、北川市三、倉持武平、後藤なみい、斎藤勉、篠崎嘉平、神宮陽三、鈴木真一、須藤正雄、高梨寿夫、武蔵きよ、田村正男、長岡健一郎、西尾定治郎、松枝孝造、矢口光治、山口正雄、吉沢実、吉沢りつゑ（あいうえお順）の各氏である。調査に辛抱強くつき合って下さった全ての方々に感謝の意を表したい。彼らの協力がなければ本稿は成り立たなかつた。とりわけ、長時間にわたり調査につき合って下さった大滝仁作さんにはどれだけ感謝の言葉を述べればよいのか見当がつかないほどである。また、話者の紹介に際してお世話になった水海道市シルバー人材活用センターにも感謝したい。

この論文を書くに当たって、調査に協力して下さった話者の他、次の方々から協力をいただいた。本稿のもとになつたいくつかの論文や発表に対して示唆に富むコメントをして下さったのは、次の方々である：井上優、河合透、佐々木英樹、柴谷方良、城生栄太郎、竹沢幸一、角田太作、中右実、橋本修、松村一登、松本克己、三谷恵子、宮島達夫、矢澤真人の各先生及び、石田尊、乾秀行、風間伸次郎、加藤昌彦、佐藤啄三、杉田泰史、中村涉、福盛貴弘、藤井義久、皆島博、山田久就の各氏。本稿の第3章と第4章で使った文献データは、1910年に朝日新聞に連載された長塚節の小説「土」からのものである。この小説は、水海道市の北隣にある石下町を舞台にしており、その会話部分は、当時のこの地方の方言を反映したものと考えられる。「土」からのデータの引用に際しては、宮島達夫先生が春陽堂版をもとに1996年に作成したテキストファイルを使わせていただいた。テ

キストファイルを快く使わせて下さった宮島達夫先生に感謝する。また、日本学術振興会の財政的支援にも感謝する。本稿のもとになったデータを収集するに当たっては、企画・調査全ての段階でダニエラ・カルヤヌに協力してもらった。彼女の協力そして彼女との議論がなければ本稿は完成しなかつただろう。本稿における全ての誤りの責任が筆者にあることは言うまでもない。

近年、日本の方言研究では、アクセントなどの音韻論的研究だけでなく統語論や意味論といった文法の領域にも関心が払われるようになってきていることは、既に述べたとおりである。しかし、格形式の統語論的な機能を記述する試みは、まだあまりなされていない。本稿が、さまざまなバリエーションを示す日本語方言の格体系の解明に役立つところがあれば幸いである。

## 第2章 音韻論と形態論の概観

この章では、本稿で扱う水海道方言の音韻論と形態論の概観を行う。この方言は音韻論や形態論に関しても興味深い現象をいくつか含んでいるが、それらの問題は本稿の射程を超えるため、その存在について言及するに留めることにする。

### 2.1 音韻論

水海道方言は、音韻論に関しては、茨城県内の他の地域で話されている方言と共通する特徴を持っている。こうした特徴としては、標準語で母音間で無声音として現れる閉鎖音や破擦音が、有声音で現れる点や、語彙的なアクセントを持っていない点が挙げられる。このような特徴は、茨城県内で話されている方言だけでなく、それ以北の東北地方南部のいくつかの方言にも共有されている特徴である。この節では、水海道方言の音素目録を示し、本稿で用いる表記法との対応関係を提示する。

水海道方言の音素目録は下記の通りである。

(1) a. 母音 :	前舌	後舌	
狭	/i/	/u/	
	/e/	/o/	
広	/a/		
b. 子音 :	両唇音	歯音	硬口蓋音 軟口蓋音
閉鎖音	/p/	/t/	/k/
	/b/	/d/	/g/
破擦音		/ts/	
		/s/	
摩擦音		/z/	
		/r/	
流音			
鼻音	/m/	/n/	/ŋ/
	/w/		/j/

/i/は、前よりの中舌母音で、標準語の/i/に比べると開口度に関しては若干開いている<sup>1</sup>。そのため標準語の/e/よりも狭めの開口度で発音される/e/と音色が似ている

<sup>1</sup>宮島 1961a は、発音記号としては[ŋ]適切ではないかとしている

る。前よりの後舌の狭母音/u/（音声学的な実現形はおおよそ [ɯ] に相当）は、標準語の/u/と同様に非円唇母音である。この方言の唯一の円唇母音は、半狭母音の/o/である。水海道方言では、標準語の/ai/が、/e/に対応することがある。標準語の/ai/に対応する/e/は、音価が、半広母音から半狭母音の間で音価が揺れるが、もともとの/e/の場合、開口度に関して半広母音まで広がることはない。

(2)	標準語	水海道方言
a. 入る：	[haɪru]	[he:rɯ]
b. 減る：	[heru]	[heru]

標準語には[ju]という音声連続があるが、この方言にはない。標準語の[juɪ]に対応する箇所には、水海道方言では[i]が現れる<sup>2</sup>。

(3)	標準語	水海道方言
a. 湯	[ju]	[i]
b. 牛乳	[gju:nju:]	[gi:nɪ:]

標準語では、[j]と狭母音の組み合わせは、狭母音が前舌母音[i]の場合だけ禁止されている。これに対し、水海道方言では、[j]と狭母音の組み合わせは、その狭母音の音価に関わりなく禁止されている。

なお、5つの母音音素にはそれぞれ対立する長母音音素があるが、母音の長さはしばしば中和される。

子音音素に関して、標準語と際だった違いを見せてているのは、/ŋ/の存在である。標準語では[ŋ]は、母音間の環境における/g/の異音と見なすことができるため、独立した音素としての地位を持っていないと見なされることが多い。これに対し、母音間で無声閉鎖音が有声化する東北地方の方言（水海道方言も音韻論的特徴を共有している）では、軟口蓋音の系列が/k/;/g/;/ŋ/の3項対立になっているという分析が行われることがある（宮島 1961a、井上 1968 参照）。水海道方言を含む北関東から東北地方にかけての方言では、以下に例示するように、母音間で3つの音素が対立している場合がある。

(4) a. /k/	b. /g/	c. /ŋ/
[tokange]	[kagi]	[kauŋi]
トカゲ（～カマキリ）	柿	鍵

母音間で閉鎖音が有声化することは既に述べたとおりであり、(4a)の例は語彙的な例外として位置付けられる。こうした例外は、母語語彙(native vocabulary)の中に散在するほか、外來語などに見いだされる<sup>3</sup>。このような規則に対する例外の

<sup>2</sup>水海道方言に関する[i]の表記は、簡略表記である。同じ[i]という表記を当ててはいるが、既に述べたように標準語の[i]に比べると若干後ろよりで開口度が広い。

<sup>3</sup>ただし、全ての外來語が母音間における閉鎖音の有声化を被らないわけではない。「バケツ」などは[pagezut]と母音間の閉鎖音が有声化した形で発音される。外來語は当該言語に馴染んでいないうちは当該言語の制約に違反する音形を保持しているが、馴染んでくると母語の語彙と同様に当該言語の制約に沿う形の音形になってゆく、ということが Ito & Mester (1995) によって指摘されている。「バケツ」のような例はこのような例の1つと見ることができる。

存在から、水海道方言を含むいくつかの方言では、/ŋ/が独立した音素としての地位を持つてゐるものとする3項対立の記述が提案されている。本稿もこの立場を踏襲するものである。

他の子音音素の音価に関しては、次の点に留意する必要がある。/r/は基本的には標準語の/r/がそうであるように、はじき音(flap)として実現されることが多いが、話し方によつては東京方言と同様、ふるえ音(trill)として実現されることもある。/h/は、後続する母音によって調音点を左右される。/i/の前では硬口蓋摩擦音[ç]になるが、しばしば[ʃ]に音価が近づくことがある。宮島(1961a)は/u/の前で/h/は[ɸ]にならず、[χ]になると報告しているが、筆者のインフォーマントは、[ɸ]で発音する場合も多かった。

いわゆるモーラ音素としては、次の2つの要素が挙げられる。

#### (5) /N/, /Q/

/N/は、子音が後続する場合調音点が完全に同化され、語末では口蓋垂音として実現する鼻子音である。/N/は調音点に関する素性が環境に完全に依存しているので、鼻音性と子音であることだけが指定されたモーラ音素と見ることができる。/Q/は、後続する子音に調音点だけでなく調音様式も依存する子音である。このモーラ音素は、子音であること以外、全ての素性の指定が不完全指定されているものと見なすことができる。/Q/が標準語の促音と異なる点は、後ろに/r/が続くことができる点である。水海道方言では、1人称複数代名詞が[orra](/oQra/)、3人称複数代名詞が[arrā]のように発音される<sup>4</sup>。

本稿で用いる水海道方言の表記法は、次の例外を除き、原則的に異音のレベルを反映させたものである。/N/は、例外なく後続する環境によって調音点の音価が決定できるので、表記法上も/N/で表す。原音素/Q/も、例外なく後続する環境によって調音点の音価が決定できるので、表記法上も/Q/で表す。なお、「Cj」は口蓋化子音を表すものとする。

#### (6) 本稿で用いる表記法：

表記法	音価	表記法	音価	表記法	音価
a	[a]	b	[b]	m	[m]
i	[i]	d	[d]	n	[n]
u	[u]	g	[g]	ng	[ŋ]
e	[e]	ts	[ts]	r	[r~r̥]
o	[o]	s	[s]	w	[w]
p	[p]	z	[z]	j	[j]
t	[t]	h	[h]		
k	[k]	f	[ɸ~s]		

<sup>4</sup> 2人称代名詞は、今日ではoneといつ形式が用いられることが多いが、小説「土」には、「汝（おれ）」「汝等（おれら）」といった形式も見られる。後者の複数形の構成は、[warra]のような[r]の重音(geminate)を含んでいたものと推測される。

なお、無声化した狭母音に関しては、表記法上は母音の脱落と見なし表記しない。口蓋化の音色を先行する子音に与えている無声化母音は、その子音に付加された口蓋化要素として「j」で表す。したがって「来た」([kita] は [kjta] と表記することにする。

水海道方言には、分節音に関してもプロソディックな単位に関する興味深い音韻論上の現象が見られる。例えば、分節音に関する現象としては、標準語の母音間の無声閉鎖音が有声音で現れることや、逆に標準語で狭母音の前にある有声子音が無声音で現れること（座布団：/zabutoN/（標準語）、/zaptoN/（水海道方言））などが挙げられる。ちなみにこの方言が話されている地域の中心的な都市である水海道市は、地元では [mitskaido:] または [mitskedo] と呼ばれている。宮島（1961b）はこの名称も通時的な無声化のプロセスによって生じたものであると見なしている。本稿は、あくまで水海道方言の格形式の意味的統語的性質の記述を目的としているので、こうした現象については別の機会に論じることにしたい。これらの現象に関しては、佐々木（1993）を参照。

## 2.2 形態論

### 2.2.1 名詞の形態論

ここでは、次章以降での格に関する議論の前提となる格形式を概観する。水海道方言の格助詞は、いくつかの格において付属する名詞の有生性によって格形式が異なる。有生格と無生格が形式上対立しているのは対格と与格である。有生格のみもしくは無生格のみしか存在しない格形式は、経験者格、所有格そして場所格（連体）である。属格は宮島（1956;1961a）では所有格の無生の対応物として記述されていたが、次章で明らかにするように独立した格形式と見なすべきである。なぜなら、属格でマークされる名詞句は無生名詞句だけではなく、所有格のカバーする意味的な範囲を超えた有生名詞句も属格で現れるからである。なお、(7) の表の中で無生与格の場所だけ 1 つの枠に 2 つの形式があるが、この 2 つの形式は次のような形で用法が異なる。連用修飾構造における無生の着点は NP-sa でも NP-e でも表すことができるが、連体修飾構造の場合、NP-sa は使うことができず、NP-e が属格格助詞を付加された形 (NP-e-no) で使われる。

(7)	有生格	無生格
主格	NP-∅	NP-∅
対格	NP-godo	NP-∅
与格	NP-nge	NP-sa, -e
経験者格	NP-ngani	…
位格	NP-ni	NP-ni
具格	NP-de	NP-de
奪格	NP-gara	NP-gara
共格	NP-do	NP-do
属格	NP-no	NP-no
所有格	NP-nga	…
場所格（連体）	—	NP-na

トピックマークの-wa が格助詞の後に付く際、ほとんどの格助詞の場合、格助詞の音声形式は変わらず、単に-wa が後に続くだけだが、いくつかの格助詞では、音声形式が変わる。有生対格 (-godo) の場合、-wa が付いた場合、[-goda] の形で発音される。また、経験者格 (-ngani) や位格 (-ni) の場合、それぞれ [-yanja]、[-nja] の形で発音される。連体修飾構造の内部に-wa が現れることがないため、連体修飾格助詞は、それが格助詞として用いられている限り-wa と組み合わされることはない。しかし、次章で詳しく見るように、連体修飾格助詞のうち属格と所有格には準体助詞としての用法がある。この用法で用いられる場合には、-wa が接続されることもある。準体助詞として使われる場合、所有格 (-nga) は-wa についても音形が変わらないが、属格 (-no) は-wa と融合して [-na] になる。

### 2.2.2 動詞の形態論

宮島(1961a) は水海道方言の動詞の活用を以下のようにまとめた。表記法は宮島(1961a)に従った、「T」は重子音の前半部分を指す。ガ変の *cj-* は本稿では *ing-* の表記をとっている。

(8) 水海道方言の動詞活用表 (宮島 1961a:256) :

種類 例	四段	ガ変	ア変	ラ変	一段	カ変	サ変	語尾の例
	読ム	行グ	買ア	東ル	見ル	来ル	為ル	
活用形	1 jom ejy ka nor mir kur sur eba (仮定)							
	2 jomu eju kaa noru miru kuru suru (終止)							
	3 jomu eju kaa noN miN kuN suN (禁止)							
	4 jomu eju kaa no mi ku su (理由)							
	5 jomu eN kaa noT mi kT sT p/be (推量)							
	6 jomu eju kaa noT miT kT sT t/do (条件)							
	7 jomu eN kaa noT miT kT sT k/ga (疑問)							
	8 jome eje kae nore miro koo jro 命令							
	9 jomi eji kae nori mi ki ji nagara (並べ)							
	10 joma eja kaa noN mi ki ji ne (否定)							
	11 joN eT kaT noT mi ki s t/da (過去)							

佐々木(1992)はいくつかの音韻規則を導入することにより、11ある活用形を4つの形式に還元できると主張したが、動詞という品詞全体のパラダイムの一体性という観点からは宮島(1961a)のパラダイムの方が有効と考えられる。筆者のインフォーマントたちの中には推量接辞-p/beが付属するとき、一段・カ変・サ変がそれぞれ [mippe], [ktuppe], [stuppe] のように重子音を含む構造になる発音をするものがいる。こうした話者を基準に考えるならば、(8)の活用形のうち5と7は、「推量接辞-p/be 及び疑問助詞-k/ga は、先行するモーラに/r/もしくは/j/が含まれている場合、そのモーラの分節音上の素性指定を完全に無効にし重子音の一部として組み込む」といった規則をたてれば4の活用に合流させることが一見可能であるかに見える。しかし、/r/と/j/の間に共通する素性は子音であること以外にはほとんどないので、離接的(disjunctive)な規則の条件付けを行わなければならなくなるので、規則として的一般性に欠ける。11ある活用形は、一見すると余剰だが、こうした活用の背後には四段活用系列が4つの活用(4段・ガ変・ア変・ラ変)に分裂した通時的な背景がある。ガ変動詞(行グ)は、多くの活用形で軟口蓋鼻子音ngを含んでいるが、過去形の形成に当たっては、無声子音や/r/で終わる動詞と同様に促音便を起こす。これは、通時にガ変動詞が/\*ik-/に遡ることによるものと考えられる。ア変動詞(買ア)は多くの活用で母音終わりの形になっているが、過去形の形成においては、無声子音や/r/で終わる動詞と同様に促音便を起こす。これは、通時にこの形式が/\*kap-/という子音終わりの動詞に遡ることによるものと考えられる。ただし、推量の形式がkar-beとなる点など、過去形の形成以外の点では母音終わりの動詞と同様に振る舞う。ラ変動詞は、理由の助詞の接

続において他の活用の動詞では見られない語幹末子音の削除が起きる点と否定の接辞が接続される際に撥音便を起こす点で、他の四段活用から派生した動詞と振る舞いを異にしている。

水海道方言で動詞の活用形が標準語と異なるのは、上で言及した3つの四段活用から派生した動詞だけではない。カ変動詞も独特の振る舞いをする。標準語では否定の接辞は、一段活用では「mi-nai」、カ変動詞では「ko-nai」のように異なる母音で終わる語幹に接続するが、水海道方言では mi-ne, ki-ne であり、同じように「i」で終わる語幹に接続する。この方言では一段活用とカ変活用が形式的に異なるのは命令を表す活用8だけであり、他では一段活用とカ変活用は同じ振る舞いをする。

四段動詞系列（四段・ガ変・ア変・ラ変）は、過去形の形成に際して促音便や撥音便を起こすが、他の活用の動詞は音便を形成しない。しかし、完了の接辞-tsja: が付属するときには、一段活用動詞でも促音便を起こす変異体が見られる。

- (9) a. 四段活用+完了接辞：//tat-tsja:// → [tat-tea:]  
b. 一段活用+完了接辞：//aŋe-tsja:// → [aŋe-tea:]  
～ [aŋet-tea:]

促音便を起こす変異体は、小説「土」の中にも例が見られることから、今世紀はじめには存在していたものと考えられる。こうした変異体が出現する背景には、四段活用からの類推があったものと思われる。

なお、この方言には敬語法が動詞の形態論としては存在しない。敬語法は、標準語では与格名詞句の主語特性の証拠として用いられる重要な特徴だが、この方言では、こうした特徴を主語特性を論じる際に用いることができない。

また、受動や使役といった態の接辞(-(r)are, -(s)ase) は、標準語の場合と同様、子音終わりの語幹を持つ動詞には、-are (受動)、-ase (使役) の形で接続し、母音終わりの語幹を持つ動詞には、-rare (受動)、-sase (使役) の形で接続する。

### 2.2.3 形容詞の形態論

宮島(1961a)によれば水海道方言の形容詞は次のような活用をする。ここでも表記は、動詞の活用表の場合と同様に宮島(1961a)に準じることにする。「samue」は本稿の表記では「samui」、「ee」は本稿の表記では「i:」に対応する。

(10) 水海道方言の形容詞活用表 (宮島 1961a:256) :

種類	ク活	シク活	変格	
例	samu	ureʃ(i)	ee	語尾の例
活用形	1 samu	ureʃ(i)	jo	gereba
	2 samue	ureʃ(i)	ee	終止
	3 samugu	ureʃk(u)	jogu	連用
	4 samuk	ureʃk	jok	te
	5 samuga	ureʃka	joga	ne
	6 samugaN	ureʃkaN	jogaN	me
	7 samugaT	ureʃkaT	jogaT	ta

形容詞の活用に関して標準語と異なる点は、否定接辞-neの接続である。標準語では連用形と同じ形態(例: samuku-nai)に否定接辞が接続されるが、水海道方言では連用形(例: samugu)とは異なる形態(例: samuga)に接続される。

形容動詞に関しては宮島(1961a)は、名詞にコピュラが付いたものと同じ活用をすると見ているが、連用形の形式が異なることと、名詞にはない連体修飾の用法があることを考えると次のような活用表を設定する必要があるものと考えられる。活用表の形式に関しては宮島(1961a)に準じることにする。

(11) 水海道方言の形容動詞活用表 :

例	無理ダ	語尾の例
活用形	1 muri-da	終止
	2 muri-dap	pe
	3 muri-ni	連用
	4 muri-dara	仮定
	5 muri-de	中止
	6 muri-zja	ne
	7 muri-zjaN	me
	8 muri-na	連体

# 第3章 連体修飾格

## 3.1 はじめに

標準語では、2つの名詞を含む連体修飾構造は、(12a) に図式化し、(12b) に例示するように [NP-no N]<sub>NP</sub> という形で実現される。

- (12) a. [NP-gen. N]<sub>NP</sub>

- b. 机-の 脚

標準語には連体修飾格助詞が「の」一つしかないため、(12a) に図式化した連体修飾構造は、格表示に関して1つの実現形しかない。これに対し、2つまたはそれ以上の連体修飾格助詞を持つ方言では、連体修飾構造において複数の格表示のパターンが見られる。南日本の諸方言における [NP-nga N]<sub>NP</sub> 対 [NP-no N]<sub>NP</sub> というかたちでの格表示の対立は、連体修飾構造における複数の格パターンの例として知られている。本稿が研究対象としている水海道方言には、連体修飾格助詞として、-nga、-no のほか-na があり、それぞれの格助詞がいくつかの意味的条件によって使い分けられている。この方言の3つの連体修飾格助詞は、標準語の「の」がそうであるように連体修飾構造でのみ用いられ、動詞や形容詞を主要部とする構造では用いられない<sup>1</sup>。この点に関して、水海道方言は、連体修飾格として対立する形式が動詞や形容詞を主要部とする構造でも用いられる琉球方言と対立する（松木 1990）。

類型論的観点から見ると、標準語のように1つしか連体修飾格表示パターンを持たない言語体系と南日本の諸方言や水海道方言のような複数の連体修飾格表示

<sup>1</sup> 言語によっては属格に連体修飾の機能だけでなく、連用修飾の機能もある場合がある。いくつのかの言語では、下記の英語、フランス語の例が示すように、述語（動詞、形容詞）の補語が対格ではなく属格でマークされることがある。

- (i) a. Have you ever heard of John? (動詞の補語)  
b. She is afraid of butterflies. (形容詞の補語)  
c. Je n'ai pas de l'argent. (否定分格)

(ia) は松村一登（私信）の指摘してくださった例である。

松村一登（私信）は日本語標準語の「の」にも「私の書いた本」のような連用格としての用法もあることを指摘してくださった。管見の及ぶ限りでは標準語の「の」には連用修飾機能を持つてゐるところを見なし得る用法はこの用法だけである。しかしながら、このような「がの交替」現象で用いられる「の」には動詞「書いた」の修飾成分であるとする分析と名詞「本」の修飾成分であるとする分析がある。鈴木(1971)は前者の分析を、Sakai(1990)は後者の分析を行っている。「がの交替」における「の」も連体格として解釈しうるのであれば、標準語の「の」はもっぱら連体修飾機能を担う形式を見なすことが出来るであろう。

パターンを持つ言語体系は、次のように捉えることができる。Blake(1994:112)によれば、連体修飾機能を担う格=属格はほとんどの言語において1つの形式によつて担われており、英語は's 属格とof 属格という形式的に異なる2つの連体修飾格を持つている点で特殊であるといつ<sup>2</sup>。この見解を基準とするならば、日本語の標準語は連体修飾格助詞が1つしかない点で類型論的に無標であるといえる。一方、九州・沖縄など南日本のいくつかの方言は2つの形式的に対立する連体修飾格助詞が存在する点で英語と同様に有標であるといえよう。本稿で記述する水海道方言は、3つの連体修飾格助詞を持つ点で英語や南日本の方言と比較しても有標性の高い格体系といえる。

この章では、水海道方言の連体修飾格に関して次の2点を明らかにしたい。

- この方言における連体修飾格の用法の記述

- 連体修飾構造における格の範疇の一般化

第1点目に関しては、3つの連体修飾格(-nga, -no, -na)が用いられる構造の意味的特徴を記述することにより、その用法を明らかにする。第2点目に関しては、3つの連体修飾格の意味的・統語的相違と連用修飾格との対比を行う。そして、そのことを通して、1) 連体修飾構造格であるか否かということが、この方言の格の範疇を考える上で、きわめて重要な区別であること、2) 連体修飾構造においても文法格と意味格の区別があることを明らかにする。

本稿で用いるデータは1994年から1996年はじめにかけて行ったフィールドワークによって得たものと長塚節の小説「土」<sup>3</sup>の会話部分からの引用である。調査は水海道市及び岩井市において約30人の60代から80代の男女に対して行ったものである。

この章の構成は次の通りである。第3.2節では、先行研究を紹介するとともに、その問題点を指摘する。第3.3節と第3.4節では所有格-ngaと場所格連体-naの用法における意味的特徴を記述する。所有格-nga及び場所格-naは、その用法に意味的制約があるので連体修飾構造における意味格として位置付けることができる。これに対し、属格-noには意味的な制約がない。第3.5節では、属格-noの機能が、それが現れる構造が連体修飾構造であることを明示するという統語的な性質のものであることを明らかにする。そして、属格-noを連体修飾構造における文法格と

<sup>2</sup>連体修飾格が総合的(synthetic)な形式と分析的(analytic)な形式で対立している言語は英語だけではない。Nikiforidou(1991)は、中世フランス語やコイネーの時代から現代にかけてのギリシャ語において同様の対立が存在したことを報告している。日本語のいくつかの方言は、対立する2つの連体修飾格が格助詞という同じ文法カテゴリーである点において、連体修飾格が2つの文法カテゴリーに分裂するヨーロッパの言語と異なる。

<sup>3</sup>「土」は1910年に朝日新聞に連載された長塚節の小説。この小説の舞台となっているのは現在の茨城県結城市石下町周辺で、この小説の会話部分に現れる言語表現は、この時代の茨城県西の方言を反映したものと考えられている(宮島 1961a:239)。本論文における引用ページは春陽堂版に對応している。ここで春陽堂版を用いたのは、春陽堂版が文献学的には最も信頼できるという河合透(私信)の指摘を受けての選択である。春陽堂版からの引用に当たって使ったテキストファイルは、宮島達夫氏によって提供されたものである。

して位置付ける。第3.6節では、連体修飾構造における格の範疇について一般化を試みる。

なお、この節で扱う連体修飾構造は、(12a)に図式化したような「名詞句-連体修飾格助詞-名詞」という構造だが、便宜的に連体修飾格助詞に前接する部分をN1、後接する部分をN2とよぶこととする。また、同様の構造内の主要部について言及するときはN2を指すものとする。

## 3.2 先行研究

日本語の方言の中に、複数の連体修飾格助詞をもつ体系があることは既に述べたとおりである。南日本の諸方言における [N1-nga N2]<sub>NP</sub> と [N1-no N2]<sub>NP</sub> の使い分けは、N1 の有生性や N1 への敬意といった待遇表現の観点から説明されることがある。もっぱら N1 の意味的な特徴によって連体修飾格助詞の用法を規定しているという点では、水海道方言を扱った先行研究も同様である。

水海道方言の文法記述における先行研究としては、宮島(1956)及び宮島(1961a)が挙げられる。宮島(1956)は-nga、-no、-na をそれぞれ「いきもの名詞」に付属する「もちぬし格」、「もの名詞」に付属する「もちぬし格」、「場所格(連体)」と呼んでいる。この見解を図式化すると次のようになる。

- (13) 水海道方言の連体修飾格助詞：

名詞の性質	有生	無生	場所
連体格助詞	-nga	-no	-na

以下に小説「土」の会話部分から3つの連体修飾格助詞の例を引用する。「[]」で囲んだ部分が連体修飾格助詞を含む箇所である。

- (14) a. さうら、[姉が] 処へでも来て見る (p.24)  
b. 先刻おつうに [米の] お粥炊いて貰つて…(p.29)  
c. そんじや、[此の側な] 小屋ぢやあんめえ、…(p.283)

(14a) では有生名詞である人間名詞（「姉」）に-nga が、(14b) ではこの方言では無生名詞として範疇化されている植物名詞（「姉」）に-no が、そして(14c) では場所名詞（「此の側」）に-na が、それぞれ付属している。宮島(1956)は、有生性の境界領域（例えば、人間名詞に比べて名詞句階層上無生名詞に近い動物名詞の場合）-nga と-no の使用が揺れる場合があることを認めているが、人間名詞やもの名詞のような有生性に関する位置づけが明確な例では、-nga と-no は相互に入れ替えることが不可能であるとしている。しかし、実際には、「土」の中にも、-nga や-na にとって典型的な範疇であるはずの人間名詞や場所名詞に-no が付属する例が見い出される。

- (15) a. どうでも [おめえの] 腹だから好きにした方がえゝやな (p.60)  
 <有生名詞-no>

- b. 俺もまた [こつちの] 家なんぞ…(p.300) <場所名詞-no>

(15) の例文は、-no が他の形式の使用領域を覆う形で分布していることを示している。一方、-nga や-na が-no の使用領域とされる場所以外の無生名詞に付属する例は存在しない。「土」における連体格助詞の分布をまとめると以下のようになる。「+」は出現を「-」は出現しないことを表わす。

- (16) 「土」における連体格助詞の分布：

名詞の性質	有生	無生	場所
連体格助詞	-nga	+	-
	-no	+	+
	-na	-	+

(16) の表から明らかのように、名詞の性質は-nga や-na にとって必要条件であって十分条件ではないのである。このことは現在における 3 つの連体格助詞の用法についてもあてはまる。

先行研究の問題点は、N1 の性質が、有生性の極においてすら-nga や-na の使用に対する必要条件である点を指摘していない点だけではない。次の例文（非文）が示すように、N1 が有生名詞であっても-nga を使うことができない場合がある。

- (17) a. usji-nga sjiQpo  
 牛の 尻尾

- b. \* usji-nga nigu  
 牛の 肉

- c. usji-no nigu  
 牛の 肉

(17a) が文法的であることから、usji（牛）という名詞自体は有生性に関する-nga の使用条件を満たしていることがわかる。（17b）の非文法性は有生性以外の何らかの要因によるものと考えられる。言い換えるならば、-nga の使用条件には、有生性以外の要因が含まれていることになる。後述するように-na の場合も状況は同様である。先行研究では、有生性以外の要因が連体修飾格助詞の使い分けに関与的である点を指摘していない。それ故に、(17b) のような非文法的な構造を排除することができない。この点こそが、最大の問題点と考えられる。

また、(17c) の例文は、-no の用法を考える上でも示唆的である。(17c) は、何らかの条件によって他の連体修飾格助詞の使用が不可能な場合用いられる形式が-no であることを示している。これは、-no が他の連体修飾格助詞(-nga, -na) とは異なる位置づけの要素であることを意味する。

本稿では、以下の節で、-nga、-no 及び-na の使用条件をフィールドワークで得たデータをもとに確定するとともに、この方言の連体修飾構造における格の範疇について一般化を行う。

### 3.3 所有格としてのNP-nga

この節では、N1 の名詞句階層上の位置づけと N1 と N2 の間の意味関係という 2つの点から-nga の用法を明らかにする。

#### 3.3.1 N1 の名詞句階層上の位置づけ

まず、N1 の名詞句階層上の位置づけについてみてみたい。先行研究では、N1 が有生であることが、-nga の使用の条件とされている。ところで、言語学的な概念としての有生性は、生物学的な観点での生物／無生物の区別と必ずしも一致するものではなく、むしろ、当該言語体系において恣意的にカテゴリー化されるものである。Silverstein (1976) 提唱の名詞句階層は、代名詞を有生性の極とする連続体である。動物名詞や植物名詞のように、名詞句階層上、有生性の極から離れた生物名詞は、言語体系によって（あるいは文法現象によって）、有生名詞として扱われたり無生名詞として扱われたりする。

ここでは、水海道方言の-nga が付属できる名詞の N1 の名詞句階層上の分布を明らかにしたい。これまで引用した小説「土」における-nga の使用例は N1 が人間名詞の場合に限られている。動物名詞や植物名詞といった有生性の極から離れた生物名詞の例も含めて、-nga が付属できる名詞の名詞句階層上の位置づけを明らかにするために、フィールドワークで得たデータをもとに検証することにする。

名詞句階層は Silverstein (1976) において分裂能格現象の説明のために提案されたスケールで、人称代名詞を 1 つの極点として名詞をその内在的意味によって連続体を構成しているものとして捉えたものである。角田 (1991) は分裂能格現象以外のいくつかの言語現象がこのスケールを反映していることを報告している。筆者らは以下の名詞句階層を仮定し調査を行った。なお、この付属する名詞の名詞句階層上の位置は、-nga の出現に関して、現在の水海道方言においても「土」の方言と同様に必要条件であって十分条件ではない。したがって、名詞句階層上のある位置で-nga が付属可能であるということは、同時に同じ条件で-no も出現可能であることを含意する。

(18) 名詞句階層 :							
人称	親族	人間	動物	植物	もの	場所	
代名詞	名詞	名詞	名詞	名詞	名詞	名詞	
(大) (小)							
< ... , , , , , , >							

後述するように、-nga の使用領域には個人差があるが、N1 が名詞句階層上もつとも左に位置する人称代名詞の場合、ほとんどの話者が -nga が使用可能であるとした。以下に例を示す。

- (19) a. ore-nga fku 俺の服  
b. ome-nga kuruma お前の車  
c. are-nga me-wa aoi 彼の目は青い

これに対して、N1 が人間を表わす語彙的名詞の場合、話者によって判断が異なった。(20) に示す例に関して、問題なく -nga を使用出来るとする話者がいる一方、親族名詞以外には -nga を付属させることができないという判断を示す話者がいた。そしていずれの人間名詞でも -nga を使わないとする話者もいた。親族名詞に限って使用可能という判断を示した話者といずれの人間名詞でも -nga を使わないとした話者は、名詞句階層上これ以上低い位置にある名詞が N1 の場合、-nga を用いることは出来ないとしている。

- (20) a. ojazji-nga ktsu 親父の靴 N1=親族名詞  
b. sensei-nga kuruma 先生の車 N1=親族以外の人間名詞

人間名詞なら -nga が使用可能と判断した話者でも、N1 が動物を表わす名詞の場合は、-nga を用いることは出来ないと判断する人と使用可能であると判断する人にわかった。さらに、動物名詞に -nga が付属しうると判断した話者の中には、(21a) のように比較的大きな動物の場合使えるが (21b,c) のような小動物になると使用できなくなると判断する話者がいる一方、いずれの場合にも使用可能であると判断する話者もいた。

- (21) a. nego-nga sjijQpo 猫の尻尾  
b. koi-nga kogera 鯉の鱗  
c. onimusji-nga tsumo カブトムシの角

そして、小動物を表わす名詞に -nga が付属しうるとした話者でも (21b) と (21c) の両方が可能であるとするものはいなかった。(21b) のように魚を表わす名詞なら -nga を付属させることができるが (21c) のような昆虫の場合 -nga を付属させることができないとする話者と、逆に (21c) は良いが (21b) は無理だとする話者にわかった。

次の例文に示すような、N1 が植物名詞の例は、全ての話者が、-nga の使用を非文法的と判断した。この場合、N1 は -no でマークされる。

- (22) a. \*de:go-nga ha 大根の葉  
b. de:go-no ha 大根の葉

		人称	親族	人間	動物	小動物	植物	
		代名詞						
使用範囲	A	+	+	+	+	+	-	5
広い	B	+	+	+	+	-	-	2
↑	C	+	+	+	-	-	-	12
↓	D	+	+	-	-	-	-	3
狭い	E	+	-	-	-	-	-	1
		23	22	19	7	5	0	

図 3.1: 名詞句階層に関する-nga の使用範囲の個人差

インフォーマントの判断をまとめると図 22 のようになる。A～E は-nga の使用範囲に関して同様の振る舞いをする話者のクラスを示し、右端の数字はそれぞれのクラスの話者の人数を表わす。また、最も下の段の数字は、N1 が名詞句階層上の当該位置の場合-nga が使用可能であるとした話者の数である。

個人間の-nga の使用範囲の差異は、決して無秩序に分布しているのではなく、名詞句階層の右側から順に制限が強くなる形で現われる。また、使用範囲の広い話者ほど日常的に-nge (有生与格) や-ngani (経験者格) といったこの方言に特有の文法形式を自分の言葉として用いる傾向があった。一方、使用範囲の狭い話者の中には、こうした文法形式は他の人が話す言葉として知識の上では知っているが、自分自身では日常生活では使わないとするコメントをする者もいた。名詞句階層上の-nga の使用領域の違いは、方言を使った言語生活からの距離にも対応しているように思われる。

先行研究においては-nga の分布は付属する名詞 (N1) の「有生／無生」という 2 項対立的な特性によって決定されるものとされてきた。しかしながら、上記のデータは付属する名詞の性質は 2 項対立的なものとして捉えるべきではなく名詞句階層上の連続体として捉えるべきものであることを示している。

### 3.3.2 意味関係

次に、N1 と N2 の間の意味関係について考えてみたい。

以下に有生性に関しては-nga が用いられる必要条件を満たしているにもかかわらず-nga を用いることが出来ない例を示す。

- (23) a. kitsune-nga sjiQpo 狐の尻尾
- b. \*kitsune-nga erimaki 狐の襟巻 (狐は材料)
- c. kitsune-no erimaki 狐の襟巻 (狐は材料)
- d. usji-nga sjiQpo 牛の尻尾 (=17a)

e. \*usji-nга nigu 牛の肉 (17b)

f. usji-no nigu 牛の肉 (17c)

*kitsune*, *usji* という名詞 (N1) は、名詞句階層上の位置付けとしては-ngaが用いられる必要条件を満たしている。なぜなら、(23a) や (23d) が文法的だからである。(23b,c) で-nga を用いることが出来ない原因について考えてみたい。あくまで-nga の分布が N1 の性質に依存すると考えるならば、有生性以外の N1 の特性を考えざるを得ない。考えられる 1 つの要因は N1 の指示物が生きているか否か ([±alive]) である。(23a,d) の場合、指示物に [+alive] の読みが可能であるが、(23b,e) の場合、指示物は [-alive] と解釈される。

(23b) と (23c) は、-nga がまったく使えない例であった。一方、-nga の使用は不可能ではないが、N1 と N2 が同一でも、N1 に-no を付けるか-nga を付けるかで名詞句全体の意味が変わってくる例もある。次の例文は、連体格助詞の形式だけで対立する例だが、岩井市のあるインフォーマントは次のような解釈を行った。

(24) a. usji-nга atama (生きている牛の頭)

b. usji-no atama (料理の材料になった牛の頭、生きている牛の頭)

(24a) の場合、生きている牛の頭の読みしかありえず、料理の材料としての牛の頭という解釈は排除される。これに対し、(24b) の場合生きている牛の頭と死んでしまった牛の頭の 2 つの読みが可能であるという。(24b) が両義的であるのは N1 の特性が必要条件に過ぎないためであろう。また、同じインフォーマントは次の連体格助詞だけで対立するペアについて a. の方はあまり使わないが、あえて使えば下に示した解釈になると説明してくれた。

(25) a. saNma-nга kaNzume 秋刀魚の餌にする缶詰

b. saNma-no kaNzume 秋刀魚を材料にした缶詰

こうした例文を見ると、一見、-nga が出現するためには N1 は [+animate] でありかつ [+alive] であることが必要であるかのように思われる

しかしながら、N1 が明らかに [-alive] であるにもかかわらず-nga を用いることが可能な場合もある。

(26) a. ka:tsjaN-nга zjaNbo お母さんの葬式

b. daresore-nга me:nitsji 誰々の命日

[±alive] という特性は、-nga の用法を規定する要因ではないようである。N1 が有生性に関する条件を満たしている (23b,c) における-nga の非文法性には、N1 の特性以外の要因が関与している可能性がある。以下では、N1 と N2 の間に存在する意味関係について考察することにする。

まず、これまで [±alive] に着目してきた例を名詞間の意味関係から捉え直すと、-nga を使うことができなかった例は全て、N1 と N2 の関係が「材料—製品」の関係であることがわかる。(26a,b) は N1 が [-alive] ではあるが、2つの名詞句の関係は「材料—製品」ではない。

では、N1 の有生性に関する条件が満たされている場合、2つの名詞の意味関係が「材料—製品」でなければ、-nga を使えるかというと必ずしもそうではない。2つの名詞が「同格」の関係にあつたり、N1 と N2 が部分格の意味関係（奥津 1978 の「選択の範囲」）の場合、-nga を使うことは出来ない。以下にその例（非文を含む）を示す。

- (27) a. se:zjika-no kisjiro: 政治家の喜四郎 (同格)  
       b. \*se:zjika-nga kisjiro: 政治家の喜四郎 (同格)  
       c. sjiriai-no itsjibu 知り合いの一部 (部分格)  
       d. \*sjiriai-nga itsjibu 知り合いの一部 (部分格)

標準語で「N1 の N2」で表わし得る関係の中で、N1 が有生名詞であり得る関係には、これまで例に挙げてきた意味関係以外に「属性」、「対象—出来事<sup>4</sup>」、「経験者—経験」、「受益者—対象<sup>5</sup>」、「動作主—動作」、「親族関係」、「時間関係」、「場所関係」などがある。こうした意味関係の場合、-nga を使うことが可能であった。

- (28) a. neko-nga omosa 猫の重さ (属性)  
       b. ka:tsjaN-nga zjaNbo お母さんの葬式 (26a) (対象—出来事)  
       c. ore-nga konomi 俺の好み (経験者—経験)  
       d. kodomo-nga hoN 子供向けの本 (受益者—対象)  
       e. ore-nga tanomi 俺の頼み (動作主—動作)  
       f. sengare-nga jome 息子の嫁 (親族関係)  
       g. ore-nga koro 俺の頃 (時間関係)  
       h. ore-nga mae 俺の前 (場所関係)

なお、2つの名詞の間に「所有—被所有」の関係がある場合、その関係が分離可能であるか分離不可能であるかを問わず-nga を用いることが可能である。

- (29) a. obatsjaN-nga tsjawaN お祖母ちゃんの茶碗 (分離可能所有)

<sup>4</sup> 「被り手—出来事」という意味関係では、他の意味関係の場合に比べて「N1-nga N2」という構文になりにくいとする話者が何人かいた。この意味関係で-nga が使いにくくなる傾向性は N1 が人間名詞の場合よりも動物名詞の場合の方が顕著で、imu-nga sjitske (犬のしつけ) は、-nga を-no にかえた方が良いとする話者もいた。宮島達夫（私信）は、N1 の名詞句階層上の位置付けと同様に名詞間の意味関係に関しても-nga の許容度は、「可／不可」という2項対立をなしているのではなく、話者によって異なり、連続体をなしているのではないか、と指摘してくれた。「被り手—出来事」という意味関係に関してはこうした指摘が当てはまる。また、非意図的な行為者が N1 を占める例 (ka:tsjaN-nga osaN (家内のお産)) においても、他の意味関係に比べて許容度が低くなる話者が出た。しかしながら、他の意味関係に関しては話者の反応は概ね一致していた。

<sup>5</sup> この例は「受益者—対象」の他、「所有者—所有物」の関係としても解釈される点で二義的である。

b. neko-nga sjiQpo 猫の尻尾 (分離不可能所有)

c. omer-nga me お前の目 (分離不可能所有)

N1 と N2 の意味関係と-nga の使用についてまとめると次のようになる。(23)以前に出てきた例文は(14)、(15b)を除いて全て「所有－被所有」の意味関係である。また(24a)も同様である。

(30) N1 と N2 の意味関係 -nga の使用 例

a.	所有－被所有	可能	(19)(20)(21)(23a,d)(29)
b.	属性	可能	(28a)
c.	親族関係	可能	(28f)
d.	受益者－対象	可能	(28d)
e.	対象－出来事	可能	(26)
f.	経験者－経験	可能	(28c)
g.	動作主－動作	可能	(28e)
h.	時間関係	可能	(28g)
i.	場所関係	可能	(28h)
j.	材料－製品	不可能	(23c,f)(24b)(25b)
k.	同格	不可能	(27a)
l.	部分格	不可能	(27c)

(30)に列挙した-nga の使用が可能な意味関係は、お互いどのように結び付いているのだろうか。そして-nga の使用が可能な意味関係と-nga の使用が不可能な意味関係の間にはどのような関係が成り立っているのだろうか。この問題に関して Nikiforidou の提唱する所有関係を中心とした認知的ネットワークは示唆的である。認知言語学の観点から様々な言語の属格を研究した Nikiforidou(1991)によれば、属格で表現できる様々な意味関係の間には所有関係を中心にメタファーによって結びつきあっているネットワークが存在するという。以下にそのスキーマを引用し、-nga の使用領域もあわせて示す。

Nikiforidou(1991)によれば、所有関係(Possessor-Possession)からメタファーによって直接派生可能な意味関係は、「被動作者－出来事(冒険)」(patient-adventures)、「経験者／動作主－経験／生産物」(experiencer/agent-experiences/products)、「全体－部分」(whole-part)、「属性の担い手－属性」(holder of attribute-attribute)、「人－その親族」(person-kin)であるという。その他の意味関係は図3.2に示したように、「全体－部分」という意味関係を介して所有関係と関係をもつているとされている。(30)を見ると、-nga を使い得る関係の多く(30a,b,c,e,f,g)が所有関係から直接派生可能な関係であることがわかる。これらの関係はそれぞれ、(30a)は所有関係と対応し、(30b)は、「属性の担い手－属性」と、(30c)は「人－その親族」と、(30e)は「被動作者－出来事(冒険)」と、(30f,g)は「経験者／動作主－経験／生産物」と対応している。一方、-nga を使うことが不可能な関係(30j,k,l)は、

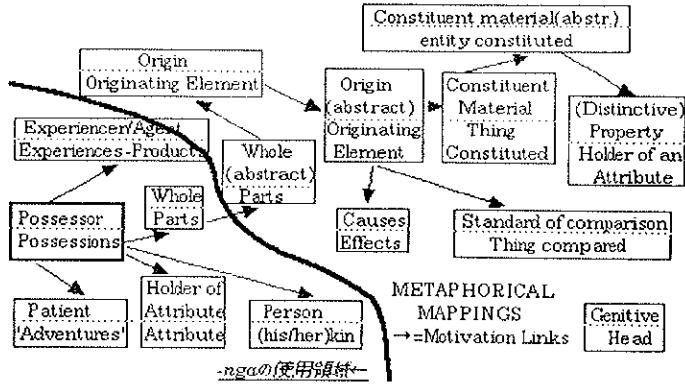


図 3.2: Nikiforidou(1991:198) のスキーマと-nga の使用領域

所有関係から「全体一部分」を介して間接的に派生された関係として位置づけられている。こちらの場合、それぞれ、(30j) は「構成する材料—構成されているもの」(Constituent Material-Thing Constituted) と対応し、(30k) は、「(目立った) 特性—属性の担い手」((Distinctive)Property-Holder of an Attribute) と、そして (30l) は、「全体（抽象的）－部分」(Whole(abstract)-Parts) に対応する。

Nikiforidou は筆者らが調べた関係のうち、時間関係や場所関係については扱っていないので、こうした関係が所有関係から直接メタファーによって派生し得る関係なのかどうかは、図 3.2 のスキーマから直接は、検証することが出来ない。だが、Nikiforidou の方法に従って考えるならば、これらの関係は所有関係から直接派生することが可能になるものと思われる。なぜなら、Nikiforidou は have などの所有動詞によってその関係を表し得るか否かを基準の 1 つとしており、この基準を時間関係や場所関係に当てはめた場合、「時間がある」「場所をとる」などの表現が存在するので、こうした関係は所有関係とメタファーによって直接結びついているものと考えられる。

上記の対応関係は先行研究における-nga の扱い方をある側面において支持する。すなわち、-nga は所有格（「もちぬし格」宮島 1956）という見方が妥当であることを示しているのである。なぜなら、-nga は所有からメタファーによって直接派生可能な用法、つまり所有を中心とした関係においてだけ用いられるからである。あるインフォーマントから「-nga を使うときは所有の意味が強まる」というコメントがあった。このことは母語話者の直感においても-nga が所有という概念と強く結びついていることを示すものと考えられる。

また上記の対応関係は、-no を-nga とパラレルに「所有格」と呼ぶのがおかしいことをも示唆する。なぜなら、-no は所有またはそのメタファーから離れた意味的関係でも用いられるからである。

また、-no は、所有関係に近い意味関係でも用いられる。「全体一部分」の意味関係は所有関係から直接派生される意味関係だが、必ずしも常に「全体」は有生

であるとは限らない。例えば次の例は、無生の「全体」を表し、連体修飾格としては-noが用いられる。

- (31) tskue-no(\*-nga) asji  
机の 脚

この方言の-noは、N1が無生であれば、N1とN2の意味関係が所有関係に近くても遠くても用いられる。そして、N1が有生名詞の場合でも、所有関係から離れた意味関係の場合、-ngaではなく-noが用いられる。したがって、この方言の-noは、標準語の「の」と同様に、有生性や名詞句間の意味関係から自由で、2つの要素が連体修飾関係にあることを標示する機能しか持っていない格形式と見なすことができる。

-ngaと-noの対立は有生性に関する連体修飾格の対立であるだけでなく、後述するように、意味格としての「所有格」(possessive)と文法格としての「属格」(genitive)の対立でもあるのである。

### 3.4 場所格（連体）としてのNP-na

次に、-naの用法をN1の特性と意味関係から明らかにしたい。

-naは先行研究において「場所格（連体）」とされているとおり、N1とN2の間に場所関係が成り立つ場合に用いられる。ただし、N1が場所を表わす場合は-naが用いられるが、N2が場所を表わす場合は、N1の名詞句階層上の位置付けにしたがって-ngaが用いられたり、-noが用いられたりする。

- (32) a. me-na mono 前のもの N1(場所),N2(無生)  
b. ore-nга me: 僕の前 N1(有生),N2(場所)  
c. tana-no ue 棚の上 N1(無生),N2(場所)

N1が場所を表わす場合でも、地名や具体的な場所の場合は-naを用いることが出来ない<sup>6</sup>。

- (33) tsukuba-no(\*-na) bjo:iN 筑波の病院 (筑波にある病院)

- (34) jama-no(\*-na) kuri 平地林の栗 (平地林にある栗)

N1の特性に関して見ると-naは、場所を表わす名詞の中でも、me(前)やue(上)、sjta(下)、tonari(隣)、aQtsji(あっち)、koQtsji(こっち)、sotttsji(そっち)といったも

<sup>6</sup>宮島(1956)には、(34)の例のような具体的な場所名詞に-naが付属している例が挙げられている。しかし、筆者がここ数年水海道市で行った調査では、jama(この方言では「平地林」を表す)のような具体的な場所名詞に-naを付けることができるとした話者はいなかつた。筆者の調査に協力してくれたインフォーマントは全て具体的な場所名詞に-naがつく構造は非文法的であると判断している。

のにだけ付属するようである。これらはそれ自体で具体的な場所を指示するのではなく、空間的な関係を示す表現である<sup>7</sup>。

- (35) a. ue-na mono 上にある物  
b. shita-na mono 下にある物  
c. tonari-na utsj 隣の家  
d. ura-na utsj 裏の家  
e. aQtsji-na utsj あっちの家（分家）  
f. koQtsji-na i: こちらの家  
g. soQtsji-na mono そちらにある物

N1 と N2 の間の意味関係に関しては、上記の例のように「場所-存在物」の他、以下に示す「場所-出来事」の場合でも-na を用いることが出来るとする話者もいるが、多くの話者はこのような例では-na を使うことが出来ないとしている。

- (36) ura-na so:zji 裏の掃除 N1(場所),N2(出来事)

そして、以下の例が示すように N1 が場所を表わしている場合でも、相対的な場所関係を表わす形式名詞が N2 として後続する場合には-na を使うことが出来ない。

<sup>7</sup> 松本克己（私信）は N1 のこうした性質から、-na は格助詞ではなく、名詞を形容詞化する接辞の可能性があると指摘してくれた。たしかに形容動詞の連体形も「名詞+な」という構成になっているわけだから形式的には同じである。そして形容動詞を構成する「な」が通時的には「に+ある>なる>な」と変遷してきたこと、つまり形式的に場所を表わすことにも用いられる表現「に+ある」から発生したことを考えれば、宮島 (1956) と我々が場所格（連体）として記述している「な」を形容詞化接辞として解釈することも可能かもしれない。しかしながら、我々は次の 2つの点から「な」を形容詞化接辞ではなく格助詞として解釈することにする。

理由 (i) 7.1. で記述しているように、場所格（連体）の「な」は名詞句の主要部が省略された構造 ([N1-na φ]) にも出現可能である。これは、-uga や -no といった他の連体格助詞と共に通ずる性質である。一方、形容動詞の連体形を構成する形容詞化接辞の「な」はこうした構造には出現しない。このことは次の例から明らかである。

- a. me-na toQ-te (-na=連体修飾格)  
前にあるのとて (=52a)  
b. \*kirei-na tsure-te ki-ta (-na=形容動詞の語尾)  
きれいなの連れてきた

理由 (ii) 場所格（連体）の「な」はこの節の記述から明らかなように、N1 が場所関係を表わす名詞であるだけでなく、N2 が存在物でなければ出現できない。形容動詞の場合には N2 に関するこうした制限はない。一方で、N1 に内在的な意味だけでなく、N1 と N2 の間の意味関係が用法を規定している点はもう一つの連体修飾構造における意味格である-nga と共に通する性質である。

また、Kiki Nikiforidou (私信) は、同様の性質から、-na は機能的にはダイクティックな要素に付属するなっているのではないか、と指摘している。

- (37) a. \*tonari-na muge:-wa haske:  
隣の向かいは斜向かい (N2=形式名詞)
- b. tonari-no muge:-wa haske:  
隣の向かいは斜向かい (N2=形式名詞)
- c. \*sumiko-na ho:-ni ar-u  
遇の方にある (N2=形式名詞)
- d. sumiko-no ho:-ni ar-u  
遇の方にある (N2=形式名詞)

N1 と N2 の意味関係に関しては、-na を使うことが出来るのは「場所-存在物」の場合だけで、他の意味関係の場合、許容度が下がったり、全く使えなくなったりする。

(38) N1 と N2 の関係	-na の使用	例
場所-存在物	可能	(32a, 35)
場所-出来事	話者によって搖れ	(36)
場所-形式名詞	不可能	(37a,c)

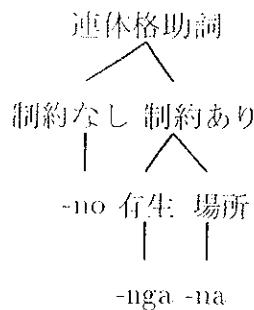
-na が出現するための必要条件は N1 が地名以外の場所名詞であることと、名詞間の意味関係が「場所-存在物」であることである。-nga が N1 に内在的な意味的特性と名詞間の意味関係の 2 つの要因によって用法を規定されていたのと同様に、-na もまた 2 つの意味的要因によって用法を規定される連体修飾格助詞なのである。意味的な制約から -na が使えない場合、(33), (34), (37) の例のように、-no が使われる。ここでも、-no は、意味的に規定されない連体修飾構造のマーカーとして機能している。-na は、意味的に規定される点で、-no とは性質が異なる格助詞であるといえる。

なお、この格助詞-na は -nga などの他の格助詞に比べて現在ではあまり用いられない傾向にある。2 年間の調査で出会ったインフォーマントの何人かは、他のこの方言に特徴的な格助詞 (-nga や -uge(有生方位格)など) を頻繁に用いるにもかかわらず、-na は用いないと答えた。また、attsji-na i:/attsji-na uzji(分家した親戚の家) のように化石化した例でしか用いないとする話者も多かった。

### 3.5 連体修飾構造における文法格と意味格

以上、-nga や -na を -no と対比させる形でこの方言の 3 つの連体修飾格助詞の用法を見てきた。3 つの助詞を名詞句階層上の位置付けに関して分類すると次のようになる。

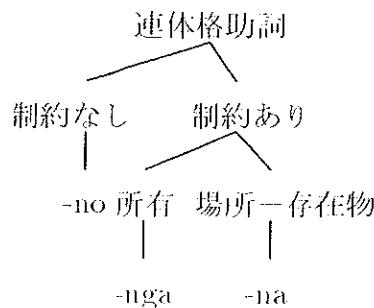
(39) 付属する名詞の名詞句階層上の位置に関する分類：



上記の分類における「有生」は、これまでの-nga の記述が示すように名詞句階層上の左端を中心とする領域の意味であり、生物学上の生物／無生物の区別とは必ずしも一致しない。有生性という N1 の特徴が連体修飾格の用法を規定する要因である点は、先行研究でも指摘されているとおりである。

N1 と N2 の間の意味関係に関しては 3 つの格助詞を次のように分類することが出来る。分類の基準こそ異なるが、ここでも-no は意味的な制約がなく、他の 2 つの格助詞には意味的な制約がある。

(40) N1 と N2 の意味関係に関する分類：



所有格-nga が、2 つの意味的側面から用法を規定される格であることは (39) と (40) の分類から明らかである。有生の所有格という先行研究での位置づけは支持できる。もし、所有という概念の典型に有生の所有者が含意されているのならば、有生性は余剰な特性となり、-nga を単に所有格として位置付けることも可能かもしれない。しかしながら、必ずしもそうとはいえないことは、(31) の例文から明らかである。「全体一部分」は所有関係からメタファーによって直接派生される意味関係で、Nikiforidou (1991) のスキーマにおいても中心的な位置づけがなされている。(31) の例文 (*tskue-no(\*-nga) asji* 「机の脚」) は、「全体一部分」の「全体」が常に有生であるとは限らないことを示している。したがって、-nga の用法に関しては、有生性または意味関係のどちらかを基本的な要因とし他方を派生的なものと見なすことはできない。所有格-nga の使用範囲は、有生性と意味関係という 2 つの意味関係によって規定されていると見なさざるを得ない。

場所格（連体）-na もまた、所有格-nga と同様に、N1 の名詞句階層上の位置付けと名詞間の意味関係の両面から用法を規定される格助詞である。この形式は N1

が内在的に場所を表わす名詞であるとともに名詞間の意味関係が「場所－存在物」の場合にのみ使用出来る。したがって、この形式に関しては「場所格(連体)」という宮島(1956)の規定は支持し得る。同じように場所を表わす格でも、-naはもっぱら連体修飾構造で用いられる点でもっぱら連用修飾構造で用いられる位格-niと対立する。-ngaと-naはこのように意味的に用法を規定される格であるため、この方言の連体修飾構造における意味格として位置付けられるものと考えられる。

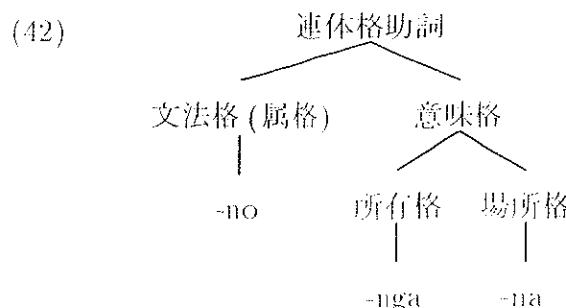
属格-noは付属する名詞の名詞句階層上の位置付けに関しても2つの名詞の間の意味関係に関してもまったく制約がなく、単にそれが用いられる環境が連体修飾構造であることを示すだけの形式であることを上の2つの分類は表わしている。この形式が意味的には用法を規定できずもっぱら文法的 requirement によって出現する連体修飾格=属格であることは、次の事実からも明らかである。

水海道方言では、標準語と同様に、奪格や方位格のような連用修飾構造でも用いられる意味格が連体修飾構造で用いられるときは、そのままの形では出現することが出来ない。これらの要素を連体修飾構造で用いるためには、連体修飾格助詞の補助が必要となる。

- (41) mango-nge-no mijange 孫への土産  
孫-有生方位格-属格 土産

このような場合に用いられる連体修飾格助詞は3つの格助詞の中で-noだけである。なお、上の例で用いられている-ngeは連用修飾構造において有生の着点(受け手)や使役構文の被使役者を表わす名詞句に付属する格助詞で、方向性を表わす形式と考えられる(この形式の用法に関する詳細は佐々木&カルヤヌ(1995)参照)。(41)の構造において「土産」が「孫」に差し向けられた物であることを示しているのは-ngeである。-noはNP-ngeによって示された情報をmijange(土産)を主要部とする名詞句内に転送し mangoとmijangeの意味関係を確定するのを補助する文法的な機能しか果たしていないのである。このような語彙的意味を欠いた付属形式であるがゆえに可能な機能は、上記の-noの属格としての規定の傍証となるものと考えられる。

属格-noは、動詞や形容詞を主要部とする構文における主格がそうであるように、文法構造上の要求のみに動機付けられた文法格なのである。したがって、-noと-na、-ngaの対立は文法格と意味格の対立なのである。この方言の3つの連体格助詞の対立は次のようにまとめることが出来る。



これら3つの形式のうち、-naはすでに多くの話者が化石化した表現でしか使わないようになっており、-ngaが使用領域を狭めつつあることはすでに述べた。この方言の連体修飾格助詞の体系は意味格(-na,-nga)の衰退と文法格の使用領域拡大に向かって変化しているといえるだろう。

### 3.6 格の範疇としての連体修飾格

これまで記述してきた-nga、-no、-naは、全て連体修飾構造にだけ現れる格形式であった。これと逆に、主格及び対格は、動詞や形容詞を主要部とする構造(連用修飾構造)でしか用いられない。連用修飾構造で主格や対格であった要素は、その有生性や意味役割に応じて、連体修飾構造ではNP-ngaやNP-noでマークされる。

- (43) a. ome odoQ-ta.  
お前が 踊った。

- b. ome-nga odori.  
お前の 踊り。

- (44) a. inu-godo sjtsuke-ru.  
犬を しつける。

- b. inu-nга(/-no) sjtsuke.  
犬の しつけ。

(44b)は、話者によってNP-ngaを使う場合とNP-noを使う場合がある。対象名詞句は動作主名詞句に比べてNP-ngaが使いにくいことは既に注釈4で述べたとおりである。Kurylowicz (1964:32)によれば、属格の主な統語的機能(文法格としての機能)は、文の名詞化に際して主語や目的語のマークーとして機能すること、連用修飾構造における主格や対格に対応する要素として機能することであるという。上記の2組の例文は、この方言のNP-ngaやNP-noが、Kurylowiczが属格の文法格としての機能として指摘した機能を担っていることを示している。

なお、-noでマークされる要素は名詞句だけではない。名詞句に斜格格助詞が付属した形式が-noのサポートを受ける形で連体修飾構造に現れるのは、(41)で見たとおりだが、副詞もまた-noでマークされる。

- (45) izuno-no ksuri.  
いつもの 薬

主格や対格と同様に連体修飾構造には現れない格形式には経験者格(NP-ngani)と無生与格(NP-sa)そして位格(NP-ni)がある。(28c)の例にあるように経験者は連体修飾構造では動作主などと同様にNP-ngaで表される。また、位置を表す名詞

句は、連体修飾構造ではその名詞句の指示性や名詞句間の意味関係によってNP-naで現れたり、NP-noで現れたりする。これに対して、無生与格(NP-sa)は連体修飾構造ではNP-eに置き換えられ、さらにそれに-noが付属する形になる。

- (46) a. egi-sa ing-u.

駅に 行く。

- b. egi-e-no iuizji.

駅への 道。

NP-saとNP-eは連用修飾構造では、置き換え可能な要素である。一方、連体修飾構造ではNP-eの方しか出現することができない。

上記の例(NP-e-no ...)と同様に-noによって支えられる形で連体修飾構造に出現できる格形式は、NP-ngani, NP-sa, NP-ni以外の全ての斜格形式である。

- (47) a. mango-nge-no mijange. (=44)

孫への 土産

- b. mango-gara tengami kj-ta.

孫から 手紙 来た。

- c. mango-gara-no tengamui.

孫からの 手紙

Yip, Maling & Jackendoff (1987)は、日本語の「の」について、連体修飾構造に現れる全てのX”(主要部とする品詞を問わない全ての最大投射)に結びつく要素という分析を行っている。副詞句や斜格形式(分析の仕方によってはPP(=P\*))に付属する点で、水海道方言の-noは、標準語の「の」と共通する側面がある。同じ連体修飾格でも英語の's 属性格やof属性格は、もっぱら名詞句に付属し、前置詞句に付属することがない<sup>8</sup>点で、標準語や水海道方言の連体修飾格に比べて用法が狭いといえる。しかし、連体修飾構造に現れる全ての構成素に-noが付属できるというわけではない。NP-nga, NP-naに対しては、-noは付属することができない。これは、-nga, -naが-noと同じ連体修飾格をマークする要素だからと考えられる。水海道方言の連体修飾構造では形容詞を除く全ての修飾要素が何らかの形で連体修飾格表示を要求される。この方言の連体修飾構造における格表示に最低限必要な条件は次のようにまとめることができる。

- (48) 連体修飾構造で要求される格表示:

形容詞以外の修飾要素は、連体修飾格でマークされなければならない

a. 有生の所有者名詞句ならば、所有格で

<sup>8</sup> *yesterday's paper* のような複数をどう分析するかという問題はあるが、ここではさしつかえない。

- b. 場所名詞句ならば、連体場所格で
- c. 上記 a,b に当てはまらない場合は、属格で
  - i. 名詞句／副詞句-属格
  - ii. 名詞句-意味格(連用)-属格

連体修飾構造では形容詞以外の修飾要素がある場合には必ずその存在が要求される連体修飾格だが、この方言では、連体修飾格が連用修飾構造でも使われるということはない。この点は琉球方言とは異なる。この方言では、連体修飾格と連用修飾格が排他的な関係になっている。連体修飾格であるならば連用修飾構造では用いられず、連用修飾格であるならば連体修飾構造には全く現れないか、現れる場合には、連体修飾格の補助を必要とする。*-no* と *-nga*, *-na* は文法格と意味格で対立しているが、他の格形式に対しては連体修飾格として自然類をなしているのである。

### 3.7 もう一つの分析の可能性

宮島達夫（私信）によれば、場所格（連体）*-na* は、筆者のインフォーマントが認めるよりも広い範囲で用いられるという。具体的には、彼の内省では、*jama*（平地林）のような具体的な場所名詞であっても、*-na* は付属可能であるという。

仮に、*-na* の分布がそのように広く、場所として解釈可能な名詞ならば付属可能ということであれば、この方言の連体修飾構造における格の範疇に関して、これまで展開してきたのとは異なる分類が可能になる可能性がある。

これまでの分析では、所有格-*nga* は、N1 の特性に関しても意味関係に関しても、場所格（連体）*-na* とは接点がほとんど見いだせない。しかし、意味役割としての所有者が位置と関係のある概念であるという見方がある。例えば、インド＝ヨーロッパ語族を含むいくつかの言語において、「have」の主語が存在文の位置表現と共通性を持っているという指摘<sup>9</sup> や所有格を連体修飾構造における与格として捉える見方<sup>10</sup> がある。とりわけ、「have」の主語は [+human] の「位置」(location) であるとする Freeze (1991) の分析は、水海道方言の-*nga* と-*na* の関係を考える上で興味深い。

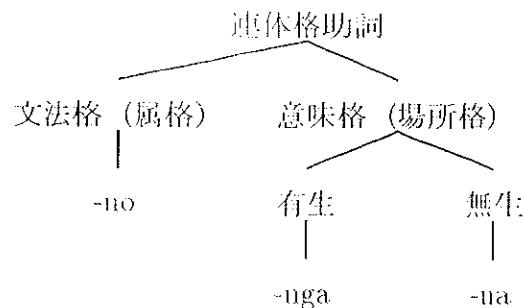
Freeze (1991) の分析をこの方言の連体修飾格の体系に当てはめてみた場合、所有格を有生の場所格（連体）として捉えることができる。2つの連体修飾格-*nga* と-*na* は、ともに場所格（連体）であり、二つの格助詞は N1 の有生性で対立していると見ることができるようになる。このような分析を行った場合、水海道方言の連体修飾格の体系は、文法格としての属格に対して、意味格としての場所格が対立する体系になる。

---

<sup>9</sup> Benveniste (1960), Bach (1967), Freeze (1991) など。

<sup>10</sup> Fillmore (1968)

(49) 連体修飾格の分類（もう一つの可能性）：



(49) の分類は、はたして適切なものと言えるだろうか？

筆者の調査に協力してくれた大部分のインフォーマントのように、-naが使用可能なN1の意味が狭い場合、-ngaと-naが有生性だけで対立していると見なすことには無理がある。ただし、この問題は宮島達夫（私信）の内省による言語体系に對しては当てはまらない。

(49) の分類の潜在的な問題点は、-ngaの意味関係に関する制約を適切に捉えきれるか否か、という点である。所有格-nгаが、所有関係を中心とした意味関係において使用可能であるのは、これまで見てきたとおりである。仮に、-ngaの用法の中心的な意味関係が、-naのそれと並行的な「場所—存在物」であるとして、そこから-nгаが使われている意味関係を導き出せるか否かが問題になる。この問題点については、今後さらに検討しなければならない。

### 3.8 連体修飾格の準体助詞としての用法

標準語の「の」には連体修飾格助詞としての用法の他に準体助詞としての用法がある。標準語において「の」が準体助詞として用いられるとはされるのは以下のb.に示すような名詞句の主要部が語彙的名詞でない場合である。

- (50) a. 赤い靴                  b. 赤いの  
[[形容詞句] 名詞]            [[形容詞句]-の (=準体助詞)]

- (51) a. 僕の靴                  b. 僕の  
[[名詞句] 名詞]            [[名詞句]-の (=格助詞)] φ  
~[[名詞句]-φ]-の (=準体助詞)]

(50b)の場合、「の」が出現する位置は一般に格助詞の出現する位置ではないので準体助詞として機能していると見なすことに困難はない。しかし、(51b)の場合、「の」は準体助詞としてこの連体修飾構造の主要部として機能しているという解釈と、あくまで格助詞として機能しており主要部がゼロ準体助詞となっているという解釈が有り得る。(51b)のような例に関して松下(1930)、奥津(1978)などは前

者の、そして Kitagawa & Ross(1982) や Saito & Murasugi(1990) は後者の解釈をとっている。

この節では水海道方言の連体修飾格助詞が準体助詞として転用される用法について、「属格重複現象」を通して記述する。本稿で「属格重複現象」と呼ぶものは、連体修飾格助詞としても用いられる形態素が1つの連体修飾構造で重複して用いられる現象である。以下の記述が示すように、この名称はもっぱらその形態のみに着目した便宜的なものであって、機能的にも「格」が重複していることを含意するものではない。

3つの連体修飾格助詞のうち準体助詞としての用法が存在するのは-no と-nga だけで、-naにはこの用法はない。以下、まず-naに準体助詞として転用される用法がないことを確認した上で、準体助詞として転用された-nga と-no の機能的な差異について記述することにする。

### 3.8.1 -naには準体助詞としての用法がない

水海道方言の-na は(50b) のように用言に修飾される位置に立つことはないが、(51b) と同様の環境に出現することがある。そして、標準語の「の」の場合と同様に(52b) と(52c) の2つの構造が考えられる。

- (52) a. me:-na toQ-te. 前にあるのとて。  
b. me: - $\phi$  -na  
N1 -格助詞 -準体助詞  
c. me: -na - $\phi$   
N1 -格助詞 -準体助詞

*me:-na* の妥当な構造が、(52b) なのか(52c) なのか、2つの事実から考えてみたい。

まず、第1に-naに前接する名詞の意味的な制限が格助詞の場合と同じであること。すなわち、このような例で-naに前接しうる名詞は場所名詞だけであり、有生名詞や場所以外の無生名詞が前接する例は見当たらない。前接する名詞に関する格助詞との共通点は、上記のような例でも-na が連体修飾格として機能していることを示唆する。

第2に、「属格重複現象」における na の位置が挙げられる。属格重複現象における-na の位置は、以下に示すように N1 と-no に挟まれた位置だけであり他の配置は認められない。

- (53) a. N1-na-no me:-na-no toQ-te kuro. 前にあるのとて下さい。  
b. \*N1-no-na \*me:-no-na toQ-te kuro. 前にあるのとて下さい。

属格重複現象は、後述する-nga を含む例も含めて全て連体修飾構造の主要部が語彙的名詞でない場合にのみ生じる。つまり、属格重複現象は随意的にではあるが連体修飾構造の主要部における語彙的名詞の不在を補う形で出現するのである。上記の属格重複における-noは「N1-na N2」のN2に対応する位置に出現しているわけだから、準体助詞として機能している蓋然性が高い。このことは同時にそれに前接する-naが「N1-na N2」の-naと同様に格助詞として機能していることをも含意する。

以上、前接する名詞に関する制約と属格重複現象における分布上の位置から、(52a)の *me:-na* の構造としては、(52c)の構造が妥当な構造であると考えられる。したがって、-naには準体助詞として転化する用法がなく、格助詞としての機能しかないのである。

### 3.8.2 準体助詞としての-no と-nга

水海道方言の-nga と-no は(54)に示すような形で1つの名詞句の中で重複して用いられることがある。このような重複が起こる場合、名詞句の主要部(N2)に語彙的名詞は現れない<sup>11</sup>。

- (54) 旦那-の-が-は うめえつて云つたんだ (「土」 p.131)  
(旦那のもの(甘躋)は旨いと言つたのだ)

この方言では、N2が省略される場合、名詞句は-nga と-noの分布に関して次のようなパターンを示す。

(55)	パターン	例	意味	出典
a.	N1-no	今度-の-は	今度の(孫)は	「土」 p.113
b.	N1-nга	俺ら-が	私の(唐鍤)	「土」 p.235
c.	N1-no-nга	他人-の-が-も	他人の(堕胎)も	「土」 p.43
d.	N1-nга-no	彼等-が-な	彼等の(蜀黍)は	「土」 p.109

<sup>11</sup>高知県香美郡や愛知県南設楽郡などいくつかの地方の方言には、N1-ガノ N2(ex. オ爺ガノ杖(=お爺さんの杖))という形式が存在する(大野 1983)。こうした形式は音声形式の面からだけみると、語彙的名詞としての主要部が存在する場合にも重複が起こっているかのようである。しかし、こうした方言の「-ガノ」は形態論的にも2つの単位が連続していると見ることが出来るとは限らない。大野(ibid.)はこのような場合の「-ガノ」を1つの単位(格助詞)として分析している。大野の分析は、大野(1983)における【準A-連体格助詞-準B】という一般化に関して「ガノ」を連体格助詞のスロットに挿入可能である点などから支持できるものと考えられる。なお、準Aは標準語の「私のは揮の上にある」の「の」に対応する諸方言の形式であり、準Bは「良いのも悪いのもある」の「の」など直前に用言の連体形がくる「の」に対応する形式である。

水海道方言の場合には、音声形式上の「ノガ」や「ガナ」は、上記の方言の場合とは異なり、形態論的にも2つの単位の連続として分析すべきものと考えられる。なぜなら、語彙的名詞としての主要部が現れない、すなわちそれ故に連鎖の内の後ろの要素が主要部の代わりに存在する準体助詞として分析出来る場合に限り、この方言では重複現象が起こるからである。

(55d) の「彼等-が-な」の「な」は「-no-wa」が縮まった形式である。上のパターンのうち、(55a) と (55b) は-nga 及び-no に関して、格助詞であるのか準体助詞であるのか確定する証拠とはならない。なぜなら、(55a) 及び (55b) だけを見た限りでは、次の 2 つの解釈が可能だからである。すなわち、(56a) のように準体助詞が空であるという解釈と、(56b) のように格助詞が省略されたとする解釈の両方があり得るからである。

- (56) a. N1 -no - $\phi$  N1 -nga - $\phi$   
           N1-格助詞-準体助詞 N1-格助詞-準体助詞  
   b. N1 - $\phi$  -no N1 - $\phi$  -nga  
           N1-格助詞-準体助詞 N1-格助詞-準体助詞

上記の解釈上の曖昧さは、(55c) 及び (55d) の-nga、-no が重複している例を考慮することによって、解決される。

まず、(55c) の重複パターンについて考えてみたい。N1 と N2 がともに語彙的名詞である場合、名詞句は「N1 - 連体修飾格助詞 - N2」という順序になっている。この順序が、N2 が省略された場合にも当てはまるすると、-no は格助詞として機能しているものと考えられる。では、-nga はいったいどのようなものとして機能しているのだろうか。すでに-no という格助詞が N1 に付属しているので格助詞ではないだろう。なぜなら、連体修飾という同じ機能の格助詞が重複するということは機能的に余剰だからである。残された可能性は、-no と-nga が一体となって複合助詞を形成している場合と、-no に後続する-nga が準体助詞である場合である。もし、複合助詞であるなら、N2 が省略されていても省略されていなくても存在し得るはずである。しかし、-no-nga の連鎖は N2 が省略された場合にしか出現しない。したがって複合助詞としての解釈は困難である。この省略された場合にしか出現しないという点は、この場合の-nga が準体助詞として機能していることを示唆する。

さらに、N1 との間の有生性に関する共起制限を見てみると、N1 に隣接する-nga(格助詞) と (55c) のパターンで出現する-nga との間には、興味深い差異があることがわかる。格助詞として機能する-nga の場合、N1 が [+animate] でなければならぬという共起制限が存在することは、これまでに見てきた通りである。(55b) や (55d) のような N2 が省略されていて-nga が N1 に隣接するパターンの場合、つまり、-nga が格助詞として機能している場合も、N1 は [+animate] の例しか見当たらない。これに対し、(55c) のような-nga が準体助詞として機能しているパターンの場合、下に示す例から明らかのように、N1 は [+animate] であっても [-animate] であっても構わない。

- (57) a. 自分の烟-の-が-は 一日見りや分りあんすから (「七」 p.135)  
           自分の烟のもの(蜀黍)は一日見ればわかりますから  
           N1 の特性 : [-animate]

- b. 自分-の-が 始末すれば... (「土」 p.153)  
 自分のもの(米)を始末(=収穫)すれば...  
 N1 の特性 : [+animate]

この共起制限上の差異は、(55b) や (55d) の N1 と隣接する-nga が格助詞と同じ特性を持っていることを示すと同時に、(55c) の-nga が格助詞とは異なるものであることを示している。

次に、(55d) について考えてみることにする。(55c) のパターンの分析に用いた基準に当てはめるならば、この場合、格助詞として解釈されるのは N1 に隣接している-nga になり、準体助詞として解釈されるのは-no になる。

なお、準体助詞としての-no は以下に示す文脈にも現れる。

- (58) a. そんなんちやねえ-の とれな (「土」 p.41)  
 b. こんな小え-の 抱えて仕やうあるもんちやねえな (「土」 p.91)  
 c. 赤え-の 買つて遣つたんがさ (「土」 p.152)  
 d. 其処らの子の締める-の-は 什麼ものだかさね (「土」 p.159)  
 e. それも反物に成つてる-の-を 切らしてさうだよ (「土」 p.160)

上の文脈の場合、準体助詞-no は形容詞や動詞によって修飾されている。現在でもこのような文脈には準体助詞としての-no が現れる。一方、(55d) のパターン、すなわち準体助詞としての-no が連体修飾格助詞のついた名詞に修飾されるパターンは、「土」の中には複数存在するが、筆者らの調べた限り、現在では用いられていない。準体助詞としての-no と-nga の分布及びその通時的な変化に関しては、以下に詳しく述べることにする。

### 3.8.3 準体助詞としての-no、-nga の分布

ここでは、準体助詞としての-no と-nga が修飾する要素との関係においてどのような違いがあるかを明らかにしたい。これまでの記述で、準体助詞としての-no は形容詞や動詞によって修飾される位置には、「土」の時代でも現在でも出現することが可能だが、名詞によって修飾される位置には、「土」の時代には出現できたが現在では出現できないということを指摘した。以下、準体助詞としての-nga はどのような要素によって修飾されることが可能で、どのような要素によって修飾されることが不可能なのか見ることにする。

(55c) の例では、準体助詞としての-nga は連体修飾格助詞を伴った名詞によって修飾されていた。このパターンは「土」の段階でも現代の方言の段階でも用いられているものである。下の例は、荷物の持ち主を探している人に答える際の言い方としてインフォーマントが教えてくれたものである。

- (59) sore-wa ore-no-nга da-jo それは俺の(もの)だよ

では、準体助詞としての-ngaは動詞や形容詞によって修飾される位置には出現し得るであろうか。「土」の会話部分には動詞や形容詞によって修飾される準体助詞としての-ngaの例は全く存在しなかった。現在の水海道方言でも事情は同様である。インフォーマントに確認したところ、次のような例は非文法的な連鎖と判断された。

- (60) a. \*wakai-nга 形容詞-nга  
若い人
- b. \*taNmono-ni uaQ-te i-ru-nга-o 動詞-nга  
反物になっているのを (58e')

したがって、準体助詞としての-ngaは、「土」の時代にせよ現代にせよ、連体修飾助詞を伴った名詞によって修飾される位置には出現可能だが、形容詞や動詞によって修飾される位置には出現不可能であるということになる。準体助詞-nгаは、構造上の分布に関して、通時的に変化していない。

準体助詞としての-noと-nгаをそれを修飾し得る要素に関してまとめると次のようにになる。

		修飾する要素		
		動詞	形容詞	名詞
「土」の段階	準体助詞としての-no	+	+	+
	準体助詞としての-nга	-	-	+
現在	準体助詞としての-no	+	+	-
	準体助詞としての-nга	-	-	+

上の表を見ると「土」の段階では存在した分布上の重なり（「名詞による修飾」の欄を見よ）がなくなっていることがわかる。したがって、現在の方言は「土」の会話部分に現れる方言に比べて、準体助詞としての-nгаと-noの機能分化が進んだと見ることが出来る。

### 3.9 残された課題

この章では、連体修飾格助詞-nга, -no, -naの用法をN1の名詞句階層上の位置づけと名詞句内の意味関係という2つの意味的な観点から記述してきた。これらの連体修飾格助詞の統語的機能については、連体修飾構造に現れるという点について明らかにしただけである。ところで連体修飾格が複数ある英語では、's属格とof属格の間に機能的・構造的対立があり、それは文における主語と目的語の対立に並行的なものであることが指摘されている (Chomsky (1970); Jackendoff (1977))。

次の文における、John (62a) と John's (62b) は、ともに主語として、the theorem (62a) と of the theorem (62b) は目的語として位置付けることができるという。

- (62) a. John has proved the theorem.

- b. John's proof of the theorem.

つまり、動詞を主要部とする構造（文）と名詞を主要部とする構造（名詞句）という2つの異なる構造に、構造上の並行関係があるというわけである。Kurylowicz のいうところの subjective genitive と objective genitive も同様の見解と見ることができる。本稿では、この方言の名詞句内部における文法関係もしくは $\bar{X}$ 理論の観点で見た階層構造については明らかにしていない。この点について明らかにできていないのは、本稿で用いたデータの多くが、名詞句における修飾要素（それが補部であるか指定部であるかは問わない）が1つしかないものだからである。文法関係や $\bar{X}$ 理論上の位置づけは格の統語論上の性質を考える上で重要である。この点については、今後調査を行っていく中で明らかにしていきたい。

準体助詞としての用法に関しては、形態素が2つ重複する例のみをみてきたが、実際には2以上の-no と-nga が重複する場合がある。「土」には以下に示すように連体修飾格助詞としても用いられる形式が3つ連続して現れる例がある。

- (63) a. 自分の爛-の-が-な 一つ穂でも伐つちやねえから 「土」 p.135  
b. 遠くの方-の-が-ん だぞ 「土」 p.244  
c. おとつゝあ、それにやねえ-の-が-ん だぞ 「土」 p.260  
d. えゝから、此れつ切ぢやきかねえ-の-が-ん だから 「土」 p.260

上の「の-が-ん」または「-の-が-な」は標準語の「の」が現れる場所に出ていている。(63a,b) は準体助詞の「の」に対応するものであり、(63c) は「のだ」の前半部分、(63d) は「のだから」の「の」に対応する。こうした形式は現在では用いられないため、その機能を明らかにすることが困難である。したがって、ここではその存在を報告することとどめたい。今後文献をより詳しく研究することによってその機能を明らかにしなければならない。

## 第4章 有生対格と無生対格の統語論

#### 4.1 はじめに：分裂対格体系

茨城県南西部（水海道市を中心とする地域）で話されている水海道方言は、有生格と無生格の対立が属格・与格・対格において見られる点が、文法的な特徴の一つとなっている。標準語においては、名詞句の格表示はもっぱらその名詞句の統語論的性質（文法関係もしくは句構造上の位置）と意味役割によって決定されるが、この方言のように名詞句の語彙的な意味が格表示のあり方を決定する要因となっている言語体系（言語・方言）は通言語的には決して珍しくない。名詞の語彙的な意味が格表示を左右する例としては、分裂能格型言語がよく知られている。また、日本の方言でも喜界島の方言が主語の格表示が名詞の語彙的な意味に左右されることが報告されている（松本（1990））。

水海道方言の文法格（主格・対格）は、以下の図（Word-and-Paradigm方式の分析に基づくもの）が示すように、分裂対格体系になっている<sup>1</sup>。

(64)	有生	無生
主格	-φ	-φ
対格	-godo	-φ

本稿では、有生対格-godoが、形式的に類似する標準語の「のこと」とどのように異なるのか明らかにするとともに、標準語では見られない二重対格構文の記述を通して、対格が2つあるという形態論的特徴が統語論に及ぼす影響を明らかにしたい<sup>2</sup>。

「分裂対格体系 (split accusative system)」という概念は、Rumsey (1987:33) によって、印欧祖語の格体系として提案された。Rumsey の研究は Silverstein (1976) による分裂能格体系の研究成果を印欧祖語の設定に応用したもので、分裂対格体系は、名詞句階層のある地点より有生の極に近い位置に分布する名詞では、主格と対格の対立があるが、それより有生性の低い位置に分布する名詞では主格と対格が形態的に中和している体系を指す。

## 4.2 有生対格としての-godo

この節では、有生対格マークとしての-godo の基本的性質を明らかにしたい。

本稿では-godo を先行研究(宮島 (1956))と同様に有生名詞句に付属する対格マークとして扱う。その第1の根拠は、統語論上の分布である。(65a)の例文にあるように、-godo は他動詞文のいわゆる直接目的語をマークする。一方、他動詞文や自動詞文(受動文を含む)の主語をマークすることはない。

- (65) a. jaguza ke:kaN-godo korosj-ta.  
‘やくざが警官を殺した。’(他動詞文)
- b. mango(\*-godo) garasu waQ-ta.  
‘孫がガラスを割った。’(他動詞文)
- c. mango(\*-godo) hadarai-de-ru.  
‘孫が働いている。’(自動詞文)
- d. ke:kaN(\*-godo) jaguza-ni koros-are-da.  
‘警官がやくざに殺された。’(受動文)

直接項の格表示には、能格型と対格型がある。この方言の直接項の格表示は他動詞文の主語と自動詞文の主語が同じで、直接目的語がこれらと対立する形式になっているため、対格型である。対格型の格体系で直接目的語のマークとして機能しているので、-godo は対格マークと見なしうる。

主語の位置には現れず目的語の位置に現れる点では、標準語のいわゆる《IDENTITY》の「のこと」(付属する名詞が指示する存在物を抽象化して捉え直す機能を持つ「のこと」の用法。命題を表す「のこと」と対立する。箇栗 (1996) 参照)も同様の分布を示す。

- (66) a. 太郎は花子のコトを愛している。(箇栗 (1996:37), (2))
- b. \*花子のコトが太郎に愛されている。(箇栗 (1996:37), (4))
- c. 花子は太郎に愛されている。

しかし、水海道方言の-godo は、標準語の「のこと」に対応する形式ではない。この方言で標準語の「のこと」に対応する形式は-no-godo であり、-godo とは意味的制約が異なる。

次の例文が示すように、-godo は、付属する名詞が名詞句階層<sup>3</sup>の有生性の極から離れると許容度が下がる。

- (67) a. kodomo-godo mi-da.  
‘子供を見た。’

<sup>3</sup>名詞句階層は Silverstein (1976) によって提唱されたもの。

- b. nego-godo mi-da.  
‘猫を見た。’
- c. onimusji-godo mi-da.  
‘カブト虫を見た。’
- d. \*saboteN-no hana-godo mi-da.  
‘サボテンの花を見た。’
- e. \*fuzjisaN-godo mi-da.  
‘富士山を見た。’

水海道方言の有生対格-godoは、動物名詞までしか付属することができない。生物学的には生物に分類される植物は、(67d)が示すように、有生対格が付属することができない。

一方、標準語の「のこと」に対応する-no-godoには、このような付属する名詞句の有生性に関する制約はない。

- (68) a. \*taNzjo:bi-godo omoidas-u.  
‘誕生日を思い出す。’
  - b. taNzjo:bi-no-godo omoidas-u.  
‘誕生日のことを見出す。’
- 
- (69) a. ozjisaN-godo omoidas-u.  
‘お爺さんを思い出す。’
  - b. ozjisaN-no-godo omoidas-u.  
‘お爺さんのことを見出す。’

共起する述語または文全体の意味に関する制約も「のこと」と-godoでは異なる。金(1994)は、標準語の「のこと」は、動詞の意味概念に依存し、「対象の命題内容」をマークしたり「対象」を「対象の命題内容」に変化させる機能をもつ形態素であるとしている。また、篠栗(1996)は、文全体が話し手の心的態度を表している表現の場合に「のこと」が用いられる指摘している。いずれにせよ、こうした意味規定から離れた文脈、すなわち、目的語が対象の命題内容ではなく対象そのものを表す文脈や動詞がモダリティ要素を伴わない文脈では、「のこと」を用いることはできない。

- (70) a. \*あの人気がこの子のことを見いた。(金(1994:8), (32))
- b. \*刑事は野本さんのことを見捕した。(金(1994:8), (34))

c. \*お前のコトを、養う (篠栗 (1996:42), (22a))

cf. お前のコトを、養ってやろう (篠栗 (1996:42), (22c))

水海道方言の-godo の場合、それが「対象の命題内容」として解釈されない場合でも、出現することができる<sup>4</sup>。

- (71) a. ano toraQku gagi-godo hi:-ta.

‘あのトラックが子供をひいた。’

- b. ano kuruma kodomo-godo hane-da.

‘あの車が子供をはねた。’

- c. kezji-wa noumodosaN-godo taihosj-ta.

‘刑事は野本さんを逮捕した。’

- d. kiNgjo-godo sodade-ru.

‘金魚を育てる。’

- e. otetsudaisaN-godo jadoQ-ta.

‘お手伝いさんを雇った。’

- f. sengare-godo daingagu-sa jaQ-ta.

‘息子を大学にやった。’

この方言の-godo が、標準語の「のこと」とは意味的制約が異なることを見てきた。このような意味的な相違があること、そして標準語の「のこと」に対応する独立の表現 no-godo が存在することから、この方言の-godo は、標準語の「のこと」に対応する形態素とは見なさない。

以上、統語論上の分布や意味的制約（特に有生性の制約）から、宮島(1956)以来の有生対格（いきもの名詞に付属する目的格）としての-godo の位置づけは支持できるものと考えられる。-godo は起源的には、標準語の「(の) こと」と同様の形式名詞にさかのぼる可能性があるが、現在ではすでに対格表示のマーカーとして文法化されているものと捉えて差し支えないだろう<sup>5</sup>。

この方言の有生対格-godo は、他のいくつかの言語の有標な対格形態素と同様に、随意的な存在であり、有生対格でマークされるべき名詞句がゼロマー킹で出現することがある。ただし、有生対格-godo が省略可能なのは、有生の目的語が述語に隣接する場合に限られる。例えば、(72) の 2 つの例文は 2 つの例文は命題的意味が同じである。

<sup>4</sup>母語話者によれば、(71) の例文は、-godo の前に-no をつけてもおかしくないという。こうした判断は、標準語の影響だけでは説明できない。もともと-godo が (71) の例文のような構造でも問題なく使用できるからこそ、可能な判断と思われる。いわば、-godo の分布の広さが、-no-godo の分布の広さを可能ならしめたのではないだろうか。

<sup>5</sup>ここでは、もっぱら動詞を主要部とする構文をもとに、-godo の性質を論じたが、宮島(1959)の指摘にもあるように、この有生対格は形容詞（形容動詞）文にも出現する。形容詞（形容動詞）文における有生対格は、感情形容詞の対象をマークする。

- (72) a. ora ome-godo buQ-ta.  
     ‘俺はお前をぶった。’ (SOV)<sup>6</sup>

b. ora ome buQ-ta.  
     ‘俺はお前をぶった。’ (SOV)(ome=被動作者)

一方、スクランブリングによって目的語が主語よりも前に来た場合、有生対格-godoは省略することができない。この場合の有生対格を省略すると文の命題的意味が変わる。

- (73) a. ora-φ ome-godo but-ta.  
     ‘俺はお前をぶった。’ (SOV)

- (i) a. ora ano seNse:-godo kire:-da. 俺はあの先生が嫌いだ。  
 b. ora inu-godo kire:-da. 俺は犬が嫌いだ。  
 c. ora ano hana(\*-godo) kire:-da. 俺はあの花が嫌いだ。  
 d. ora ano kuruma(\*-godo) kire:-da. 俺はあの車が嫌いだ。  
 e. ora e:ngo(\*-godo) kire:-da. 俺は英語が嫌いだ。  
  
 (ii) a. ora ome-godo sjjNpe:-da. 俺はお前が心配だ。  
 b. ora ano gakse:-godo sjjNpe:-da. 俺はあの学生が心配だ。  
 c. ora nego-godo sjjNpe:-da. 俺は猫が心配だ。  
 d. ora ine(\*-godo) sjjNpe:-da. 俺は糞が心配だ。  
 e. ora kuruma(\*-godo) sjjNpe:-da. 俺は車が心配だ。  
 f. ora sjkeN(\*-godo) sjjNpe:-da. 俺は試験が心配だ。'

上記の例から明らかなように、動詞を主要部とする構文の場合と同様に、有生対格-godoは、動物名詞までしかマークすることができない。なお、有生対格をつけると非文と判断された(ic-e)および(jid-f)は、有生対格をつけずゼロマーリングにすると文法的と判断されるようになる。また、(i)と(ii)のすべての例文は、有生対格(-godo)や無生対格(-φ)を-no-godoで置き換えることができる。ここでも、-no-godoには有生性に関する制約がないことがわかる。同じように対象を選択する形容詞でも、属性形容詞の場合、-godoを使うことができない。

- (iii)a. are-wa kasjkoい。彼は賢い。  
       b. \*are-godo kasjkoい。＊彼は賢い。

感情形容詞と属性形容詞は、経験者という外的項を選択しているかいないかという点で異なっている。形容詞（形容動詞）文においても、動詞文の場合と同様に、外的項の存在が対格出現の前提条件となっているのがわかる。

<sup>6</sup> ここではさし当たり、「ora」を「俺は」と訳しているが、「ora」は常に「1人称単数(ore) + トピックマーク(-wa)」に分解できるわけではない。次の例文が示すように、「ora」に格助詞が付属する場合もある。

- (i) a. amo jaro ora-godo buQkurasj-ta.  
あの野郎 僕を ぶん殴った  
b. ora-nganja wagaN-me.  
俺には わからない。  
c. ora-nga moN-da.  
俺の まだ...

(ia) は、「ora」に有生対格が付属している例、(ib) は、経験者格が付属している例、(ic) は、所有格が付属している例である。この方言では、トビックマーカーの現れる位置は、名詞に付属する助詞の一一番最後である。(ib) の「-nganja」は「-ngani+wa」に分解できる。このようにトビックマーカーは格助詞よりも後に位置する。このため、(i) の例の「ora」は、「1人称単数(ore) + トビックマーカー(-wa)」と分析すること困難である。この場合の「ora」は、「ore」の自由変異と見るのが妥当ではないかと考える。

- b. ome-godo ora- $\phi$  but-ta.  
 ‘お前を俺はぶった。’ (OSV)

- (74) a. ora- $\phi$  ome- $\phi$  but-ta.  
 ‘俺はお前をぶった。’ (SOV)
- b. ome- $\phi$  ora- $\phi$  but-ta.  
 ‘お前は俺をぶった。’ (SOV)  
 (\*‘お前を俺はぶった。’ (OSV))

なお、元々ゼロマークリングの無生目的語の場合、主語と目的語の間に有生性の差異がある場合はスクランブリングが可能だが、ない場合は不可能である。

以上から、有生性の差異、語順、明示的な形態論上のマークー（有生対格）のいずれかによって、この方言では、目的語が確定されていることがわかる。

Comrie(1979)によれば、通言語的に、形式的に有標な有生あるいは定目的語の機能は、主語として解釈されがちな有生、定、トピック性といった素性を持つ名詞句を目的語として区別する役割であるという。(73)の例文では、-godoが存在することによって、主語として解釈されがちな性質（名詞句階層上の高い位置付け）をもった名詞句が目的語としての解釈を保証されていることがわかる。こうした意味解釈上の制約は、-godoが他の言語の有生対格と共通する機能を持っていることを示唆する。格助詞脱落現象もまた、有生対格としての-godoの位置づけを支持する。

### 4.3 二重対格構文(1)：非繰り上げ型

この節と次節では、水海道方言における二重対格構文の記述を行う。二重対格は標準語では非文法的とされる構文であり、その非文法性は「ヲ格重複制約」(double- $\phi$  constraint) という形で説明されるのが普通である。この方言の二重対格構文には、通路と対象を対格の項としてとる動詞（例：「門を通す」「馬を通す」）を述語とする構文と所有者繰り上げ構文の2種類がある。この節では前者の構文を扱う。

標準語には、対象(theme)と通路(path)を対格の項としてとる動詞がある。

- (75) a. あの馬を 通す。  
 対象
- b. 門を 通す。  
 通路
- c. \*あの馬を 門を 通す。  
 対象 通路

(75c) に示したように、標準語では、こうした動詞は、1つの節の中で、対象と通路の両方を出現させることが出来ない<sup>7</sup>。この非文法性を説明するためにヲ格重複制約 (double-o constraint, Harada (1973); Shibatani (1973)) が提唱されている。

これまで見てきたように、水海道方言では有生の対格と無生の対格が形式上異なる。この方言においては「通す」の対象と通路の両方の項を1つの節の中に出でさせることが可能である。

- (76) a. ora Nma-godo to:sj-ta.

対象

・馬を通した。‘

- b. ora moN to:sj-ta.

通路

・門を通した。‘

- c. ora ano Nma-godo kono moN to:sj-ta.

動作主 対象 通路

・俺はあの馬をこの門を通した。‘

(76c) の2つの対格が1つの節に現れる構文が可能なのは、この方言には2つの対格形式があるため、格形式の重複を起こさない形で二重対格構造が可能であることによると思われる。

有生対格と無生対格の対立という形態論的特徴が、この方言で二重対格構文を可能にしていることは、格助詞の脱落現象からも明らかである。この方言の有生対格-godoが随意的形態素であることはすでに見たとおりである。他動詞文においては有生対格は一定の条件下で省略可能であったが、「通す」を述語とする二重対格構文では、有生対格を省略するとずわりの悪い文になる。

- (77) a. ora ano Nma-godo kono moN to:sj-ta.

・俺はあの馬をこの門を通した。(省略なし)

- b. ?ora ano Nma kono moN to:sj-ta.

・？(有生対格省略)

(77b) がずわりが悪いのは、この方言でも同じ格形式の対格の連続 (NP-φ NP-φ) を排除する制約が働いているためと考えられる。

なお、(76c) の文は、以下の例が示すように「動作主」「対象」「通路」の名詞句の語順が自由である。

<sup>7</sup> 裕谷 (1978) が指摘するように、標準語では対象(対格)と通路(対格)の間に他の構成要素を入れた場合、許容度が高くなる。しかし、(75c) のように対象と通路を隣接させた場合は、非文法的と判断される。

- (78) a. ora ano Nma-godo kono moN to:sj-ta.  
 　‘俺はあの馬をこの門を通した。’
- b. ora kono moN ano Nma-godo to:sj-ta.  
 　‘俺はこの門をあの馬を通した。’
- c. ano Nma-godo ora kono moN to:sj-ta.  
 　‘あの馬を俺はこの門を通した。’
- d. kono moN ora ano Nma-godo to:sj-ta.  
 　‘この門を俺はあの馬を通した。’
- e. ano Nma-godo kono moN ora to:sj-ta.  
 　‘あの馬をこの門を俺は通した。’
- f. kono moN ano Nma-godo ora to:sj-ta.  
 　‘この門をあの馬を俺は通した。’

水海道方言では、他の日本語の方言と同様、語順に関しては、主要部が補部の右側に来るなどを除けば、基本的に自由である。上の例文で示した語順の自由さは、この一般的な統語論上の特性を反映したものと考えられる。

#### 4.4 二重対格構文(2)：所有者繰り上げ型

この節では、2種類あるこの方言の二重対格構文のうち所有者繰り上げ構文の記述を行う。なお、本稿では、「所有者繰り上げ構文」「主語一目的語繰り上げ構文」という用語を用いるが、これは二重対格構文の分類のために便宜的に用いるものであり、「繰り上げ」という派生操作の存在を前提にしているわけではない。以下の議論も、水海道方言における二重対格構文の成立条件の記述を中心としている。二重対格構文の背景に何らかの派生的な操作があるか否かという問題は別の機会に検討することにしたい<sup>8</sup>。

##### 4.4.1 所有者繰り上げ構文

標準語では「通す」と同様に、対格名詞句に2つの意味役割が対応する動詞として「殴る」などがある。「殴る」などの場合、動詞が対格名詞句として選択するの

<sup>8</sup>こうした問題に対してもっとも中立的なかたちで「所有者繰り上げ構文」を表すものとしては、「名詞句外所有者構文 (NP-external possessor construction, Haspelmath (1993))」といった用語があるが、あまり定着しているとは言い難い。

は被動作者 (patient) と被動作者の身体部分 (目標部位<sup>9</sup>) である。この動詞も、標準語では2つの項を別の名詞句として1つの節の中で実現させることが出来ない。

- (79) a. 子供を 殴る。  
                  被動作者  
  
      b. 子供の頬を 殴る。  
                  対象  
  
      c. \*子供を 頬を 殴る。  
                  被動作者 目標部位

一方、水海道方言では「通す」の場合と同様、こうした構文の場合も、2つの項を1つの節の中で出現させることが可能である。

- (80) a. ano seNse: [kodomo-godo] buQ-ta.  
          動作主      被動作者  
      ‘あの先生が子供をぶった。’  
  
      b. ano seNse: [kodomo-nга hoQpeda] buQ-ta.  
          動作主      対象  
      ‘あの先生が子供のほっぺたをぶった。’  
  
      c. ano seNse: [kodomo-godo] [hoQpeda] buQ-ta.  
          動作主      被動作者    目標部位  
      ‘あの先生が子供をほっぺたをぶった。’

(80b)と(80c)は図式化するとそれぞれ(81a)と(81b)のようになっており、所有者が主節の名詞句になっている例文は通言語的に所有者繰り上げ (possessor ascension / raising) 構文と呼ばれているものと見なすことが出来る<sup>10</sup>。図中の矢印は依存関

<sup>9</sup>本稿では、Parsons (1995) の分析を参考に、被動作者と独立した名詞句としての被動作者の身体部位を目標部位 (target) と呼ぶことにする。

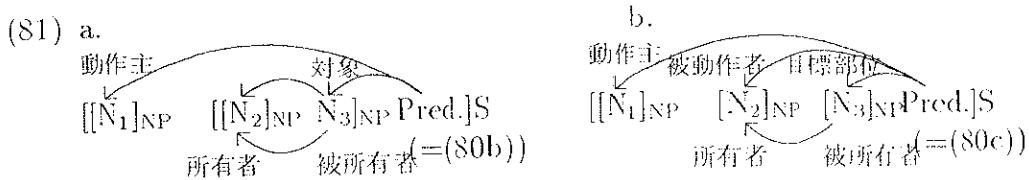
<sup>10</sup>二重対格型の所有者繰り上げ構文は小説「上」の会話部分にも見いだされる。太字の部分が、二重対格構文と思われる部分である。

  そんちや困つたなあ、おめえどうした婆さまこと死口（しにぐち）でも寄せて見  
  ねえか。（p.228）

口寄せに死んだお婆さんを呼び寄せてもらおうという提案の場面である。「死口でも」は「死口+でも」「死口+で+も」の2通りの分割が考えられるが、インフォーマントによれば、「死口寄せる」とは言っても「死口で寄せる」とは言わないので、「死口+でも」と分析するべきだろう。インフォーマントによれば、上記の文は、「でも」を取った場合、次の2通りの言い方が可能であるという。

- (i) a. おめえ 婆さまごと 死口 寄せて見る  
        b. おめえ 婆さまが 死口 寄せて見る  
  (ii) (a) は(80c)と同様の所有者繰り上げ構文、(ib)は、それに対応する非繰り上げ型構文で所有者と被所有者（この場合、動作主と対象）が名詞句の中に収まっているものである

係を示し、矢の指している方が依存部である。構成素の上側の矢印は統語的依存関係を、下側の矢印は意味的依存関係を示す。意味的依存関係に関しては、所有者と被所有者の間のもののみを表し、他の部分については省略した。



(81a) では、所有者と被所有者の間に統語的依存関係と意味的依存関係が両方とも成立している。一方、(81b) の所有者繰り上げ構文における所有者と被所有者の間には、意味的依存関係<sup>11</sup>はあるが、統語的依存関係はない。

「通す」を述語とする二重対格構文で有生対格の省略を行うと許容度が下がることは既に見たとおりである。所有者繰り上げ型二重対格構文もこの点は同様で、有生対格を省略し、同じゼロマーキングの対格名詞句が2つ出る構造は非文法的と判断される。

- (82) a. ano seNse: kodomo-godo hoQpeda buQ-ta.  
‘あの先生が子供をほっぺたをぶった。’(省略なし)

- b. \*ano seNse: kodomo hoQpeda buQ-ta.  
‘ル’(有生対格省略)

「通す」を述語とする構文と所有者繰り上げ構文では許容度に差があるが、いずれの二重対格構文でも、有生対格の省略が好まれない。この方言でも「...NP-φ NP-φ ...」という同じ格形式の対格名詞句が一つの節に2つ出る構造は排除される傾向にある。水海道方言にはヲ格重複制約はない。しかし、上述の傾向は、ヲ格重複制約と並行的な同じ格形式の対格の重複を排除する制約がこの方言でも働いているためと考えられる。この制約は、次のように表すことができるだろう（佐々木（1998）参照）。

### (83) 表層格重複制約（対格）：

同じ格形式の対格名詞句は1つの節に1つ以上出現してはならない

\*[... 有生対格 有生対格 ...]s, \*[... 無生対格 無生対格 ...]s

この方言では、対格の格形式が2つあるため、同じ格形式の名詞句を2つ出すことなく二重対格構造を作ることが可能である。二重対格構文が可能か否かという

<sup>11</sup> Mel'čuk (1988) は、単語の間に述語と項の関係が成り立つ場合、意味的依存関係が成立するとしている。Seiler (1983) によれば、被所有者が関係名詞の場合、被所有者と所有者の関係は、述語と項の関係に準えることが出来るという（関係名詞とは、父」といえば必ず「誰かの父」といった形で、その名詞が常に他の別の名詞を含意している名詞である）。この2点から所有者と被所有者の間には意味的な依存関係があるものと仮定する。

標準語と水海道方言の差異は、対格を表す格形式が2つあるか否かという形態論的差異に起因するものと見ることができる。

所有者繰り上げ構文は、対格をとる2項述語全てで成り立つわけではない。まず、所有者繰り上げ構文は、所有者名詞句が被動作者として解釈可能な述語（例「ぶつ」）でのみ成立し、所有者名詞句が起点として解釈される述語（例「とる」）では成立しない<sup>12</sup>。

- (84) a. [are-nга mono] tor-u.  
‘彼のものをとる。’
- b. [are-gara] [mono] tor-u.  
起点/所有者 対象  
‘彼からものをとる。’
- c. \*[are-godo] [mono] tor-u.  
‘彼をものをとる。’

また、所有者 ( $N_2$ ) と被所有者 ( $N_3$ ) の関係についていえば、「人—身体部分」（例(80)）という典型的な分離不可能所有の場合だけでなく、「人—名前」<sup>13</sup>「人—熱」「人—体重」といった「人—属性」の関係の場合も所有者繰り上げが可能である。

- (85) a. [are-nга nmae] joN-da.  
‘彼の名前を呼んだ。’
- b. [are-godo] [nmae] joN-da.  
‘彼を名前を呼んだ。’

- (86) a. ora [sengare-nга nezu] hagaQ-ta.  
‘俺は息子の熱を計った。’

<sup>12</sup>下記の例文が示すように、対象／被動作者の状態変化を含意する動詞が述語の場合、所有者繰り上げは不可能である。

(i)a.	kodomo-nга adama nadе-da.	子供の頭をなでた。’
b.	kodomo-godo adama nadе-da.	子供を頭をなでた。’
(ii)a.	ora ojazji-nга kani some-da.	俺は親父の髪を染めた。’
b.	*ora ojazji-godo kani some-da.	俺は親父を髪を染めた。’
(iii)a.	are ora-nга te; tskaN-da.	彼は俺の手をつかんだ。’
b.	are ora-godo te; tskaN-da.	彼は俺の手をつかんだ。’
(iv)a.	ano jaro sengare-nга ude oQ-ta.	あの野郎が息子の腕を折った。’
b.	*ano jaro sengare-godo ude oQ-ta.	あの野郎が息子を腕を折った。’

Fillmore (1970:126) は、英語の所有者繰り上げに関して同様の制約を指摘している（この点は角田太作（私信）の教示による）。所有者繰り上げ構文の主要部として現れ得る動詞の意味に関しては、さらに別な側面からも追求する必要があるが、この問題については別な機会に詳しく論じることにしたい。

<sup>13</sup>「人—名前」でも所有者繰り上げが成り立つ点は、中村涉（私信）の指摘に上って調査した結果明らかになつた。

- b. ora [sengare-godo] [nezu] hagaQ-ta.  
‘俺は息子を熱を計った。’

- (87) a. ora [sengare-nга] megada] hagaQ-ta.  
‘俺は息子の体重を量った。’

- b. ora [sengare-godo] [megada] hagaQ-ta.  
‘俺は息子を体重を量った。’

一方、以下の例文が示すように、分離可能所有や親族関係、衣服、作品といった意味関係の場合、所有者繰り上げの対応関係は成り立たない。

- (88) a. are [kodomo-nга] tskue] buQ-ta.

動作主 対象

‘彼は子供の机をぶった。’

- b. \*are [kodomo-godo] [tskue] buQ-ta.

動作主 被動作者 目標部位（被動作者の分離可能所有物）

‘彼は子供を机をぶった。’

- (89) a. [are-nга kodomo] joN-da.

対象

‘彼の子供を呼んだ。’

- b. \*[are-godo] [kodomo] joN-da.

被動作者 目標部位（被動作者の親族）

‘彼を子供を呼んだ。’

- (90) a. ora [are-nга ktsu] mingai-da.

対象

‘俺は彼の靴を磨いた。’

- b. \*ora [are-godo] [ktsu] mingai-da.

被動作者 目標部位（被動作者の衣類）

‘俺は彼を靴を磨いた。’

- (91) a. seNse: [ano kodomo-nга e] home-da.

対象

‘先生があの子供の絵をほめた。’

- b. \*seNse: [ano kodomo-godo] [e] home-da.

被動作者 目標部位（被動作者の作品）

‘先生があの子供を絵をほめた。’

属性は、角田(1991)提唱の所有傾斜(Possession Cline)において身体部分(分離不可能所有の中心的概念)に近い位置づけになっており、分離可能所有、親族関係、作品といった意味関係は、相対的に遠い位置づけになっている。

(92) 所有傾斜：

身体部分 > 属性 > 衣類 > (親族) > 愛玩動物 > 作品 > その他の所有物  
(角田(1991:119))

例文(80)及び(85)-(91)は、この方言における所有者繰り上げが、2つの対格名詞句の間の意味関係が所有傾斜の上で属性の場合まで、可能であることを示している。

なお、無生物における全体一部分関係も分離不可能所有の1例だが、以下の例文が示すように、所有者が無生物の場合は、所有者繰り上げが許されない。

(93) a. nezumi [kono tskue-no asji] kazjiQ-ta.

‘ネズミがこの机の脚をかじった。’

b. \*nezumi [kono tskue] [asji] kazjiQ-ta.

‘ネズミがこの机を脚をかじった。’

所有者名詞句の有生性も所有者繰り上げ構文の成立条件の1つに数えられることがある(Fox(1981)参照)が、上記の構文の場合、二重ゼロ対格を禁じる制約によつて非文法的になっている可能性もある。

2つの名詞句の間に所有傾斜の上で高い位置づけであることが要求されるのは、通語論的に所有者繰り上げ構文では所有者が述語が表す事態に巻き込まれている読みがあるという傾向性(Fox(1981); Shibatani(1994); O'Connor(1996))を反映しているものと考えられる。なぜなら、分離不可能所有関係の場合、動作者が被動作者の所有物に与えた行為がそのまま直接被動作者に影響を与えるからである。

所有者繰り上げ構文は、有生対格と無生対格の2つの対格名詞句が1つの節に出現する点で、前出の「通す」を述語とする文と形式上、共通している。しかし、2つの構文は、統語論上異なる振る舞いをする。「通す」を述語とする構文の場合、名詞句の語順が比較的自由なのは、すでに見たとおりである。しかしながら、所有者繰り上げ構文は、以下の例が示すように語順の制約がきつい。

(94) a. ano seNse: kodomo-godo hoQpeda buQ-ta.

‘あの先生が子供をほっぺたをぶった。’

b. \*ano seNse: hoQpeda kodomo-godo buQ-ta.

‘あの先生がほっぺたを子供をぶった。’

c. kodomo-godo ano seNse: hoQpeda buQ-ta.

‘子供をあの先生がほっぺたをぶった。’

- d. \*hoQpeda ano seNse: kodomo-godo buQ-ta.  
‘ほっぺたをあの先生が子供をぶった。’
- e. \*kodomo-godo hoQpeda ano seNse: buQ-ta.  
‘子供をほっぺたをあの先生がぶった。’
- f. \*hoQpeda kodomo-godo ano seNse: buQ-ta.  
‘ほっぺたを子供をあの先生がぶった。’

上記の例文が示すように、*kodomo*（子供）の分離不可能所有物である *hoQpeda*（ほっぺた）が、述語に隣接しない場合は非文法的と判断されてしまう。では、このような語順の制約は、何に起因するのだろうか。

水海道方言の語順が比較的自由であることは既に述べたが、所有者繰り上げ構文以外にも語順の制約がある場合がある。対格名詞句と義務的補語（省略不可能で対格名詞句と同一指示になる要素）を含む構文では、義務的補語は述語に隣接しないなければならないことを、児玉（1987）は、標準語に関して指摘した。以下に示すように、このことはこの方言にも当てはまる<sup>14</sup>。(95) と (96) はともに、*mise-ru*（見せる）を主要部としているが、(95) では二次叙述が成り立っておらず、(96) では成り立っている。(96) の補語 *kanemotsji-ni*（金持ちに）は省略不可能であり、省略した場合、文の意味が全く別になってしまう。

- (95) a. ora sjasjiN tomodatsji-nge mise-da.  
‘俺は写真を友達に見せた。’
- b. ora tomodatsji-nge sjasjiN mise-da.  
‘俺は友達に写真を見せた。’
- c. sjasjiN ora tomodatsji-nge mise-da.  
‘写真を俺は友達に見せた。’
- d. sjasjiN tomodatsji-nge ora mise-da.  
‘写真を友達に俺は見せた。’

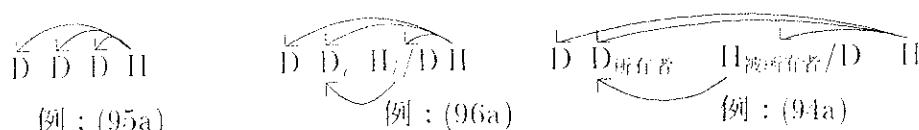
<sup>14</sup>児玉（1987）によれば、標準語では補語が随意的な要素の場合、このままで語順の制約はないという。以下の例文が示すように、このことは水海道方言でも当てはまらない。

- |       |   |            |
|-------|---|------------|
| (i)a. | ora kuruma <sub>i</sub> sjirog-u <sub>i</sub> nuQ-ta. | ·俺の車を白く塗った |
| b.    | ora sjirog-u <sub>i</sub> kuruma <sub>i</sub> nuQ-ta. | ·俺は白く車を塗った |
| c.    | kuruma <sub>i</sub> ora sjirog-u <sub>i</sub> nuQ-ta. | ·車を俺は白く塗った |
| d.    | kuruma <sub>i</sub> sjirog-u <sub>i</sub> ora nuQ-ta. | ·車を白く俺は塗った |
| e.    | sjirog-u <sub>i</sub> ora kuruma <sub>i</sub> nuQ-ta. | ·白く俺は車を塗った |
| f.    | sjirog-u <sub>i</sub> kuruma <sub>i</sub> ora nuQ-ta. | ·白く車を俺は塗った |
- 
- |        |   |               |
|--------|---|---------------|
| (ii)a. | ora ano kuruma <sub>i</sub> sjiNsja-de <sub>i</sub> kaQ-ta. | ·俺はあの車を新車で買った |
| b.     | ora sjiNsja-de <sub>i</sub> ano kuruma <sub>i</sub> kaQ-ta. | ·俺は新車であの車を買った |
| c.     | ano kuruma <sub>i</sub> ora sjiNsja-de <sub>i</sub> kaQ-ta. | ·あの車を俺は新車で買った |
| d.     | ano kuruma <sub>i</sub> sjiNsja-de <sub>i</sub> ora kaQ-ta. | ·あの車を新車で俺は買った |
| e.     | sjiNsja-de <sub>i</sub> ora ano kuruma <sub>i</sub> kaQ-ta. | ·新車で俺はあの車を買った |
| f.     | sjiNsja-de <sub>i</sub> ano kuruma <sub>i</sub> ora kaQ-ta. | ·新車であの車を俺は買った |

- e. *tomodatsji-nge ora sjasjiN mise-da.*  
 　‘友達に俺は写真を見せた。’
- f. *tomodatsji-nge sjasjiN ora mise-da.*  
 　‘友達に写真を俺は見せた。’
- (96) a. *are zjibuNi-godo kanemotsji-i-ni mise-tangaQ-te-ru.*  
 　‘彼は自分を金持ちに見せたがっている。’
- b. \**are kanemotsji-i-ni zjibuNi-godo mise-tangaQ-te-ru.*  
 　‘彼は金持ちに自分を見せたがっている。’
- c. *zjibuNi-godo are kanemotsji-i-ni mise-tangaQ-te-ru.*  
 　‘自分を彼は金持ちに見せたがっている。’
- d. \**zjibuNi-godo kanemotsji-i-ni are mise-tangaQ-te-ru.*  
 　‘自分を金持ちに彼は見せたがっている。’
- e. \**kanemotsji-i-ni are zjibuNi-godo mise-tangaQ-te-ru.*  
 　‘金持ちに彼は自分を見せたがっている。’
- f. \**kanemotsji-i-ni zjibuNi-godo are mise-tangaQ-te-ru.*  
 　‘金持ちに自分を彼は見せたがっている。’

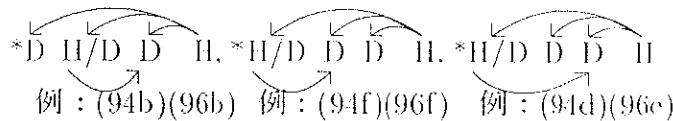
所有者繰り上げ構文と上記の義務的補語を含む構文は、依存関係に関して共通点を持っている。他の多くの構文では、名詞句はそれが述語と依存関係をもつているだけだが、2つの語順の制約がきつい構文では、名詞句と述語の間だけでなく、名詞句の間にも依存関係が成立している。Hは主要部を表し、Dは依存部を表すものとする。ここでも、(81)と同様、上側の矢印は統語的依存関係を、下側の矢印は意味的依存関係を表すものとし、意味的依存関係に関しては、関与的な部分のみを表示することにする。

- (97) a. 普通の3項述語文      b. 義務的補語を含む文      c. 所有者繰り上げ構文



所有者繰り上げ構文や義務的補語を含む構文で目標部位（被所有者）名詞句や補語が所有者名詞句や補語と同一指示の名詞句より述語から遠い位置に来た場合、以下の図式に示すような繰り込み依存の構造になる。

(98) 繰り込み依存の構造



2つの構文に共通する語順の制約は、この繰り込み依存構造を回避する制約と、目標部位（被所有者）名詞句や補語が述語動詞に隣接することを要求する制約によるものと考えられる。2つの構文の語順の制約を2つの制約に分けることは一見余剰に見える。線形的な順序だけなら、隣接性に関する制約のみでも説明可能である。しかし、所有者繰り上げ構文と構造的に類似する主語一目的語繰り上げ構文（第4.5節）における語順の制約との関係を捉えるためには、むしろ2つの制約に分解した方がよい。この点については第4.5節であらためて議論する。

「通す」を述語とする二重対格構文と所有者繰り上げ構文は、語順の他にも統語的に異なる点がある。

(99) の例文が示すように、「通す」を述語とする構文の2つの対格名詞句は、ともに関係節の主要部になり得る。

- (99) a. ore ano Nma-godo kono moN to:sj-ta.  
‘俺があの馬をこの門を通した。’

- b. [ore ano Nma-godo to:sj-ta] moN  
‘俺があの馬を通した門’
- c. [ore kono moN to:sj-ta] Nma  
‘俺がこの門を通した馬’

一方、所有者繰り上げ構文の場合、(100) の例文が示すように、繰り上げ名詞句は関係節の主要部になり得るが、目標部位名詞句はなり得ない。

- (100) a. seNse: kodomo-godo hoQpeda buQ-ta.  
‘先生が子供をほっぺたをぶった。’

- b. [seNse: hoQpeda buQ-ta] kodomo  
‘先生がほっぺたをぶった子供’
- c. \*[seNse: kodomo-godo buQ-ta] hoQpeda  
‘先生が子供をぶったほっぺた’

2つの二重対格構文は受動化に関して異なる点がある。「通す」を述語とする構文の場合、2つの対格名詞句はともに対応する受動文の主語になり得る<sup>15</sup>。

<sup>15</sup> 標準語でも、通路を表す対格名詞句が、受動態の主語（主格）になり得ることを Dubinsky (1985) は指摘している。無生名詞句が主語の (101c) も、「どの門があの馬を通されたのか？」に対する答えとしては自然である。

方、所有者繰り上げ構文の場合、繰り上げ名詞句は対応する受動文の主語になり得るが、目標部位名詞句はなり得ない。

- (101) a. ano Nma-godo kono moN to:sj-ta.  
     ‘あの馬をこの門を通した。’
- b. ano Nma kono moN to:s-are-da.  
     ‘あの馬がこの門を通された。’
- c. kono moN ano Nma-godo to:s-are-da.  
     ‘この門があの馬を通された。’
- (102) a. ano kodomo-godo hoQpeda buQ-ta.  
     ‘あの子供をほっぺたをぶった。’
- b. ano kodomo hoQpeda bud-are-da.  
     ‘あの子供がほっぺたをぶたれた。’
- c. \*hoQpeda ano kodomo-godo bud-are-da.  
     ‘ほっぺたがあの子供をぶたれた。’

関係節化と受動化に関しても、義務的補語は、目標部位名詞句と同様の振る舞いをする。次の例文が示すように、義務的補語は関係節の主要部にも受動文の主語にもなり得ない<sup>16</sup>。

- (103) a. are kodomo-godo isja-ni sj-ta.  
     ‘彼が子供を医者にした。’
- b. [isja-ni sj-ta] kodomo  
     ‘医者にした子供’
- c. \*[kodomo-godo sj-ta] isja  
     ‘子供をした医者’
- (104) a. ojazji-wa ore-godo murijari isja-ni sj-ta.  
     ‘親父は俺を無理矢理医者にした。’

<sup>16</sup> 下記の自動詞文における主格名詞句と同一指示の補語も関係節化ができない。

- (i) a. sengare isja-ni naQ-ta. ‘息子が医者になった’  
     b. \*sengare naQ-ta. ‘息子がなった’  
     c. isja-ni naQ-ta sengare ‘医者になった息子’  
     d. \*sengare naQ-ta isja ‘息子がなった医者’

上記の例文の(ib)は、この構文の補語が省略不可能であることを、中川(1991)が義務的な要素であることを示している。同一指示の名詞句が主格名詞句であれば対格名詞句であれば、義務的補語は、関係節とを示している。この点は角田太作(私信)の示唆により調査した結果明らかになつたものの主要部になり得ない。この点は角田太作(私信)の示唆により調査した結果明らかになつたものである。なお、標準語に関する同様の指摘は鬼玉(1987)にも見いだされる。

- b. ora ojazji-ni murijari isja-ni s-are-da.  
 ‘俺は親父に無理矢理医者にされた。’
- c. \*isja ore-godo ojazji-ni murijari s-are-da.  
 ‘医者が俺を親父に無理矢理された。’

受動文の動作主は、関係文法では所有者繰り上げ構文の目標部位名詞句と同様に失項<sup>17</sup>として位置付けられる要素である (Perlmutter & Postal (1977; 1983) 参照)。(105) の例文が示すように、受動文の動作主は関係節の主要部になれない点では目標部位名詞句と共通する振る舞いをする。しかし、(106) の例文が示すように、語順に関しては、目標部位名詞句のように述語に隣接する必要がない。

- (105) a. ano hoN gakse:-ni jom-are-de-ru.  
 ‘あの本が学生に読まれている。’

- b. [gakse:-ni jom-are-ru] hoN  
 ‘学生に読まれる本’

- c. \*[hoN jom-are-ru] gakse:  
 ‘本が読まれる学生’

- (106) a. ano kodomo seNse:-ni igim-are-da.  
 ‘あの子供が先生に叱られた。’

- b. seNse:-ni ano kodomo igim-are-da.  
 ‘先生にあの子供が叱られた。’

目標部位名詞句、義務的補語そして受動文の失項に関して、これまで見てきた統語的性質をまとめると次のようになる。

(107) 統語的性質	目標部位名詞句	義務的補語	受動文の失項
関係節の主要部	不可能	不可能	不可能
受動文の主語	不可能	不可能	該当せず
述語に隣接した語順	義務的	義務的	制約なし

以上、所有者繰り上げ構文における目標部位名詞句が、語順以外の面でも義務的補語と共に統語論的特性を有すること、そして受動文の失項とは共通する点もあるが、統語論的特性に関して異なる側面があることを明らかにした。これまでの観察から、上記の所有者繰り上げ構文における統語的制約は、目標部位名詞句が失項であることに基づくものと考えるよりも、むしろ、述語の依存部であると同時に意味的には他の名詞句の主要部でもある名詞句に共通の特性であるとした方が、現象の統一的説明が可能になる。

<sup>17</sup> 塚谷 (1977) は「失業者」という誤語を使っている。chomeur は主語や目的語といった項としての性質を失った名詞句を指すことが多いので本稿では「失項」という誤語を当てた。

#### 4.4.2 所有者繰り上げ構文と所有受動文

標準語の所有受動文について、所有者繰り上げの構造を経て生成されるとする分析がある(柴谷(1978)及びDubinsky(1997)等参照)。しかし、この分析の妥当性を直接検証することは困難である。なぜなら、標準語にはヲ格重複制約があるため、派生のもとになる所有者繰り上げ構文の存在を直接確認することができないからである。水海道方言では、(108b)(能動)と(108c)(受動)の対に見られるように、所有受動文に対応する能動の所有者繰り上げ構文が存在する。

- (108) a. [ano kodomo-nga hoQpeda] buz-u.

‘あの子供のほっぺたをぶつ。’

- b. [ano kodomo-godo] [hoQpeda] buQ-ta.

‘あの子供をほっぺたをぶつ。’

- c. [ano kodomo-wa] [hoQpeda] bud-are-da.

‘あの子供はほっぺたをぶたれた。’

しかし、所有受動文の中には、対応する能動の所有者繰り上げ構文がない場合がある。

- (109) a. seNse: [are-nga kodomo-godo] home-da.

‘先生が彼の子供をほめた。’

- b. \*seNse: [are-godo] [kodomo-godo] home-da.

‘先生が彼を子供をほめた。’

- c. [are-wa] [kodomo-godo] seNse:-ni home-rare-da.

‘彼は子供を先生にほめられた。’

- (110) a. seNse: [ano kodomo-nga c:] home-da.

‘先生があの子供の絵をほめた。’

- b. \*seNse: [ano kodomo-godo] [c:] home-da.

‘先生があの子供を絵をほめた。’

- c. [ano kodomo-wa] [c:] seNse:-ni home-rare-da.

‘あの子供は絵を先生にほめられた。’

- (111) a. nezumi [kono tskue-no asji] kazjiQ-ta.

‘ネズミがこの机の脚をかじった。’

- b. \*nezumi [kono tskue] [asji] kazjiQ-ta.

‘ネズミがこの机を脚をかじった。’

- c. [kono tskue-wa] nezumi-ni [asji] kazjir-are-da.  
‘この机はネズミに脚をかじられた。’

上記の(109b)と(110b)が非文法的なのは、繰り上げ名詞句(所有者)と繰り上げもとの名詞句(被所有者)の関係が分離不可能所有ではないためである。また、(111b)が非文法的なのは、標準語のヲ格重複制約に対応するゼロ対格重複制約のためか、繰り上げ名詞句の有生性が低いためと考えられる。

では、なぜ、もとになる能動の所有者繰り上げ構文が存在しない場合でも、所有受動文が可能なのだろうか？所有者と被所有者を表す名詞句の格に注目してみると、能動の所有者繰り上げ構文と所有受動文の間には次のような違いがあることがわかる。すなわち、能動の所有者繰り上げ構文の場合には、両者は「対格(所有者)一対格(被所有者)」だが、所有受動文の場合「主格(所有者)一対格(被所有者)」であり、繰り上げもと(被所有者)の格はともに対格だが、繰り上げ名詞句(所有者)の格が対格と主格という形で異なっている。

二重主格構文の中には、2つの主格の間に所有-非所有の関係が成り立っている場合がある。これを仮に、自動詞主語からの所有者繰り上げとして捉えると、以下の例文に示すように、主格における所有者繰り上げが成り立つ意味関係は、対格における意味関係では禁じられていたものも含むことがわかる<sup>18</sup>。

- (112) a. [are-nga te:] igai.  
‘彼の手が大きい。(身体部分)
- b. [are-wa] [te:] igai.  
‘彼は手が大きい。’

- (113) a. [are-nga sengare] hatatsji-de sjN-da-Nda-do.  
‘彼の息子が三十歳で死んだって。(親族)
- b. [are-wa] [sengare] hatatsji-de sjN-da-Nda-do.  
‘彼は息子が三十歳で死んだんだって。’

- (114) a. [are-nga ie] igai.  
‘彼の家は大きい。(分離可能所有)
- b. [are-wa] [ie] igai.  
‘彼は家が大きい。’

<sup>18</sup>角田(1991:134-35)は、標準語の多重主格構文に関して、所有傾斜が関与的であることを指摘している。この場合も、名詞句間の意味関係が、所有傾斜上高い位置に立つべきだといふという。

- (115) a. [are-nga kuruma] adarasji:  
‘彼の車が新しい。’(分離可能所有)

- b. [are-wa] [kuruma] adarasji:  
‘彼は車が新しい。’

- (116) a. [are-nga mesji] mazui.  
‘彼の飯がまずい。’(作品)

- b. \*[are-wa] [mesji] mazui.  
‘彼は飯がまずい。’

(112) の分離不可能所有関係(身体部分)の場合、対格でも所有者繰り上げが可能であったが、(113) の親族関係や(114),(115) の分離可能所有は主格では所有者繰り上げが可能だが、対格では不可能であった。ただし、(116) に示した「人ー作品」関係の場合、主格でも所有者繰り上げが不可能であった。このように「主格ー主格」のパターンの場合「対格ー対格」のパターンの場合よりも、許容される意味関係が広い。なお、以下の例文が示すように、繰り上げ名詞句は無生物名詞であってもかまわない。

- (117) a. [ano tskue-no asji] zjo:bu-da.  
‘あの机の脚が丈夫だ。’

- b. [ano tskue-wa] [asji] zjo:bu-da.  
‘あの机は脚が丈夫だ。’

「繰り上げ名詞句が主格の場合には、繰り上げ名詞句が対格の場合よりも、所有者繰り上げが成り立つ意味関係が広い」という一般化が成り立つようである。所有受動文でも所有者名詞は主格であった。対応する能動の所有者繰り上げ構文がない場合でも所有受動文が成り立つのは、上述の所有者の格表示ごとの意味的な制約のずれによるものと考えられる

## 4.5 主語ー目的語繰り上げ構文

主語ー目的語繰り上げ(Subject-to-Object Raising)構文は、水海道方言の対格を考える上で、次の3点で重要である。第1点目は、繰り上げ名詞句(raisee)が、-godoでマークされることが、-godo(有生対格)の文法格としての位置づけの証拠となる点である。次の例文が示すように主語ー目的語繰り上げ構文の繰り上げ名詞句は、-godoでマークされる

- (118) ora are-godo sjo:tsjki-da-do ono:  
‘俺は彼を正直だと思う。’

繰り上げ名詞句の位置づけは理論によって様々である。しかし、格は主節の述語から付与されるが、意味役割は主節の述語からではなく埋め込み文の述語から付与されているという点は共通認識になっている。意味役割によって規定されない格付与は、文法格に典型的な性質である。

第2点目は、この構文の繰り上げ名詞句が、対格における有生性の制約に対する例外となっている点である。繰り上げ名詞句以外の目的語の場合、-godoでマークできるのは、当該名詞句が名詞句階層において動物以上の位置づけの場合であることは既に見たとおりである。一方、繰り上げ名詞句の場合、下記の例文が示すように、無生名詞句にも-godoが付属できる。

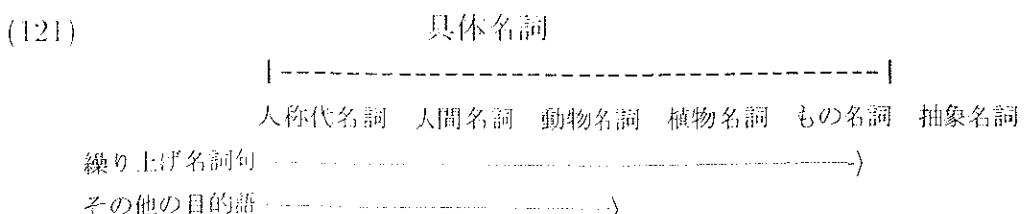
- (119) a. kono biN-godo bi:ru-da-do omoQ-taQ-pe.  
           ‘この瓶をビールだと思つただろう。’
- b. ora kono e-godo nisemono-da-do omoQ-te-ru.  
           ‘俺はこの絵を偽物だと思っている’

ただし、繰り上げ名詞句は、どのような無生名詞の場合でも、-godoでマークできるという訳ではなく、具体名詞の場合に限られているようである。以下の例文が示すように、抽象名詞は-godoでマークすることができない。

- (120) a. \*ome e:ngo-godo muzugasji:-do omoQ-teQ-pe.  
           ‘お前は英語を難しいと思っているだろう。’
- b. \*ome ho:rizu-godo muzugasji:-do omoQ-teQ-pe.  
           ‘お前は法律を難しいと思っているだろう。’
- c. \*ome hajaogi-godo muzugasji:-do omoQ-teQ-pe.  
           ‘お前は早起きを難しいと思っているだろう。’

(120)の例文は、-godoを-no-godoに変えたり、繰り上げ名詞句をゼロマーキングにすると文法的になる。なお、(119)の例文も-godoを-no-godoに変えることができる。

繰り上げ名詞句では、-godoの分布が他の構文の目的語に比べて、名詞句階層上無生の方に偏れているのである。



上の図に示した無生の方向への-godoの分布のずれは、どのような要因で生じたのだろうか？Kuno (1976) は主語-目的語繰り上げ構文の存在理由を次のように推測している。

…人間の短期記憶における負担を軽減することが主語繰り上げの唯一の目的ではないようである。もう一つの目的は、構成素の主語を普段は文のトピックや焦点に当たられている位置に移動できる要素にすることのようである。(Kuno (1976:20)、拙訳)

よりトピック性の高い位置の獲得を主語一目的語繰り上げ構文の動機とする説明は、的を射ているように思われる。水海道方言でも、主語一目的語繰り上げによって主節の目的語となった名詞句は、受動化によってさらに談話的にプロミネントな主節の主語の位置に出現することができる。

- (122) a. miNna are-godo dereske-da-do omoQ-te-ru.  
‘みんな彼を馬鹿だと思っている。’
- b. are-wa miNna-ni dereske-da-do omow-are-de-ru.  
‘彼はみんなに馬鹿だと思われている。’

トピック性を高めることが主語一目的語繰り上げ構文の存在理由の一つであるのなら、繰り上げ名詞句に対して、構文からある種のトピック性のおしつけ (coercion) が働いていると考えることはできないだろうか。Zubin(1979) の研究によれば、名詞句階層における有生性の極にある名詞は、トピックになりやすい名詞でもあるという。繰り上げ名詞句における -godo の分布のいずれは、そのような名詞に内在するトピック性に構文によっておしつけられたトピック性が加算された結果なのかもしれない。

第3点目は、語順に関する制約である。主語一目的語繰り上げ構文と第4.4節でとりあげた所有者繰り上げ構文は、文の構成素の依存部を文の依存部にするという点で共通の特徴を持っている。依存関係に関しても、二重の依存関係を含んでいる点で共通している。しかし、2つの構文は語順に関する制約が全く同じではない。

- (123) a. ora are-godo dereske-da-do omo:.  
‘俺は彼を馬鹿だと思う。’
- b. \*ora dereske-da-do are-godo omo:.  
‘俺はバカだと彼を思う。’
- c. are-godo ora dereske-da-do omo:.  
‘彼を俺はバカだと思う。’
- d. are-godo dereske-da-do ora omo:.  
‘彼をバカだと俺は思う。’
- e. \*dereske-da-do ora are-godo omo:.  
‘バカだと俺は彼を思う。’

- f. \*dereske-da-do are-godo ora omo:  
·バカだと彼を俺は思う。·

上の例文で非文法的とされている語順は、繰り上げもとが繰り上げ名詞より先行して、繰り込み依存の関係((98) 参照)の構造になっているものである。文法的と判断された(123d)は、繰り込み依存にはないといつていいが、繰り上げもとが主節の述語に隣接しておらず、所有者繰り上げ構文の場合排除された語順である。第4.4.1節で述べたように、所有者繰り上げ構文では、繰り込み依存排除という制約と繰り上げもとと主節の述語の隣接という2つの制約を満足させた語順しか認められなかつたが、主語-目的語繰り上げ構文の場合、繰り込み依存排除という1つの制約だけが語順に関して関与的である。2つの繰り上げ(ascension / raising)構文に共通する制約は、繰り込み依存排除という依存関係の方向性に関する制約であることがわかる。なお、インフォーマントによつては、所有者繰り上げ構文における語順が、主語-述語繰り上げ構文と同様に、繰り上げもとと主節の述語の隣接性に制約されない場合もあつた。このことは、依存関係に基づく制約が2つの構文において共通していることの傍証となる。

## 4.6 終わりに

本稿では、水海道方言の-godoが、たとえその起源は形式名詞に遡るとしても、現在では対格として機能していることを明らかにした。対格としての-godoの位置づけに関する根拠としては、次の3点を挙げた：根拠1、他動詞及び自動詞の主語をマークせず有生の目的語をマークする形態論的に有標な格形式である（統語論的分布に関する類型論的含意）。根拠2、標準語の「のこと」に比べると意味的な制約が少ない（目的語を表す文法格としての文法化）。根拠3、繰り上げ名詞句をマークできる（意味役割の付与とは独立した格付与という文法格に特徴的な性質）。

また、本稿では、所有者繰り上げ構文など標準語ではヲ格重複制約によって排除される構文の記述を通して、対格における有生格と無生格の区別の有無という標準語と水海道方言の形態論的差異が、統語論にも反映していることを明らかにした。

所有者繰り上げ構文などの二重対格構文は、標準語では派生の中間段階として理論的に仮定されることがあるが、ヲ格重複制約に違反するため、表層に現れることがない。水海道方言では、2つの対格形式があるため二重対格構文が文法的な文として実現可能である。二重対格構文の統語的性質のうち、文法関係は、標準語でも分裂文や関係節化を通して間接的に確認することができる。しかし、語順に関する制約は実現形がなければ確認することができない。この方言では標準語と異なり、二重対格構文が文法的であるため、その語順に関する制約を明らかにすることができた。

本稿では、格の分類に関して、第4.1節で言及したように Word-and-Paradigm 方式を取ってきた。すなわち名詞のあるクラスに格形式上の区別が存在する場合、その区別は、他のクラスの名詞に対しても適用されるという方法である。主格名詞句と同様にゼロ格形式の無生目的語（及び直接格補語）を無生「対格」と呼んできたのは、有生名詞句において主格と対格が形式的に区別されているからである。Comrie (1991)によれば格の分類には、形式格 (formal case) に基づくものと、分布格 (distributive case) に基づくものの2つがあるという。形式格は、格の形式的な対立に基づくもので、名詞の全てのクラスで同一の対立があるとは限らない。一方、分布格は、名詞のあるクラスでの形式的対立をもとに確立された区別が全てのクラスに当てはめられるというものである。本稿における格の分類は、分布格の概念に基づくものである。形式格の観点からこの方言の格体系を分類すれば、無生名詞句では主格と対格の区別がないことになる。仮に NP-∅ をゼロ格と呼ぶことにしよう。この場合、この方言の二重対格構文は格の分類に関して次のような含意を持つ。既に見たように、この方言で二重対格構文が可能なのは2つの対格が形式上異なる場合であり、このことの背後には同じ格形式の対格の重複を排除する制約が働いているものと考えてきた。言い換えれば、同じ分布格でも形式格が異なれば重複が許されるが、形式格も分布格も同じ場合は重複が許されないということである。これを単に「形式格としてのゼロ格の重複が認められない」とすることはできない。なぜなら、(112)-(115) 及び (117) の二重主格構文、そして (110)(111) の無生の被所有者名詞句を含む所有受動文では、形式格としてのゼロ格の重複が許されるからである。この方言の二重対格構文は、格の分類として分布格と形式格の双方が必要であることを示している。この方言の無生対格をめぐる格の分類の問題は、格の範疇について考える上で重要な問題である。この問題については第6章で再び詳しく論じることにしたい。

二重対格型の所有者繰り上げ構文は、所有者と被所有者の間に所有傾斜（角田 1991, (92)）の上で高い位置づけの意味関係が成り立っている場合に限り、可能であった。具体的には、被所有者が身体部分を表す場合と属性を表す場合に限り、二重対格型の所有者繰り上げ構文が可能であった。ところで、この方言には、所有関係を中心とした認知的なスキーマが文法現象を規定している例がもう一つある。所有格-nga の用法である。所有格-nga の使用が可能な意味関係は、図3.2 に示した Nikiforidou (1991) のスキーマにおいて所有関係から直接派生可能な意味関係に限られていた。具体的には、所有格-nga を用いることができるのは、所有関係（分離可能と分離不可能の両方）の他、「属性の担い手-属性」「人-その親族」「被動作者-出来事（冒険）」「経験者／動作主-生産物」であった。所有者繰り上げ構文が成立する意味関係と所有格-nga を使うことができる意味関係の間には重なり合う部分がある。分離不可能所有と「属性の担い手-属性」の場合、両方の文法現象が可能である。所有者繰り上げ構文は、所有格-nga が使用可能な意味関係のうちの一部で成立すると見ることができる（実際に、所有者繰り上げ構文に対応する非所有者繰り上げ型の構文では、全ての例で、名詞句内で連体修飾格を伴つ

た形で現れる所有者名詞句は所有格-ngaでマークされている。(80c), (85b), (86b), (87b)を参照。しかし、このことは、単に一つのスキーマの中で、文法現象ごとに成立する範囲が狭いか広いかということではない。Nikiforidouのスキーマにおいては、「属性の担い手-属性」「人-その親族」「被動作者-出来事(冒険)」「経験者/動作主-生産物」といった意味関係は、中心的な概念である所有関係から等間隔なものとして位置付けられている。これに対し、所有者繰り上げ構文の成立に關与的な所有傾斜では、これらの意味関係は、中心的な概念(分離不可能所有)から等間隔ではない。さらに、分離可能所有はNikiforidouのスキーマでは、中心的な概念であるが、所有傾斜においては中心的な概念(分離不可能所有)から比較的距離のある概念として位置付けられている。このことは、一つの言語体系の中でも、文法現象ごとに「所有」という概念を中心として異なるタイプのカテゴリー化が共存し得ることを示しているのかもしれない。

日本語の諸方言が、標準語とは異なる形態論的特徴をもっていることは広く知られている。しかし、そのことがその方言の統語論にどのような影響を与えているのか、そしてその統語論的特徴が標準語とはどのように異なるのかは、これまであまり研究されてこなかった。本稿は、こうした領域を明らかにする試みの一つである。しばしば、「強調の目的格」として言及される東北方言の-baや名詞句の有生性と定性が關与的な奄美大島北部方言の-baなどについても本稿と同様の構文論的な記述が必要と考えられる。本稿で扱った所有者繰り上げ構文は、他の方言にも見られる現象である。金田(1993)によれば、八丈島三根方言では、所有者繰り上げ構文の所有者名詞句が、所有格と連用格による二重格表示で現れる場合があるという。本稿では、もっぱら所有者繰り上げ構文の統語的依存関係と意味的依存関係に焦点を当ててきた。しかし、方言間の対照を行う際には、形態的依存関係を考慮しなければならないであろう。

この章を締めくくるに当たって、この方言の対格の分析が標準語文法に対してもつ含意について述べたい。水海道方言では、対格・与格・属格で有生格と無生格が形式上対立しているつまり有生性が形態論に反映している。そして、この章では、有生性は、この方言では、格表示に反映されることを通して統語論にも影響を与えることを見てきた。標準語では、有生性が格表示に反映されない。では、標準語では有生性は統語論に影響を与えることはないのだろうか?ここでは、本稿でも扱った格助詞省略に議論を限定することにする。

水海道方言ではもともとゼロ格形式の無生対格名詞句の場合、(124)のペアが示すように、文の命題的意味を変えずに搔き混ぜ操作をすることが可能である。

- (124) a. ora de:go-no me: oronui-da. (SOV)

俺は大根の芽を(まばらになるように)抜いた。

- b. de:go-no me: ora oronui-da. (OSV)

大根の芽を俺は(まばらになるように)抜いた。

一方、有生対格の脱落は搔き混ぜ操作を不可能にする(例文(74)参照)。また、主

語と目的語の双方が無生名詞句の場合、命題的意味を変えずに搔き混ぜ操作を行うことはできない。

- (125) a. jama mizuumi kagoN-de-ru. (SOV)  
山が 湖を 囲んでいる。  
b. mizuumi jama kagoN-de-ru. (SOV, \*OSV)  
湖が 山を 囲んでいる。

このように、水海道方言における搔き混ぜ操作には、名詞句の有生性、有生対格の有無が関与的である。

標準語では「を」の脱落と搔き混ぜ操作の関係について次の指摘がなされている。

- (126) 音声的に無標の目的語は搔き混ぜ操作ができない。 (Kuroda (1988:8, 択訛))

しかし、目的語名詞句の有生性に関わりなく、一律に「を」の脱落した目的語は搔き混ぜ操作ができないのだろうか？筆者には、Kuroda (1988) が非文と判断した(127) はずわりの良い文に感じられる。この場合目的語名詞句は無生である。

- (127) \*nanika masao-ga katta (Kuroda (1988:8) \* / 筆者OK)

「が」も脱落させた文で次に示す2つのペアを作つてみた。(128) の目的語は無生で(129) の目的語は有生である。筆者には(128) のペアと(129a) は若干ずわりが悪い程度だが、(129b) は(129a)と同じ命題的意味を表す文としては非文である。文頭の「( )」内の評価は筆者の判定<sup>19</sup>である。

- (128) a. (?) マサオ 薬磨き 買った。 (主語=マサオ、目的語=薬磨き)  
b. (?) 歯磨き マサオ 買った。 (主語=マサオ、目的語=歯磨き)

- (129) a. (?) 旭鶴山 曙 押し出した。 (主語=旭鶴山、目的語=曙)  
b. (\*) 曙 旭鶴山 押し出した。 (主語=旭鶴山、目的語=曙)

もし、仮に筆者と同じ判断の話者が無視しがたいほど存在するのであれば、標準語の搔き混ぜ操作に関しても有生性を考慮する価値があるのではないだろうか。日本語の方言には、標準語とは形態論的特徴が異なる体系がかなりある。こうした方言の研究は、標準語では（存在するにも関わらず）これまで見過ごされてきた文法現象を明らかにするきっかけとなる可能性がある。

<sup>19</sup>筆者の母語は、仙台方言である。この方言は、いわゆる強調の対格-ka があることの他、いくつかの点で標準語とは格体系が異なる。(128) や(129) の判定には、母語の文法からの影響がある可能性も考えられる。

# 第5章 文法的斜格と格の範疇

## 5.1 はじめに：文法的斜格

水海道方言では、標準語で「に」格が使われている領域で、4つの斜格が使い分けられている。4つの格形式とは、経験者格、与格（有生・無生）、位格である。

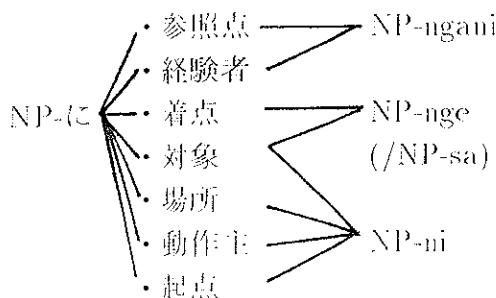
(130)	主格	対格	与格	経験者格	奪格	位格	具格
有生	-∅	-godo	-nge	-ngani	-gara	-ni	-de
無生	-∅	-∅	-sa		-gara	-ni	-de

この章では、標準語の「に」格に対応する水海道方言の4つの斜格の用法の記述を行うとともに、そのことを通じて連用修飾構造における格の範疇について考えてみたい。

4つの斜格について記述及び考察を行う前に、それが用いられる文をその構造によって2つに分類することにする。以下、格交代を引き起こす要素の有無によって、文を「基本文」と「複合述語文」にわけることにしよう。述語に格交代を引き起こす接辞が付いていない文、または格交代を引き起こす補助動詞を含まない文を「基本文」とし、格交代を引き起こす要素（接辞または補助動詞）を含む文を「複合述語文」とする。例えば、「ローマはカルタゴを滅ぼした」のような能動文は、格交代を引き起こす要素を含んでいないので基本文として分類し、「カルタゴはローマに滅ぼされた」のような受動文は格交代を引き起こす要素 ((r)are) を含んでいるので複合述語文として分類することにする。

標準語の「に」格名詞句は、様々な用法を持つ形式である。(131)に示すように、基本文では、さまざまな意味役割の名詞句として現れる。「に」格名詞句がカバーする意味役割の広さは「が」格名詞句に匹敵するほどである。

(131) 標準語 基本文での用法 水海道方言



これに対し、水海道方言では、標準語の「に」格名詞句が用いられている領域で複数の格形式が使い分けられている。以下に、基本文に関して、標準語の「に」格名詞句のいくつかの用法を示すとともに、それに対応する水海道方言の例文を挙げる。それぞれ、a. が標準語の例でb. が水海道方言の例である。

(132) a. お爺さんに手紙が来た。 (着点：「に」格)

b. **ozjitsjaN-nge tengami kj-ta.** (着点：有生与格 (NP-nge))  
お爺さんに手紙が来た。

(133) a. 駅に 行く。 (着点：「に」格)

b. **egi-sa ing-u.** (着点：無生与格 (NP-sa))  
駅に行く。

(134) a. 私には 英語が分からぬ。 (経験者：「に」格)

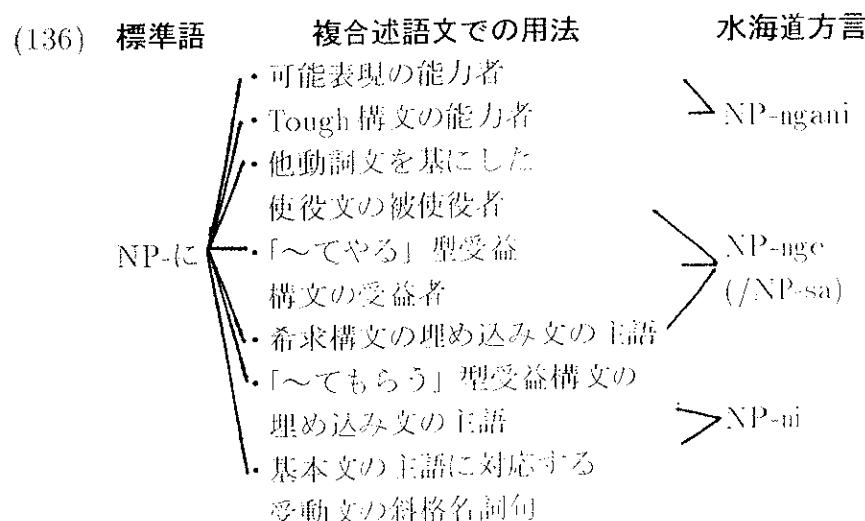
b. **ore-nganja e:ngo wagaN-ne.** (経験者：経験者格 (NP-ngani))  
俺には英語がわからぬ。

(135) a. あの先生に 教わった。 (動作主：「に」格)

b. **ano seNse:-ni osa:Q-ta.** (動作主：位格 (NP-ni))  
あの先生に教わった。

上の例文から明らかのように、水海道方言では、着点は付属する名詞が有生の場合-ngeで、無生の場合-saで、経験者は-nganiで、そして動作主や起点は-niでマーカーされる。

複合述語文においても、標準語の「に」格名詞句は、(136)に示すように、対応する基本文の主語に対応する要素としてさまざまな構文に現れる<sup>1</sup>。



<sup>1</sup>以下に展開する議論から明らかなように、本稿では、格フレームの異なる構文間の関係については、派生によって捉える立場というよりは、対応関係として捉える立場をとっている。

水海道方言では、以下の例文が示すように、複合述語文に関しても、標準語の「に」格名詞句が用いられている領域で、4つの格形式が使い分けられている。

(137) a. 彼には 英語が 話せないだろう。 (可能表現 : 「に」格)

b. are-nganja c:ngo hanas-e-me. (可能表現 : 経験者格 (NP-ngani))  
彼には英語が話せないだろう。

(138) a. 孫に 着を 履かせる。 (使役文 : 「に」格)

b. mango-nge hagama hag-ase-ru. (使役文 : 有生与格 (NP-nge))  
孫に着を履かせる。

(139) a. 車に チェーンを 履かせる。 (使役文 : 「に」格)

b. kuruma-sa tsje:N hag-ase-ru. (使役文 : 無生与格 (NP-sa))  
車にチェーンを履かせる。

(140) a. 先生に 叱られた。 (受動文 : 「に」格)

b. seNse:-ni igim-are-da. (受動文 : 位格 (NP-ni))  
先生に叱られた。

Kurylowicz (1949) は、格の範疇に関して文法格と具体格という分類を提唱した。この分類では、格交代現象において生じる用法は、ある格形式の文法格的用法とされる。Kurylowicz (1949) は、文法格的用法は、主格・対格のような直接格にとつては一次的な用法だが、与格や奪格のような斜格にとつては二次的な用法であるとしている。こうした用法をもつ斜格形式は、「文法的斜格」と呼ぶことができるだろう。標準語の「に」格名詞句という斜格形式は、使役文や受動文そして可能表現といった格交代現象を伴うさまざまな構文で現れる斜格形式である。標準語の「に」格は文法的斜格と見なすことができる。水海道方言では、NP-ngani (経験者格)、NP-nge (有生与格)、NP-sa (無生与格)、NP-ni (位格) という4つの斜格形式が、格交代現象を伴う構文において文法的斜格として用いられている。

この章では、水海道方言の4つの文法的斜格の統語的特徴を記述することを通して、次の点を明らかにしたい。

- 水海道方言の格の用法を記述するためには、文法関係を導入することが有効であること。具体的には、
  - 経験者格名詞句は主格名詞句と共通する統語的性質を持つ要素であること。そして、両者は主語性をもつ要素として分類できること。
  - 与格名詞句は対格と共通する統語的性質を持つ要素であること。そして、両者は目的語性を持つ要素として分類できること。

- 非意味格的斜格の存在が現代の格理論に対して持つ含意を明らかにすること。

第1点目に関しては、4つの文法的斜格がそれぞれ担っている統語的特性が文法関係によって一般化できることを示すとともに、この方言では、他の言語体系では同じ格形式によって表されることがある間接主語と間接目的語が別々の格形式を持っているため、いわば格形式の統語論的性質が形態論に反映される格体系になっていることを明らかにしたい。

第2点目に関しては、しばしば同一視されることのある意味格と斜格が、重なり合うことは多いものの基本的には独立した概念であることを示したい。

この章の構成は次の通りである。第5.2節では、この方言の斜格の統語的特性を記述するのに先立って、前提となる事柄について述べる。具体的には、格フレームの概観と文法関係という概念の捉え方について述べる。第5.3節から第5.6節は4つの文法的斜格の統語論上の性質の記述である。第5.3節では、経験者格名詞句の統語論上の性質を記述し、主格名詞句との共通性と相違を明らかにしたい。第5.4節では、与格名詞句の統語論上の性質を記述し、対格名詞句との共通性と相違を明らかにしたい。第5.6節では位格名詞句の統語論上の性質を記述する。これらの節で記述した内容をもとに第5.7節において、この方言の運用修飾構造における格の範疇について一般化を行うことにしたい。

## 5.2 議論のための諸前提

この節では、水海道方言の文法的斜格の記述及び考察を行う上で前提となる事柄を提示することにする。第5.2.1節では、この方言の文の格フレームを概観する。第5.2.2節では、この章の議論の鍵となる文法関係の概念について述べることにする。

### 5.2.1 格フレーム

4つの斜格の統語的機能を記述・考察するに先立って、これらの形式が現れる文の格フレームを概観しておくことは有益である。まず、基本文の格フレームの一覧を挙げる。与格は付属する名詞の有生性によって異なる格形式をとるが、有生性が議論に関与的ではない部分では、有生与格と無生与格の別を表さないことにする。[±an] は [±animate] を表すものとする。

(141) 基本文の格フレーム	述語の例
a. NP-主格 V/A	自動詞/記述形容詞(働く/大きい)
b. NP-主格 NP-対格 V/A	他動詞/心理形容詞(ぶつ/怖い)
c. NP-主格 NP-与格 V/A	移動動詞(来る)、心理動詞(甘える) 似ている、親切だ
d. NP-主格 NP-位格 V/A	心理動詞(困る)、存在動詞、捕まる
e. NP-主格 NP-対格 NP-与格 V	授与動詞(与える)
f. NP-主格 NP-対格 NP-位格 V	授与動詞(もらう)
g. NP-経験者格 <sub>[+an]</sub> /NP-dat <sub>[-an]</sub> NP-主格 V	似合うなど
h. NP-経験者格 NP-対格 V	わかるなど

(141a)は、次に例文を示す自動詞文や記述形容詞文といった1項述語文の格フレームである。後で見る複合述語文の場合と異なり、基本文の場合、1項述語文には主格名詞句が必ず必要である。

(142) a. are hadarai-de-ru. (主格 [動作主])  
彼が 働いている。

b. oja hajag-u sjiN-da. (主格 [対象])  
親が 早く 死んだ。

c. kono ktsu igai. (形容詞文: 主格 [対象])  
この靴が 大きい。

この格フレームの唯一の項である主格名詞句は、意味役割に関しては、動作主であることもあれば対象であることもある。主格名詞句の意味役割が対象の場合、対応する所有者繰り上げ構文が可能な場合がある。その場合には、二重主格の格フレームになる。この構文については前の章で言及したので、ここではこれ以上言及しない。

(141b) の格フレームは、(143a) に示すように他動詞文で用いられる他、(143b) に示すように経験者が主格で現れる心理形容詞(形容動詞)文にも現れる。

(143) a. ano jaro ore-godo buQurasj-ta. (主格 [動作主]、対格 [対象])  
あの野郎が 俺を ぶんぬぐった。

b. ora ome-godo sjiNpc:-da. (主格 [経験者]、対格 [対象])  
俺は お前を 心配だ。

他動詞文で「主格ー対格」の格フレームが現れる点は、他の対格型言語と同様である。標準語では、(143b)のような心理述語文では「主格ー対格」の格フレームではなく二重主格の格フレームになる。心理述語文においても「主格ー対格」の格フレームが現れる点がこの方言の特徴の一つといえる。

(141c)から(141h)の格フレームは、斜格が現れる格フレームである。この6つの格フレームにおける斜格は、対応する標準語の表現では、全てにおいて「に」格が用いられている。これに対し、水海道方言では4つの斜格が使い分けられている。

(141c) の格フレームは、「行く」「来る」といった移動動詞の他、「甘える」のような心理表現で用いられる。

- (144) a. are dogo-sa iQ-ta. (主格 [対象]、与格 [着点])  
彼は どこに 行った?

- b. tengami ozjitsjaN-nge naate-de kj-ta. (主格 [対象]、与格 [着点])  
手紙が お爺さんに 名宛てで 来た。

- (145) a. mango zji:tsjaN-nge amae-de-ru. (主格 [経験者]、与格 [対象])  
孫が 爺ちゃんに 甘えている。

- b. are-wa sjiNsezu-na kodoba-sa amae-de-ru.  
彼は 親切な言葉に 甘えている。 (主格 [経験者]、与格 [対象])

- (146) a. wagai-koro ora amerika-sa agongare-da. (主格 [経験者]、与格 [対象])  
若い頃 俺は アメリカに あこがれた。

- b. wagai-koro ora i:zjiro:-nge agongare-da. (主格 [経験者]、与格 [対象])  
若い頃 俺は 裕次郎に あこがれた。

また、「似ている」のような関係述語や「親切だ」といった記述形容詞(形容動詞)を含む文もこの格フレームを取ることがある。

- (147) a. ano musume ka:tsjaN-nge ni-de-ru. (主格 [対象]、与格 [比較の基準])  
あの娘は お母さんに 似ている。

- b. ano jama fuzjisaN-sa ni-de-ru. (主格 [対象]、与格 [比較の基準])  
あの山は 富士山に 似ている。

- (148) are-wa tosjijori-nge sjiNsezu-da. (主格 [対象]、与格 [感情の方向])  
彼は 年寄りに 親切だ

(141c) の格フレームで用いられる与格名詞句は、意味役割に関しては、大きく見て着点と対象に対応する。

(141d) の格フレームをとる文は、「困る」などの心理動詞や「捕まる」のような動作主が斜格で現れる動詞を含む文、そして存在文である。

- (149) a. ano musume-wa idazuradeNwa-ni komaQ-te-ru.  
あの娘は いたずら電話に 困っている (主格 [経験者]、位格 [対象])

- b. dorobo: zjiNsa-ni tskamiaQ-ta.  
泥棒が 巡査に 捕まつた (主格 [対象]、位格 [動作主])

- c. ora uzji-ni i-ru. (主格 [対象]、位格 [位置])  
俺は 家に いる。

(149b) は、動作主が位格で現れ、対象が主格で現れる点では、複合述語文のところで見る受動文と類似した格形式と意味役割のつながりを見せてている。(141d) の格フレームにおける位格は、対象や動作主、そして位置とさまざまな意味役割を表す。この格フレームで位格に対応する意味役割の間に何らかの共通性を見いだすことは、困難である。

(141e) の格フレームを取る文は授与動詞を含む文である。この構文では、対格で表される名詞の指示物（または情報）が、与格で表される名詞に向かって移動することが含意される。

- (150) a. sengare kono nimotsu sjNsegi-nge oguQ-ta.  
息子が この荷物を 親戚に 送った。  
(主格 [動作主]、対格 [対象]、与格 [着点])

- b. ojazji ore-nge ho:tsjo:-no tongigada ose-da.  
親父が 俺に 包丁の研ぎ方を 教えた。  
(主格 [動作主]、対格 [対象]、与格 [着点])

- c. are sengare-godo daingagu-sa ire-da.  
彼は 息子を 大学に 入れた。  
(主格 [動作主]、対格 [対象]、与格 [着点])

(141f) の格フレームもまた授受動詞を含む文に現れる。ただし、この場合、対格名詞句の指示物（または情報）の移動は、位格名詞句を起点とし主格名詞句を着点とする形で行われる<sup>2</sup>。

- (151) a. ome darega-ni fku-demo moraQ-te ...  
お前が 誰かに 服でも もらって...  
(主格 [着点]、対格 [対象]、位格 [起点])

- b. ora ho:tsjo:-no tongigada ojazji-nge osaQ-ta.  
俺は 包丁の研ぎ方を 親父に 教わった。  
(主格 [着点]、対格 [対象]、位格 [起点])

「聞く」は、(141e) と (141f) の両方の格フレームに現れる述語である。ただし、格フレームによって意味解釈が異なる。(141e) の格フレームに現れる場合は、(152) に示すように、現在または未来の事態を表し、与格名詞句は、質問の対象として解釈される。

<sup>2</sup>(151a) の「もうう」は、与格をとることもある。  
sairi-nge moraQ-ta. サユリ (のため) に もらった。  
この場合、与格名詞句は受益者として解釈される

- (152) **seNse:-nge kig-u-be.** 先生に 聞いてみよう。

一方、(141f) の格フレームの場合、過去の事態を表し、位格名詞句は情報の起点として解釈される。

- (153) **ome sore dare-gara ki:-da ?** お前、それを 誰から 聞いた?  
— **ozjitsjaN-ni ki:-da.** お爺さんに 聞いた。

(141e) では斜格名詞句（与格）は着点を表し、(141f) では斜格名詞句（位格）は起点を表す。「聞く」のとる 2 つの格フレームにおける解釈の差は、(141e) と (141f) の構文の解釈の違いと並行的なものと見なすことができる。

(141g) と (141h) の構文は、ともに経験者格が現れる格フレームである。2 つの格フレームは、対象を表す直接格が、対格で現れるか主格で現れるかという点で形式上違いがある。(141g) の格フレームでは、対象は、(154) に示すように主格で現れる。また、この格フレームの斜格は意的的には参照点を表すが、名詞が有生の場合、経験者格になるが、無生の場合には無生与格になる。

- (154) a. **ome-nganja kono fku niaw-a-ne.**  
お前には この服が 似合わない。(経験者格 [参照点]、主格 [対象])

- b. **kono sjatsu-wa sono fku-sa niaw-a-ne.**  
このシャツは その服には 似合わない。(与格 [参照点]、主格 [対象])

(141h) の格フレームでは、経験者格名詞句は経験者を表し、対格名詞句は対象を表す。この格フレームに現れる動詞は、「わかる」「見える」などである<sup>3</sup>。

- (155) a. **are-nganja ome-godo wagaN-me.** (経験者格 [経験者]、対格 [対象])  
彼には お前が わからないだろう。

- b. **ore-nganja sore me-ru.** (経験者格 [経験者]、対格 [対象])  
俺には それが 見える

(141h) の格フレームは、主格名詞句がこの方言の基本文に必ずしも含まれている必要がないことを示している。この格フレーム上の特徴は、経験者格名詞句の主格名詞句との統語的共通性を考える上で重要な特徴である。この問題については後で詳しく展開することにする。

次に、複合述語文の格フレームについて概観することにする。

<sup>3</sup>(155b) のように、対象を表す名詞句が、ゼロ格表示の場合にも主格とは呼ばず、無生対格と呼ぶのは、本稿が格の分類に関して分布格 (distributive case) と形式格 (formal case) の双方の觀点を採用しているからである。具体的には、対応する有生の対象名詞句が形態論的に主格と対立する有生対格 (-godo) によってマークされているため、その区別を無生の対象名詞句にも適用したものである。格の分類基準の問題に関しては、第 1 章で若干触れたほか、第 6 章でも詳しく論じる予定である。

(156) 複合述語文	格フレーム
a. 受動文:	NP-主格 NP-位格 {...} V-(r)are
b. 使役文(自):	NP-主格 NP-対格 V-(s)ase
c. 使役文(他):	NP-主格 NP-与格 NP-対格 V-(s)ase
d. 可能構文:	NP-経験者格 {...} V-{(r)e/deki}
e. Tough構文:	NP-経験者格 NP-主格 {...} V-i jasui/nikui
f. 受益構文 -te jaru:	NP-主格 NP-与格 NP-対格 V-te jaru.
g. 受益構文 -te mora:	NP-主格 NP-位格 V-te mora.
h. 希求構文	NP-主格 NP-与格 {...} V-te hosji:

(156a) の受動文では、直接受動文であれ間接受動文であれ、位格名詞句は対応する基本文の主格または経験者格に対応する。

- (157) a. seNse: ano kodomo-godo igiN-da. (能動文)  
先生が あの子供を 叱った。

- b. ano kodomo seNse:-ni igim-are-da. (直接受動文)  
あの子供が 先生に 叱られた。

- (158) a. ome-nganja wagaN-me. (能動文)  
お前には わからないだろう。

- b. ome-ni wagar-are-de (tamaQ-ka). (間接受動文)  
お前に わかられて (たまるか)。

- (159) a. kainego saNbigi sjiN-da. (能動文)  
飼い猫が 三匹 死んだ。

- b. ora kainego-ni saNbigi sjin-are-da. (間接受動文)  
俺は 飼い猫に 三匹 死なれた。

受動文の位格名詞句が表す意味役割は、直接受動文の場合、動作主や経験者といった項構造上プロミネントな意味役割である。ただし、間接受動文では、動作主や経験者の他に対象 ((159b) がその例) の場合もある。受動文の主格名詞句は、直接受動文の場合、対応する基本文の対格名詞句や与格名詞句に対応する。一方、間接受動文の場合、主格名詞句は意味役割としてはいわゆる「受影者」を表す。この場合、対応する基本文に受動文の主格名詞句に対応する要素がない場合がある。

(156b) と (156c) は、この方言の使役文の格フレームである。自動詞を基にした使役文の被使役者は、その有生性に応じて有生対格でマークされたり無生対格でマークされたりする<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> 標準語では、自動詞文をもとにした使役文でも、一定の意味的条件の下で、被使役者の与格表示が可能であるという (Shibatani 1973 など参照)。これに対して、筆者の調べた範囲では、この方言では、自動詞文をもとにした使役文で与格表示が可能であるとする話者はいなかった。しかしながら方言では、自動詞文をもとにした使役文における与格表示にし、これは話者の個人差による偏りかもしれない。自動詞をもとにした使役文における与格表示については、さらに多くの話者からデータを集めた上で、別な機会に検討することにしたい。

(160) a. **mango niwa-de asoN-de-ru.** (自動詞文：有生主語)

孫が 庭で 遊んでいる。

b. **ora mango-godo niwa-de asob-ase-da.**

俺は 孫を 庭で 遊ばせた。 (使役文：有生対格被使役者)

(161) a. **niwa-ni hana sai-da.** (自動詞文：無生主語)

庭に 花が 咲いた。

b. **ora niwa-ni hana sag-ase-da.**

俺は 庭に 花を 咲かせた。 (使役文：無生対格被使役者)

他動詞を基にした使役文では、被使役者は与格でマークされる。この方言の与格には有生与格 (NP-nge) と無生与格 (NP-sa) の 2 つの形式があることは既に述べたおりである。被使役者が有生の場合は有生与格でマークされるが、無生の場合は無生与格でマークされる。

(162) a. **mango hagama hai-da.** (他動詞文：有生主語)

孫が 袴を 履いた。

b. **ora mango-nge hagama hag-ase-da.**

俺は 孫に 袴を 履かせた。 (使役文：有生与格被使役者)

(163) a. **kuruma tsje:N hai-de-ru.** (他動詞文：無生主語)

車が チェーンを 履いている。

b. **ora kuruma-sa tsje:N hag-ase-da.**

俺は 車に チェーンを 履かせた。 (使役文：無生与格被使役者)

使役文で対格や与格で表される被使役者は、対応する基本文で主格や経験者格で表される名詞句に対応する。これまでに出した例は全て、基本文の主格名詞句が被使役者に対応する例だった。以下に、基本文の経験者格名詞句が使役文の被使役者に対応する例を示す。

(164) a. **ore-nganja engo wagaN-ne.** (「経験者格-対格」格フレーム)

俺には 英語が わからない。

b. **ore-nge engo wagar-ase-N-no (taiheN-da-zo).**

俺に 英語を わからせるの (大変だぞ) (使役文：与格被使役者)

対応する使役文の被使役者が与格で表される点に関して、「経験者格-対格」型格フレームの基本文は、他動詞文と共通する格交代パターンを示している。

(156d) の可能表現は、対応する基本文の主格が経験者格に対応する構文である。対応する基本文が 1 項動詞文や斜格名詞句補部をとる自動詞の場合、可能表現では主格が一つもない格フレームが現れる。

- (165) a. **are hadarai-de-ru.** (1項動詞文：主格)  
彼が 働いている。

- b. **are-nganja hadarag-e-ru.** (可能表現：経験者格)  
彼には 働ける。

- (166) a. **ome jane-sa noboQ-ta-ga ?** (自動詞文：主格=与格)  
お前が 屋根に 登ったか？

- b. **ome-nganja jane-sa nobor-e-Qka ?**  
お前には 屋根に 登れるか？(可能表現：経験者格=与格)

また、対応する基本文が他動詞文の場合、可能表現は「経験者格=対格」という格フレームをとる。

- (167) a. **ome nego-godo nade-da-ga ?** (他動詞文：主格=対格)  
お前が 猫を 撫でたか？

- b. **ome-nganja nego-godo nade-rare-Qka ?**  
お前には 猫を 撫でられるか？(可能表現：経験者格=対格)

可能表現の例として出した(165b), (166b), (167b)は、主格が一つもない格フレームである。標準語では、こうした格フレームは非文法的な文とされる。主格のない格フレームに経験者格が含まれていることは、後述するように、経験者格名詞句の統語的機能を考える上で重要である。

(156e)のTough構文は、対応する基本文の主格名詞句や経験者格名詞句が経験者格名詞句として現れる構文である。この構文は、経験者格名詞句を含む点で可能表現と共通する側面があるが、必ず、主格名詞句が要求される点で、可能表現と異なる。

- (168) a. **are-wa tosjijori-godo damas-u.** (基本文：主格=対格)  
彼は 年寄りを だます。

- b. **tosjijori-wa(\*-goda) are-nganja damas-i jasui.**  
年寄りは 彼には だましやすい。

(156f)の受益構文は、対応する基本文の格フレームに、受益者を表す与格名詞句が加わった格フレームになっている。

- (169) a. **ora hoN joN-da.** (基本文：主格=対格)  
俺は 本を 読んだ。

- b. **ora mango-nge hoN joN-de jaQ-ta.**  
俺は 孫に 本を 読んでやつた。(受益構文：主格=与格=対格)

この格フレームの受益者構文では、対応する基本文における格表示がそのままの形である。言い換えると、名詞句の付加はあるが、格交代を伴うものではない。

(156g) の受益構文は、対応する基本文の主格名詞句や経験者格名詞句が位格名詞句で現れる構文である。この対応関係に関して、このタイプの受益構文は、受動文と共通の特徴を持っている。

- (170) a. **mango** sjiNbuN joN-da. (基本文：主格－対格)  
孫が 新聞を 読んだ。

- b. ora **mango-ni** sjiNbuN joN-de moraQ-ta.  
俺は 孫に 新聞を 読んでもらった。  
(受益構文：主格－位格－対格)

- (171) a. **ome-nganja** wagaN-me. (基本文：経験者格（－対格）)  
お前には わからないだろう。

- b. **ome-ni** wagaQ-te mora:-no muri-ge ?  
お前に わかってもらうの 無理かい?  
(受益構文：(主格－) 位格（－対格）)

(156h) の希求構文は、動詞に-te hosji:を接続する形で形成される構文である。この構文では、対応する基本文の主格名詞句や経験者格名詞句が、与格で表される。

- (172) a. **ome** sogo-sa ing-u. (基本文：主格－無生与格)  
お前が そこに 行く。

- b. **ome-nge** sogo-sa iQ-te hosji:  
お前に そこに 行ってほしい。  
(希求構文：(主格－) 有生与格－無生与格)

- (173) a. kore-wa **ome-nganja** wagaN-me. (基本文：経験者格－対格)  
これは お前には わからないだろう。

- b. kore-dage-wa ora **ome-nge** wagaQ-te hosji:  
これだけは 俺は お前に わかってほしい。  
(希求構文：主格－与格－対格)

希求構文に関しては、与格表示が可能な名詞句の有生性に関する制約など、いくつか注意すべき点があるが、これについては後述することにする。

以上、格フレームという構文の外形の面からこの方言における文法的斜格の分布を見てきた。次に、基本文と複合動詞文双方の格フレームに現れる文法的斜格でマークされた名詞句の統語的特徴を記述する上で鍵となる概念－文法関係－について、述べることにする

### 5.2.2 文法関係

文法関係は、文中の要素をその統語的機能によって分類するもので、主語や目的語といった概念がそれに当たる。ここでは、まず、主語や目的語といった個別の概念を定義するのに先立って、そもそも文法関係のようなレベル導入することが有効な状況とは一体どんなものなのか考えることにしたい。

文中の要素を分類する概念には、この文法関係の他に、格や意味役割などがある。格は、名詞句を形態論的観点から分類したものである。意味役割は、当該名詞句が文の中で担っている意味を表す。これに対し、文法関係は、統語論的概念である。

ところで、ある統語的機能（または統語現象）が、ある特定の格形式に固有のものである場合、その機能はその格形式の特徴として描くことができる。例えば、ある言語において文中の再帰代名詞の先行詞として機能し得る要素が、主格名詞句に限られており、主格名詞句の意味役割はこの現象に関して関与的ではないとしよう。その場合、我々は、再帰代名詞の先行詞としての機能を「主格」という形態論的範疇の特徴とすることができる。そして、この場合、「主語」のような文法関係を持ち出す必要性は弱い。また、統語論上の現象を統語論上の概念である文法関係で記述するよりも、形態論という別のレベルから根拠づけることの方が、言語体系全体の中での当該現象の位置づけを明らかにする上で望ましい。

また、ある統語的機能（または統語現象）が、ある特定の意味役割に固有のものである場合、その機能はその意味役割の特徴として描くことができる。例えば、ある言語において文中の再帰代名詞の先行詞として機能し得る要素が、動作主に限られており、動作主の格形式はこの現象に関して関与的ではないとしよう。その場合、我々は、再帰代名詞の先行詞としての機能を動作主という意味的範疇の特徴とすることができる。そして、この場合、「主語」のような文法関係を持ち出す必要性は弱い。また、統語論上の現象を統語論上の概念である文法関係で記述するよりも、意味論という別のレベルから根拠づけることの方が、言語体系全体の中での当該現象の位置づけを明らかにする上で望ましい。

文法関係は、言語現象を記述または説明する上で必要な概念なのだろうか。この点については、さまざま立場がある。関係文法(Perlmutter & Postal 1977)や語彙機能文法(Bresnan 1982)においては、文法関係は必要不可欠な原始概念としての位置を占めているが、いわゆる統率・束縛理論(Chomsky 1981)においては、句構造上の位置づけや格理論から導かれる派生的な概念に過ぎない。では、文法関係という概念を用いることが有効になるのはどんな状況においてなのだろうか。以下に示す4つの状況を仮定することを通して考えてみたい。

状況1 統語現象 $\vartheta_1$ は、格形式 $\kappa_1$ の特徴。

状況2 統語現象 $\vartheta_2$ は、意味役割 $\theta_1$ の特徴。

状況3 統語現象 $\vartheta_3$ は、格形式 $\kappa_1$ でマークされ意味役割 $\theta_1$ を担う名詞句の特徴。

**状況4** 統語現象 $\phi_4$ は、格形式 $\kappa_1$ もしくは $\kappa_2$ でマークされる名詞句の現象で、その名詞句が担う意味役割は $\theta_1$ または $\theta_2$ である。

状況1は、上で主格を例にして述べた状況に相当する。この場合、文法関係は、当該統語現象の説明に必要な単位ではない。状況2も、同様で、上で動作主を例にして述べた状況に相当する。この場合も文法関係は説明に必要な単位ではない。状況1の場合、格によって一般化が可能だし、状況2の場合、意味役割によって一般化が可能である。この2つの状況においては、文法関係を一般化に用いるのは、文法に過度の余剰性をもたらすことになる。なぜなら、文法関係 $GR_1$ が、状況1の統語現象を説明できるのなら、 $GR_1$ は、実質的に格形式 $\kappa_1$ と全く同じものを指すことになり、形態論という独立した分野で確立された格という単位と全く同じ指示内容を持つものを統語論においても別個の要素として設定することになるからである。状況2の統語現象を文法関係で説明しようとする場合にも同様の余剰性が生じる。意味役割 $\theta_1$ と全く同じ指示内容を持つものを統語論においても別個の要素として設定することになるからである。

これに対し、状況3の場合、文法関係を設定することが当該統語現象を記述する上で有意義になってくる。例えば、ある言語において、意味役割が対象の場合の対格名詞句だけが、対応する受動文の主格名詞句と対応し得るとしよう。この場合、統語現象 $\phi_3$ は「能動ー受動対応」である。このような場合、全ての対格名詞句が、対応する受動文の主格名詞句と対応し得る訳ではない。着点や通路を表す対格名詞句の場合、このような対応関係は成り立たない。また、全ての対象名詞句が、受動文の主格名詞句になれるわけでもない。与格や具格で表される対象名詞句は、受動文の主格名詞と対応することがない。このような場合、対象を表す対格名詞句を文法関係の名（…例えば目的語…）で表すことは、この言語体系における統語現象 $\phi_3$ を記述する上で有意義である。ただし、この場合でも、統語現象 $\phi_3$ を記述するために文法関係の導入が不可欠であるというわけではない。ある特定の格形式とある特定の意味役割の結びつき（…この場合対格と対象…）が実現された名詞句の特徴として記述することが可能だからである。つまり、このような状況の場合、意味論的に限定された範囲の形態論的単位の特徴、あるいは逆に形態論的に限定された範囲の意味論的単位の特徴として記述することが可能である。状況3の場合、統語現象 $\phi_3$ は形態論的単位（格）と意味論上の単位（意味役割）を組み合わせて記述することが可能であり、文法関係という統語論上の単位を導入する必要性はない。しかし、特定の意味と特定の形式の結びつきを統語論上の単位（…例えば目的語のような文法関係…）で表すことは、統語現象 $\phi_3$ を記述する上で過度の余剰性をもたらすことにはつながらないものと思われる。なぜなら、この場合の文法関係 $GR_2$ は、ある格形式と全く同じ指示内容を持つわけでもなく、ある意味役割と全く同じ指示内容を持つわけでもないからである。

状況4の場合、文法関係を導入することは、統語現象 $\phi_4$ を記述する上で有益である。例えば、ある言語において文中の再帰代名詞の先行詞となり得る要素が、主格名詞句と経験者を表す与格名詞句であるとしよう。そして、この言語の主格名

詞句には対象や動作主といったさまざまな意味役割が対応するとしよう。この場合、主格名詞句（さまざまな意味役割に対応）と経験者を表す与格名詞句を1つのグループとする自然類として「主語」という文法関係を設定することは、再帰代名詞の解釈という統語現象を一般化するために有益である。ただし、この場合、グループの構成要素は、意味役割でも格形式でも単一の特徴を共有していないので、何らかの下位分類が必要になる。例えば、主格名詞句を直接格主語、経験者与格名詞句を間接主語として分類する必要がある。状況4の場合でも、文法関係を導入しない記述は全く不可能ではない。ただし、その場合、当該統語現象に関する統一的な一般化は困難になる。

4つの状況を仮定して、どのような場合に統語現象の記述に文法関係を導入する必要性が出てくるのか見てきた。状況1, 2よりは状況3の場合の方が、そして状況3の場合よりも状況4の場合の方が、文法関係を導入することがより有益になる。次節以降で示す水海道方言の統語現象は、状況3または状況4に相当する。

次に、本稿で用いる文法関係についての定義を行いたい。本稿では、名詞句の文法関係を表す素性として、主語性、目的語性、斜格性の3つの素性を仮定する。主語性と目的語性は、相互に排他的な関係にあるが、斜格性は他の素性と共存し得るものとする。

本稿では、他動詞文の主格名詞句を主語の典型とし、他動詞文の対格名詞句を目的語の典型とする立場をとる。そして、主語にはあるが目的語にはない特性を主語特性とし、逆に目的語にはあるが主語にはない特性を目的語特性とする。本稿では、主語特性や目的語特性は、あくまで統語論上の特性に限定すべきであるという立場をとっている。しかし、これとは異なる立場もある。Keenan (1976)などは、格形式のような形態論的特性や意味役割などの意味的な特性も主語特性の中に含めている。本稿が、主語特性や目的語特性を統語論的特性に限定しているのは、主語や目的語といった文法関係が統語論上の単位である以上、あくまでもその特性は統語論上の振る舞いにもとめるべきだと考えるからである。形態論上の特性（格形式など）や意味論上の特性（意味役割など）は、主語の典型を確立する際には用いるが、主語性や目的語性は主語や目的語の統語論上の振る舞いによって規定されるべきであると考える。本稿における主語性や目的語性は、Keenan (1976:324) のいうところの‘Behavior and Control Properties’に相当する。なお、主語と目的語が共有している特性は、主語特性とも目的語特性とも見なさない。そのような特性は主格名詞句と対格名詞句に共通している特性なので、直接格名詞句の特性とみなす。例えば、ある言語において主語と目的語に次のような統語論的特性があるとしよう。

(174) ある架空の言語の文法関係が担っている統語論的特性

統語論的特性	主語	目的語
a. 受動文の斜格に対応	+	-
b. 再帰代名詞の先行詞	+	-
c. 数量詞遊離	+	+
d. 受動文の主格に対応	-	+
e. 使役文の被使役者をマーク	-	+

この場合、統語論的特性(174a)及び(174b)は、主語にはあるが目的語にはない特性なので主語特性と見なし得る。一方、(174d)及び(174e)は、目的語にはあるが主語にはない特性なので目的語特性と見なし得る。これに対し、(174c)は、主語と目的語に共通の特徴なので、本稿の分析では、主語特性や目的語特性ではなく、直接格名詞句の特性と見なされる。

斜格性は、直接格（主格・対格）名詞句以外の名詞句が帶びている統語論的特性である。斜格性は、本稿が考察の対象としている水海道方言の場合、形態論的に有標な名詞句の特性という形で形態論的に定義することが可能だが<sup>5</sup>、言語によっては、統語論的基準を持ち出す必要がある場合がある。例えば、標準語の場合、全ての格形式は「名詞 +  $\alpha$ 」なので、形態論的な基準だけから斜格性を定義することはできない。上記の架空の言語の場合でいえば、直接格名詞句の特性すなわち(174c)を示さない名詞句が、斜格性を持つ要素として分類される。既に述べたように斜格性は、主語性や目的語性と矛盾しない。ある斜格名詞句が、主語性や目的語性を帯びることは可能である。いわゆる間接項がそれにあたる。例えば、上記の架空の言語で、与格名詞句が、(174c)の特性は持たないが、(174d)や(174e)の特性は持っているとしよう。この場合、与格名詞句は、直接格名詞句に共通の特性を持っていないので、斜格性を帶びた要素と見なし得る。そして、同時に、目的語特性を持っている要素とも見なし得る。斜格性と目的語性をともに持った要素は伝統的に間接目的語と呼ばれてきた。通言語的に、与格主語または間接主語と呼ばれる要素は、本稿の分析では、斜格性と主語性をともに持った要素と見なすことができる。

次節以降では、この方言の4つの文法的斜格でマークされる名詞句と主格名詞句や対格名詞句との間の統語論的共通性や相違を記述することを通して、4つの文法的斜格を文法関係に関して分類することにする。

### 5.3 経験者格名詞句の統語論上の性質

この節では経験者格名詞句(NP-*ngani*)の統語的な振る舞いを記述し、経験者格名詞句の主格名詞句との共通性と相違を明らかにする。

<sup>5</sup>水海道方言の有生対格はNP-*godo*という形態なので「名詞 +  $\alpha$ 」だが、対応する無生対格がNP-*ø*なので、形態論的に無標のメンバーに入れることも可能である。

### 5.3.1 格フレームに関する一般化

Shibatani (1977) は標準日本語の文に関して下記の制約をたて、最低限 1 つの主格名詞句が含まれていなければならないことを明らかにした。

- (175) SURFACE CASE CANON (Shibatani 1977:807):

NOM<sup>n</sup><sub>1</sub>ACC<sup>1</sup><sub>0</sub>DAT<sup>m</sup><sub>0</sub> ...

同様の一般化は、北海道方言の場合、少なくとも形容詞とコピュラ文に関しては当てはまる。

- (176) kono fuku igai. (形容詞文)

この服が 大きい

- (177) are-wa dereske-da. (コピュラ文)

彼は 馬鹿だ。

宮島 (1959) 及び佐々木 (印刷中) が報告しているように、心理形容詞の一部が対格を取る点などで、この方言は標準語とは異なる格フレームを有するが、そのような特異な格フレームにおいては、主格名詞句は存在しなければならない。

- (178) ora ano sense:-godo kire:-da. (心理形容詞文)

俺は あの先生が 嫌いだ。

動詞の連用形に形容詞的活用をする要素を付加する形で形成される複合述語文（いわゆる tough 構文）の場合も同様で、必ず主格が要求される。

- (179) a. are tosjijori-godo damas-u.

彼は 年寄りを だます。

- b. tosjijori-wa are-nganja damasj-i jasui.

年寄りは 彼には だましやすい。

Tough 構文は、この点に関しては、同じ能力を表す表現でももとの文の対格名詞句が対格名詞句のまま出現できる接辞-(r)are を使った可能表現と異なる。

- (180) a. ome nego-godo nade-ru.

お前が 猫を 撫でる

- b. ome-nganja nego-godo nade-rare-Qka ?

お前には 猫を 撫でられるか？

標準語では、(180b) のように対格名詞句を含む格フレームには必ず主格名詞句が含まれている。一方、この方言では、動詞を主要部とする構文の場合、「1つの節に 1 つの主格」という一般化は成り立たない。以下の例が示すように、主格がいつも含まれていない構文が可能だからである。

- (181) are-nganja ome-godo wagaN-me.  
彼には お前が わからないだろう。

可能構文で NP-*ngani* が生じることは、前節で述べたとおりである。以下に示す自動詞文とそれをもとにした可能構文のペアは、1項動詞文の可能表現でも NP-*ngani* が現れること示している。このことは、NP-*ngani* が、主格名詞句と同様に動詞を主要部とする文の唯一の要素となりうることを示している。

- (182) a. aizura ojoi-da.  
あいつら 泳いた。  
b. aizura-nganja ojong-e-me.  
あいつらは 泳げないだろう。

このように主格を一つも含まない格フレームは、標準語では許されないものである。

主要部となる品詞ごとに、当該構造に現れる名詞句に最低限要求される格に関する制約をまとめると次のようになる。名詞を主要部とする構造すなわち連体修飾構造については本稿第2章、佐々木&カルヤヌ(1997)及びSasaki(1997)を参照。

- (183) 形容詞を主要部とする構文 (格形式上の要求) :  
最低1つの主格名詞句が要求される。

- (184) 動詞を主要部とする構文:  
最低1つの主格または経験者格の名詞句が要求される。

- (185) 名詞を主要部とする構文 (格の範疇に基づく要求):  
形容詞以外の修飾要素は、連体修飾格でマークされなければならない。  
a. 有生の所有者名詞句ならば、所有格で  
b. 場所名詞句ならば、連体場所格で  
c. 上記a,bに当てはまらない場合は、属格で  
i. 名詞句／副詞句-属格  
ii. 名詞句-意味格(連用)-属格

動詞を主要部とする構文に最低限一つ必要な要素であるという点において、経験者格名詞句は主格名詞句と共に統語論的特徴をもっていると考えられる。

格フレームに関してはもう一つ経験者格名詞句と主格名詞句に共通の性質がある。(141)の基本文の格フレームと(156)の複合動詞文の格フレームを見てみると、対格名詞句のある文には、必ず、主格名詞句か経験者格名詞句が含まれていることがわかる。逆にいうと、主格名詞句または経験者格名詞句がない文には対格名詞句は現れないということでもある。対格名詞句が現れる前提条件となっている点においても経験者格名詞句は主格名詞句と共に振る舞いをする。

格フレームに関しては、次の2点に関して経験者格名詞句と主格名詞句の共通性を指摘することができる。

- 動詞を主要部とする構造で最低限一つ要求される要素である点で経験者格名詞句と主格名詞句は共通する要素である。
- 対格名詞句が存在することの前提条件となる点で経験者格名詞句と主格名詞句は共通する要素である。

### 5.3.2 再帰代名詞の解釈

以下の例が示すように、NP-*ngani* は、主格名詞句と同様に文の他の名詞句に含まれる再帰代名詞の先行詞になりうる。

(186) *are<sub>i</sub>* zjibuN<sub>i</sub>-no kuruma kowasj-ta.  
彼は 自分の車を 壊した。

(187) *are<sub>i</sub>* zjibuN<sub>i</sub>-no sengare-ni buQkuras-are-da.  
彼は 自分の息子に 殴られた。

- (188) a. *are<sub>i</sub>-nganja* zjibuN<sub>i</sub>-no kuruma naos-e-ne.  
彼には 自分の車が 直せない。  
b. zjibuN<sub>i</sub>-no kuruma *are<sub>i</sub>-nganja* naos-e-ne.  
意味：同上

また、NP-*ngani* に再帰代名詞が含まれている場合、再帰代名詞の指示対象は、同じ文に含まれる要素ではなく、話し手が含意される。この点でも主格名詞句と NP-*ngani* は共通の性質を持っている。

(189) zjibuN-no sengare *are-ni* buQkuras-are-da.  
自分 (=話者) の息子が 彼に 殴られた。

(190) zjibuN-*nganja* *are-nга* kuruma naos-e-ne.  
自分 (=話者) には 彼の車が 直せない。

一方、同じ斜格名詞句でも与格名詞句(NP-*nge*) は、以下の例文から明らかなように、再帰代名詞の先行詞になることができない。

- (191) a. *ora*, *are-nge<sub>j</sub>* zjibuN-no<sub>i</sub>/<sub>j</sub> tomodazji-godo sjo:kai sj-ta.  
俺は 彼に 自分の友達を 紹介した。  
b. *ora*, zjibuN-no<sub>i/s<sub>j</sub></sub> tomodazji-godo *are-nge<sub>j</sub>* sjo:kai sj-ta.  
俺は 自分の友達を 彼に 紹介した。

このようにNP-*ngani*は再帰代名詞の解釈に関して主格名詞句と同様の振る舞いをする。

再帰代名詞の解釈に関しては、一部の複合述語文において上記の一般化の例外となる振る舞いが見られる。具体的には、経験者格名詞句以外の斜格名詞句（与格名詞句や位格名詞句）が再帰代名詞の先行詞として解釈される例が見られる。このような例外的な振る舞いを見せる構文に関しては、後で扱うこととし、ここではさし当たり、再帰代名詞の解釈に関して次のような一般化を行うことにする。

- 文中の再帰代名詞の先行詞として解釈される点で、経験者格名詞句は主格名詞句と共通する振る舞いをする。
- それ自身に含まれる再帰代名詞が、文中に先行詞を見いだせない点で、経験者格名詞句は主格名詞句と共通する振る舞いをする。

再帰代名詞の解釈は、この方言においては、意味役割で一般化を行うことは困難である。再帰代名詞の先行詞は、(186)においては動作主であり、(187)においては対象であり、(188)においては経験者である。これらの意味役割は、項構造上、最もプロミネントであるとされるもの（動作主）もあれば、最も低い位置づけのもの（対象）もある上、中間的な位置づけのもの（経験者）まであり、これらを自然類に括ることは困難である。

### 5.3.3 *nagara*で導かれる副詞節の主語をコントロールする要素

日本語やイタリア語などの与格経験者名詞句が主格名詞句と同様に、副詞節の主語をコントロール<sup>6</sup>することは、Perlmutter (1979) などによって指摘されてきた。以下の例文が示すように、水海道方言のNP-*ngani*も、*nagara*で導かれる副詞節の主語をコントロールできる点で主格名詞句と共通する性質を持っている。

- (192) a. *ora<sub>i</sub>* [e<sub>i</sub> arug-i-nagara] paN kuQ-ta.  
俺は 歩きながら パンを 食った。

- b. *are-ngauij<sub>i</sub>* [e<sub>i</sub> ame name-nagara] ojoung-e-rn.  
彼には 餅を 菴めながら 泳げる

一方、与格名詞句は、*nagara*で導かれる副詞節の主語をコントロールすることができない。

- (193) [e<sub>i/s<sub>j</sub></sub> egi-sa ing-i-nagara] sengare<sub>i</sub> are-nge<sub>j</sub> tengami dasj-ta.  
駅に 行きながら 息子が 彼に 手紙を 出した。

<sup>6</sup>この場合、「コントロール」は、副詞節で省略されている要素が主節にある要素と同一指示であることを表す。

(193c) で、駅に行った人間は「息子」であって「彼」ではない。nagaraで導かれる副詞節のコントロールに関しては、次のような一般化ができる。

- nagaraで導かれる副詞句の主語のコントロールが可能な要素は、主節の経験者格名詞句と主格名詞句である。

### 5.3.4 受動文の位格に対応する要素

この第5.3.4節から第5.3.9節までは、格交代を伴う構文と基本文の間の対応関係を扱う。基本文における経験者格名詞句と主格名詞句が、対応する非基本文の同じ格形式に対応することが、複合動詞文や主語一目的語繰り上げ構文において明らかになる。この対応関係に関しては、まず、受動文の位格名詞句と対応する基本文の要素について見ることにする。

以下の能動・受動のペアは、主格名詞句とNP-*ngani*がともに受動化によってNP-*ni*になる要素であることを示している。

- (194) a. *sense:* ano kodomo-godo igiN-da.  
先生が あの子供を 叱った。

- b. ano kodomo *sense:-ni* igim-are-da.  
あの子供が 先生に 叱られた。

- (195) a. *ome-nganja* wagaN-me  
お前には わからないだろう。

- b. *ome-ni* wagar-are-de (tamaQ-ka).  
お前に わかられて (たまるか)。

受動化においても主格名詞句とNP-*ngani*は同様の振る舞いをすることがわかる。ところで、動詞「わかる」を主要部とする構文や可能構文は、次の例文からもわかるように、経験者をNP-*ngani*で表すこともあるが、主格名詞句で表すこともある。

- (196) a. are-*nganja* e:ugo wagar-u.  
彼には 英語が わかる。

- b. are e:ugo wagar-u.  
彼は 英語が わかる。

- (197) a. *ome-nganja* nego-godo nader-are-Qka ?  
お前には 猫が 撫でられるか。

- b. ome nego-godo uader-are-Qka ?  
お前は 猫が 撫でられるか。

仮に、「わかる」をもとにした受動文が(196b)の「主格一対格」型格フレームをもとに形成されると仮定すると、ここでの議論は、主格名詞句とNP-uganiの共通性の証拠にはならないことになる。同様の点は、第5.3.5節から第5.3.9節で展開されている格交代現象に関する議論にも当てはまる。したがって、第5.3.4節から第5.3.9節までの議論は主格名詞句とNP-uganiの統語論上の共通性に関する議論としては弱いものにならざるを得ない。

能動文と受動文の対応関係に関しては、経験者格名詞句と主格名詞句の間に、さし当たり次のような共通点を指摘することができるだろう。

- 能動文の経験者格名詞句と主格名詞句は、ともに対応する受動文の位格名詞句に対応する。

この場合、現象を意味役割によって一般化することは困難である。なぜなら、能動文においてなら、受動文で位格になる要素は、動作主や経験者といった項構造上プロミネントな意味役割なので意味的に自然類を形成することは可能だが、間接受動文も含めて考えた場合、次の例文のように対象が位格名詞句になっている例もある方である。

- (198) a. kainego saNbigi sjiN-da. (能動文)  
飼い猫が 三匹 死んだ。  
b. ora kainego-ni saNbigi sjin-are-da. (間接受動文)  
俺は 飼い猫に 三匹 死なれた。

受動文の位格名詞句に対応する要素を、上述のように基本文の経験者格名詞句と主格名詞句であるとした場合、直接受動文と間接受動文に共通する性質を指摘することができる。後で見るように主格名詞句と経験者格名詞句がともに主語性をもった要素と見なし得るならば、直接受動文と間接受動文に共通する性質は、基本文の主語が位格に対応すること、と見ることができるようになる

### 5.3.5 「～てもらう」型受益者構文の位格に対応する要素

受益者構文は、補助動詞として用いられる要素によって分類されるが、「-temora」による受益者構文では受益者が主語として選択される。この構文の場合、対応する基本文の主格名詞句は、受動文の斜格化した動作主と同様に位格名詞句(NP-ni)で表される。

- (199) a. mango sjiNbun jom-u.  
孫が 新聞を 読む。

- b. mango-ui sjNbuN joN-de-mora:  
孫に 新聞を 読んでもらう。

- (200) a. sengare i:biNkjogu-sa iQ-ta.  
息子が 郵便局に 行った。  
b. sengare-ni i:biNkjogu-sa iQ-te-moraQ-ta.  
息子に 郵便局に 行ってもらった。

NP-*ngani* をとる基本文から作った「-te mora:」型受益者構文では、もとの NP-*ngani* が NP-*ni* で表される。

- (201) a. ome-nganja wagaN-me.  
お前には わからないだろう。  
b. ome-ni wagaQ-te-mora:-no muri-ge ?  
お前に わかってもらうの 無理か？

「-te mora:」型受益者構文と基本文の対応関係に関しては、経験者格名詞句と主格名詞句の間に次のような共通点を指摘することができる。

- 基本文の経験者格名詞句と主格名詞句は、対応する V-te mora:型受益者構文の位格名詞句に対応する。

この場合も、位格に対応する要素を意味役割によって一般化することは困難である。上記の例文を見ても、V-te mora:型受益者構文の位格名詞句は、(199) では動作主、(200) では対象、(201) では経験者である。これらの意味役割は、これらを自然類に括ることは困難である。V-te mora:型受益者構文の位格名詞句に対応する基本文の要素を意味役割から限定するのは困難である。

### 5.3.6 使役文の被使役者（対格または与格）に対応する要素

水海道方言の使役文は、もとの文が自動詞の場合、被使役者は対格でマークされ、もとの文が他動詞文の場合は与格でマークされる。

- (202) a. mango hadarai-de-ru.  
孫が 働いている。  
b. mango-godo hadarag-ase-ru.  
孫を 働かせる。
- (203) a. sengare sogo-sa iQ-ta.  
息子が そこに 行った

- b. ora-sengare-godo sogo-sa ing-ase-da.  
俺は 息子を そこに 行かせた。

- (204) a. seNse: gagi-godo igiN-da.  
先生が 子供を 叱った。  
b. seNse:-nge gagi-godo igim-ase-da.  
先生に 子供を 叱らせた。

- (205) a. kuruma tsje:N hai-de-ru.  
車が チェーンを 履いている。  
b. kuruma-sa tsje:N hag-ase-ru.  
車に チェーンを 履かせる。

NP-*ngani* をとる基本文（2項動詞文）から作った使役文では、もとの文のNP-*ngani* と対応する被使役者が与格でマークされる。

- (206) a. are-*nganja* moNdai wagaQ-te-ne.  
彼には 問題が わかっていない。  
b. are-nge(\*-*ngani*) moNdai wagar-ase-Nno te:heN-da.  
彼に 問題を わからせるのは 大変だ。

(206) に対応する標準語の文では、基本文の経験者（「彼には問題がわかつていな  
い」の「彼に」）は、対応する使役文でも「に」格で格形式が同じである。一方、  
水海道方言では、被使役者は経験者格で表されることないので、基本文と使役  
文の格表示が異なる。

使役文と基本文の対応関係に関しては、経験者格名詞句と主格名詞句の間に次  
のような共通点がある。

- 使役文の被使役者に対応する要素は、基本文の経験者格名詞句か主格名詞句  
である。

上記の共通点は、意味役割によって一般化することは困難である。(202) から  
(206) までの例文で被使役者と対応する基本文の名詞句は、意味役割に関しては、  
動作主もあれば対象もあり、経験者も含まれている。与格でマークされる被使役  
者に対応する名詞句の意味役割だけに限定しても、(204) の場合動作主、(205) の  
場合対象、(206) の場合経験者とまとめられない。これらの意味役割を自然類に括  
ることは困難であり、使役文の被使役者に対応する基本文の要素を意味役割によつ  
て限定するのは困難である。

### 5.3.7 希求構文の与格に対応する要素

水海道方言には、埋め込み文の主語が与格で現れる構文が2つある。1つは他動詞をもとにした使役文で、もう一つは動詞の連用形に「～てほしい」を接続する構文である。本稿では後者を希求構文と呼んでいる。

使役文の場合、既に見たように、埋め込み文が自動詞の場合、被使役者は、与格ではなく対格で現れる。これに対し、希求構文の場合、埋め込み文が自動詞であるか他動詞であるかは、埋め込み文の主語の与格表示には関与的ではない。

- (207) a. **ome kore ku:**. (他動詞)

お前が これを 食べる。

- b. **ome-nge kore kuQ-te hosji:**. (埋め込み文の主語：与格)

お前に これを 食べてほしい。

- (208) a. **ome sogo-sa ing-u.** (自動詞)

お前が そこに 行く。

- b. **ome-nge sogo-sa iQ-te hosji:**. (埋め込み文の主語：与格)

お前に そこに 行ってほしい。

- (209) a. **tsungi-wa are hasjir-u.** (自動詞)

次は 彼が 走る。

- b. **tsungi-wa are-nge hasjiQ-te hosji:**

次は 彼に 走ってほしい。 (埋め込み文の主語：与格)

埋め込み文の主語に対応する与格の現れ方に關して、使役文と希求構文の間には、次のような違いもある。この方言では与格が有生格と無生格で形式が異なる。以下の図に示すように使役文の場合、埋め込み文の主語の有生性に依存する形で、有生与格と無生与格が用いられる。一方、希求構文の場合、有生与格しか用いられない。

理め込み文の主語：	使役文	希求構文
	有生与格 (NP-nge)	有生与格 (NP-nge)
	無生与格 (NP-sa)	……

- (211) a. **ame fur-u.** (無生主語)

雨が 降る。

- b. \* **ame-sa fuQ-te hosji:** (埋め込み文の主語：無生与格)

雨に 降ってほしい

- c. ame fuQ-te hosji:. (埋め込み文の主語：主格)  
雨が 降ってほしい。

- (212) a. sogo-ni biru taQ-ta. (無生主語)  
そこに ビルが たつた。  
  
b. \* sogo-ni biru-sa taQ-te hosji:.  
そこに ビルが 立つてほしい。 (埋め込み文の主語：無生与格)  
  
c. sogo-ni biru taQ-te hosji:. (埋め込み文の主語：主格)  
そこに ビルが 立つてほしい。

(211c) と (212c) の例文から明らかのように、埋め込み文の主語が無生の場合、V-te hosji: という構造が不可能だというわけではない。埋め込み文の主語が主格のままであれば文法的な文なのである。ただし、埋め込み文の主語が有生の場合には、与格表示が可能だが、無生の場合には与格表示が不可能なので、希求構文は、埋め込み文の主語の表示に関して、使役文のように有生性に関して対照的な格表示になっていないのである。

また、使役文と希求構文は、埋め込み文の主語の格表示に関して次のような違いもある。使役文では、埋め込み文の主語が主格で現れることがないが、希求構文では埋め込み文の主語が主格で現れることがある。

- (213) a. ome sogo-ni i-ru. (有生主語)  
お前が そこに いる。  
  
b. ome-nge sogo-ni i-de hosji:. (埋め込み文の主語：与格)  
お前に そこに いてほしい。  
  
c. ome sogo-ni i-de hosji:. (埋め込み文の主語：主格)  
お前が そこに いてほしい。

経験者格名詞句も、(213)の有生主語（主格名詞句）と同様に、対応する希求構文において与格表示とともに基本文と同じ格表示（この場合経験者格）の両方が可能である。(214b) では、埋め込み文の経験者格名詞句は与格表示だが、(214c) では、対応する基本文(214a) と同様の経験者格表示である。

- (214) a. are-nganja sore-ngure: wagaQ-pe. (経験者格：基本文)  
彼には それぐらい わかるだろう。  
  
b. are-nge sore-ngure: wagaQ-te hosji:  
彼には それぐらい わかってほしい。 (与格表示：希求構文)

- c. are-nganja sore-ngure: wagaQ-te hosji:.

彼には それぐらい わかつてほしい。 (経験者格表示 : 希求構文)

(214b) と (214c) は、その訳が示すように、標準語では全く同じ格表示 (「に」格) で現れる。

以上の例文から、希求構文の与格名詞句との対応関係に関して、経験者格名詞句と主格名詞句は次のような共通性を持っていることがわかる。

- 基本文の経験者格名詞句と主格名詞句はともに対応する希求構文において与格表示が可能な要素である。

ただし、無生の主格名詞句が与格表示の対象にならないことは、既に指摘したおりである。なお、上記の一般化を意味役割によって行なうことは困難である。(207) と (209) で与格表示されている名詞句は埋め込み文の動作主であり、(208) と (213) では埋め込み文の対象が与格表示されており、さらに (214) では、与格表示の対象は埋め込み文の経験者である。これらの意味役割を自然類として括ることは困難である。

基本文の対象名詞句は、有生性に関する基準を満たしているならば、自動詞文の場合には、これまで見てきたように希求構文における与格表示が可能である。一方、同じように主格でマークされる対象名詞句である受動文の主語は、対応する希求構文において与格表示ができない。

(215) a. are sjikeN-ni ugaQ-ta. (自動詞 : 対象主語)  
彼が 試験に 受かった。

b. are-nge sjikeN-ni ugaQ-te hosji:.  
彼に 試験に 受かつてほしい。 (希求構文 : 与格表示可能)

(216) a. haNniN zjiNsa-ni taiho-s-are-da. (受動文 : 対象主語)  
犯人が 巡査に 逮捕された。

b. \* haNniN-nge zjiNsa-ni taiho-s-are-de hosji:.  
犯人に 巡査に 逮捕されてほしい。 (希求構文 : 与格表示不可)  
cf. zjiNsa-nge haNniN-godo taiho-sj-te hosji:.  
巡査に 犯人を 逮捕してほしい。  
(能動文を基にした希求構文 : 動作主主語の与格表示可能)

c. haNniN zjiNsa-ni taiho-s-are-de hosji:.  
犯人が 巡査に 逮捕されてほしい。 (希求構文 : 主格表示可能)

希求構文の与格表示に関して、いわゆる非対格主語 (Perlmutter 1978) と受動文の主語は異なる振る舞いをする。

希求構文において埋め込み文の主語の与格表示が不可能で、逆にいうと主格表示が義務的な文には、次の 2 種類があることになる。

(217) a. 埋め込み文の主語が無生名詞の文

b. 埋め込み文が受動態の文

標準語では、埋め込み文にテンスが欠落していることが、希求構文の与格表示の条件になっているとする分析がある (Takezawa 1987 参照)。少なくとも水海道方言に関しては、テンスの欠落を希求構文における与格表示の唯一の要因とした場合、実際には非文法的な構文を過剰生成することにつながる。上記の (217a) と (217b) のグループに入る文の場合、埋め込み文のテンスが欠落していても、与格表示は不可能である。この方言では、テンスの欠落という構造的な制約の他、主語の有生性や態といった3つの意味的・統語的制約を満たした場合にのみ、与格表示が可能になる。

この方言の希求構文の与格表示に関しては、他にも追求すべき点があるが、ここでは、主格名詞句と経験者格名詞句の共通性を指摘するに留める。この構文における与格表示の詳細については、Sasaki (forthcoming) 参照。

### 5.3.8 Tough 構文の経験者格に対応する要素

基本文の動作主を表す主格名詞句は、Tough 構文では、NP-*ngani* で現れる。Tough 構文の主格名詞句に対応するのは、基本文の動作主以外の項（対格名詞句や斜格でマークされる要素など）である。

(218) a. *ano seNsji kono dai-gara tob-u.*

あの選手が この台から 飛ぶ。

b. *ano seNsji-*nganja* kono dai tob-i nigui.*

あの選手には この台は 飛びにくい。

基本文の主格 : Tough 構文の経験者格

基本文の奪格 : Tough 構文の主格

(219) a. *kodomo ano isu-sa suwar-u.*

子供が あのイスに 座る。

b. *kodomo-*nganja* ano isu suwar-i nigui.*

子供には あのイスが 座りにくい。

基本文の主格 : Tough 構文の経験者格

基本文の与格 : Tough 構文の主格

(220) a. *kodomo kono hoN jom-u.*

子供が この本を 読む。

- b. kodomo-nganja kono hoN jom-i nigui.  
 子供には この本が 読みにくい。  
 基本文の主格 : Tough 構文の経験者格  
 基本文の対格 : Tough 構文の主格

基本文で経験者格 (-ngani) でマークされる名詞句は、対応する tough 構文においても NP-ngani で表される。

- (221) a. ome-nganja e:ngo wagaN-me.  
 お前には 英語が わからないだろう。  
 b. ore-nganja e:ngo wagar-i nigui.  
 俺には 英語が わかりにくい。

Tough 構文の経験者格名詞句に対応する要素に関しては、次のような一般化が可能である。

- Tough 構文の経験者格名詞句に対応する基本文の要素は、動作主を表す主格名詞句か経験者格名詞句である。

Tough 構文の NP-ngani と対応する要素は、基本文の動作主や経験者といった項構造上プロミネントな意味役割を担っているので、一見すると、意味役割による一般化が可能に見える。しかし、動作主であっても受動文の動作主（位格で表される）は、対応する Tough 構文で経験者格に対応することはない。

- (222) a. noranego-wa hjto-ni kaw-are-ne. (受動文 : 動作主は位格)  
 野良猫は 人に 飼われない。  
 b. \* noranego-wa hjto-ngani kaw-are nigui.  
 野良猫は 人に 飼われにくい。 (Tough 構文 : 経験者格)  
 c. noranego-wa hjto-ni kaw-are nigui.  
 野良猫は 人に 飼われにくい。 (Tough 構文 : 位格)

したがって、意味役割からだけこの構文の経験者格名詞句に対応する基本文の要素を確定することはできない。

### 5.3.9 繰り上げによって主節の構成素になる要素

埋め込み文の主格名詞句は、主語一目的語繰り上げ構文で対格でマークされる要素である<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> 水海道方言における主語一目的語繰り上げ構文に関しては、本稿第4章及び佐々木(印刷中) 参照

- (223) a. arc-wa dereske-da.  
    彼は 馬鹿だ。
- b. miNna arc-godo dereske-da-do omoQ-te-ru.  
    みんなが 彼を 馬鹿だと 思っている

NP-*ngani* を含む文が埋め込まれた場合、埋め込み文の主要部の品詞によって、主語一目的語繰り上げ構文の対格名詞句に対応する要素が異なる。以下の例文が示すように、動詞が主要部の埋め込み文からの場合、対格名詞句と対応する要素は NP-*ngani* である。例文 (225b) 参照。なお、下記の例文 (224b) で主語一目的語繰り上げ構文が非文になっているのは、有生対格名詞句の連続を回避した結果と考えられる。基本文が無性対格を含んでいる (225) の主語一目的語繰り上げ構文では、繰り上げ名詞句は有生対格だが埋め込み文の目的語は無性対格であり、形態が異なるため、(224b) で問題となる制約に違反しない形になっているものと考えられる。なお、非文法的であった主語一目的語繰り上げ構文 (224b) に対応する受動文（繰り上げ名詞句が主格で現れる）(224c) は、文法的である<sup>8</sup>。

- (224) a. ome-*nganja* nego-godo nade-rare-Qka ?  
    お前には 猫が 撫でられるか？
- b. \*ora ome-godo nego-godo nade-rare-me-do omoQ-te-da.  
    俺は お前を 猫が 撫でられないと 思っていた。
- c. ome-wa miNna-ni nego-godo nade-rare-me-do omow-arc-de-da.  
    お前は みんなに 猫が 撫でられないと 思われていた。
- d. \*nego-wa miNna-ni ome-*nganja* nade-rare-me-do omow-arc-de-da.  
    猫は みんなに お前には 撫でられないだろうと 思われていた。
- (225) a. ano jaro ore-*nganja* e:ngo wagaN-ne-do omoQ-te-ru.  
    あの野郎は 俺には 英語が わからないと 思っている。
- b. ano jaro ore-godo e:ngo wagaN-ne-do omoQ-te-ru.  
    あの野郎は 俺を 英語が わからないと 思っている。

上記の例では NP-*ngani* が主格主語構文の主格名詞句と同様の振る舞いをしている。一方、形容詞を主要部とする埋め込み文を含む主語一目的語繰り上げ構文の場合、繰り上げ名詞句に対応する要素は、NP-*ngani* ではなく、主格名詞句である。

<sup>8</sup>Postal (1974) は、主語一目的語繰り上げ構文における能動-受動の対応関係に関しては、英語でも、主節の述語によって対応する能動文のない場合があることを報告している。Postal (1993) は、このような構文間の対応関係に欠落のあるバラダイムを欠落的バラダイム (defective paradigm) と呼んでいる。欠落的バラダイムは、水海道方言におけるもう一つの繰り上げ構文「所有者繰り上げ構文」においても見いだされる。

- (226) a. kono hoN-wa kodomo-nganja jom-i nigui.  
 この本は 子供には 読みにくい。  
 b. kono hoN ora kodomo-nganja jom-i nigui-do omoQ-ta.  
 この本は 俺は 子供には 読みにくいと 思った。  
 c. \*ora kodomo-godo kono hoN jom-i nigui-do omoQ-ta.  
 俺は 子供を この本が 読みにくいと 思った。

これまで、NP-*ngani* と主格名詞句の統語的な振る舞いの共通性を指摘してきた。だが、(226) の繰り上げ構文では、2つの名詞句のうち主格名詞句だけが繰り上げ名詞句と対応する要素になっている。主格名詞句と NP-*ngani* が同時に出現する形容詞を主要部とする節は、両者の共通点より相違点が浮き彫りにされる点で重要である。形容詞を主要部とする文を含む主語一目的語繰り上げ構文では、経験者格名詞句と主格名詞句の間に、上記のような違いがあるものの、次のような形ならば経験者格名詞句と主格名詞句の共通性を指摘することができる。

- 基本文における経験者格名詞句と主格名詞句は、両者が同じ節の中にはない限りにおいて、対応する主語一目的語繰り上げ構文の繰り上げ名詞句（対格）に対応することができる。

繰り上げ名詞句と対応する基本文の主格名詞句は、対象を表す場合がほとんどであり、経験者格名詞句の場合、経験者をもっぱら表す。対象と経験者を意味的に自然類に括ることは困難なので、ここでも意味役割による一般化は難しい。

### 5.3.10 数量詞遊離（主格名詞句と経験者格名詞句の差異）

主語一目的語繰り上げでは NP-*ngani* の主格名詞句との統語的な共通性と相違性がともに現れていたが、これまで、主に、主格名詞句と NP-*ngani* の統語的な共通性を見てきた。ここで記述する数量詞遊離構造の解釈<sup>19</sup>では主格名詞句と NP-*ngani* の統語的な相違を明らかにしたい。

数量詞が名詞句に隣接した位置に出る場合（いわゆる flip）、主格名詞句は自動詞の主語であると他動詞の主語であるとに関わらず、同一指標を持つことができる。

- (227) ayo kodomora; saNniNi naQto: kuQ-ta.  
 あの子供らが 三人 納豆を 食った。

- (228) mango; saNniNi togonoma-de ne-de-ru.  
 孫が 三人 床の間で 寝ている。

<sup>19</sup> ここで注：数量詞遊離が移動操作であるのか基底生成的な構造であるのか、といった問題はさしあたり問題としない。ここでは、数量詞-no の形で修飾する名詞句の左側にあるのではなく、それ以外の形で（具体的には数量詞表現のみで）文中に現れる構成素が、当該名詞句と同一指標を持ったからである。

一方、NP-*ngani* は、名詞句の後ろにある数量詞と同一指標を持つことができない。

- (229) a. \*ano kodomora-*nganja<sub>i</sub>* *sANniNi* naQto: ku-e-me.  
あの子供らには 三人 納豆が 食えない。

- b. \*aizura-*nganja<sub>i</sub>* *sANniNi* ojong-e-me.  
あいつらには 三人 泳げないだろう。  
cf. aizura-*nganja* ojong-e-me. あいつらには 泳げないだろう。

格フレームに関する節で既に述べたように、自動詞をもとにした可能表現では、経験者格名詞句が唯一の項として現れ得る ((229b) の cf. を参照)。したがって、(229b) の文の非文法性は、その格フレームに原因があるのではなく、数量詞と経験者格名詞句の間に同一指示が成り立たないことによるものと考えられる。

数量詞と名詞句の間に何らかの構成素が入る本来的な意味での数量詞遊離の場合、自動詞の主格名詞句は数量詞と同一指標を持つことができるが、他動詞の主格名詞句と NP-*ngani* は同一指標を持つことができない。

- (230) a. *mango<sub>i</sub>* *togonoma-de* *sANniNi* ne-de-ru.  
孫が 床の間で 三人 寝ている。

- b. \*ano kodomora<sub>i</sub> naQto *sANniNi* kuQ-ta.  
あの子供らは 納豆を 三人 食った。
- c. \*ano kodomora-*nganja<sub>i</sub>* naQto *sANniNi* ku-e-me.  
あの子供らには 納豆が 三人 食えないだろう。

数量詞遊離に関する主格名詞句と NP-*ngani* の振る舞いをまとめると、次のようになる。数量詞が問題となる名詞句と隣接する場合は、「flip」として言及し、離れている場合は「float」として言及する。なお、自動詞の主格名詞句は「NOM<sub>i</sub>」、他動詞の主格名詞句は「NOM<sub>t</sub>」とする。

	flip	float
NOM <sub>i</sub>	OK	OK
NOM <sub>t</sub>	OK	NO
NP- <i>ngani</i>	NO	NO

数量詞と名詞句が隣接する flip の場合、経験者格名詞句 (NP-*ngani*) は、主格名詞句と名詞句が同一指標を持つことで、他動詞の主格名詞句とは振る舞いを異にする。いずれの場合も NP-*ngani* の振る舞いは主格名詞句と自然類をなしでいるとは言えない。

### 5.3.11 叙述関係の成立・不成立

文の中における叙述関係は、述部（動詞・形容詞）とその主語との間に結ばれる他、名詞句の間で結ばれることがある。次の構文における NP-ni は、構文にとつて削除不可能な義務的要素であるとともに主格名詞句と叙述関係を結び結果状態を表す非指示的な要素であるという特徴を持っている。

- (232) are isja-ni naQ-ta.  
彼が 医者に なった。

この構文をもとにした可能表現は、能力者を NP-*ngani* でマークすることができない<sup>10</sup>。

- (233) a. \*are-*nganja* isja-ni nar-e-me.  
彼には 医者に なれないだろう。  
b. are-wa isja-ni nar-e-me.  
彼は 医者に なれないだろう。

(233b) が示すように、このような場合、能力者は主格のまま留まる。これは、主格が、他の名詞句と叙述関係を結べるのに対し、NP-*ngani* はそのような関係を結ぶことができないためと考えられる<sup>11</sup>。

<sup>10</sup> なお、結果述語との二次叙述は全ての主格名詞句で可能というわけではない。次の例文が示すように、非対格自動詞の主語の場合、二次叙述が成立するが、非能格自動詞と他動詞の主語の場合成立しない。

- (i) a. *ano sara ware-te, kouangona-ni naQ-ta.*  
あの皿が 割れて、粉々に なった。  
b. *ano sara; kouangona-ni; ware-ta.*  
あの皿が 粉々に 割れた。  
(ii) a. *ora itsjiNtsjizi: hadarai-de, ktakta-ni naQ-ta.*  
俺は 一日中 働いて、くたくたに なった。  
b. \**ora; itsjiNtsjizi: ktakta-ni; hadara-da.*  
俺は 一日中 くたくたに 働いた。  
(iii) a. *are nimotsu hagoN-de, ktakta-ni naQ-ta.*  
彼は 荷物を 運んで、くたくたに なった  
b. \**are; ktakta-ni; nimotsu hagoN-da.*  
彼は くたくたに 荷物を 運んだ。

(i) の非対格自動詞文では結果述語との二次叙述が成り立っているが、(ii) の非能格自動詞文や(iii) の他動詞文では成立していない。

<sup>11</sup> 原田 (1972) に記述のある埼玉県東南部の方言は、格体系に関しては、水海道方言とよく似た格体系をしている。原田伊佐男（私信）によれば、埼玉県東南部の方言では、(233a) は、非文法的体系をしている。二次叙述の成立不成立が、主格名詞句と経験者格名詞句（埼玉県東南部の方言ではないという）。二次叙述の成立不成立が、主格名詞句と経験者格名詞句（埼玉県東南部の方言ではない）で異なっているか否かは、格体系が類 NP-*ngani* に関して、原田 (1972) は「能格」と呼んでいる）で異なっているか否かは、格体系が類似している方言でも違いがあるようである。

### 5.3.12 意味による自然類は形成可能か？

これまで、主格名詞句と NP-*ngani* の形態統語論上の共通性と相違を見てきた。これら 2 つの名詞句は、形式的には別なので、その形態統語論的な振る舞いにおける共通性は形式以外の要素に基づくものと考えられる。

考え得る要因の一つは 2 つの名詞句の意味的な共通性である。意味役割もしくは項構造上の相対的なプロミネンスによって主格名詞句と NP-*ngani* の振る舞いの共通性を説明することは可能だろうか？

NP-*ngani* は、それが表す意味役割（経験者）や統語的な振る舞いから通言語的に斜格主語、与格主語、または間接主語と呼ばれてきたものと似ている。

Grimshaw (1990) は経験者与格（与格主語）の主語的な特性は項構造上のプロミネンスに基づくものであるとしている。仮に (234) の階層を仮定するならば<sup>12</sup>、経験者は動作主と同様、対象よりもプロミネントな意味役割ということになり、2 つの意味役割には共通点があることになる<sup>13</sup>。

- (234) agent, experiencer, goal/source/location, theme

動作主と経験者とともに「外的項」と呼ぶならば<sup>14</sup>、受動化・「～てもらう」型受益構文・使役文<sup>15</sup>・希求構文・tough 構文における主格名詞句と NP-*ngani* の形態統語論上の共通性は、外的項の特性として一般化が可能であるように思われる。すなわち、これらの構文を次のように定式化するならば、主格名詞句と NP-*ngani* の形態統語論上の共通性は「外的項」という意味的な共通特性に還元できるかに見える。

- (235) a. 受動文、「～てもらう」型受益構文：対応する基本文の外的項が斜格化され NP-ni になる。

<sup>12</sup> 異なる階層関係も提唱されている。

(i) agent, theme, experiencer/goal/source/location

細部に異同はあるものの大凡、Jackendoff (1972)、Foley & Van Valin (1984)、Grimshaw (1990) は (234) の階層を想定し、Larson (1988)、Baker (1997) は (i) の階層を想定している。Croft (1991) は時間軸に沿った意味役割の配列も (i) の階層に近い。(i) の階層をとるならば、動作主と経験者は対象を挟んで逆の位置にあることになるので、意味役割の相対的な位置づけによって経験者の上語的な特性を説明することはできない。

<sup>13</sup> Grimshaw (1990) は項構造上のプロミネンス関係を項制御 (a-command) と呼び、「上りプロミネントな項は非対称的によりプロミネントではない項を項制御する」(Grimshaw 1990:159) と定義し、次のような動詞における項制御の例を挙げている。

(i) a. *depress, concern*: Experiencer a-commands Theme

b. *fear*: Experiencer a-commands Theme

c. *frighten*: Agent a-commands Theme (= Grimshaw 1990:159(16))

上記の例では、経験者は対象を項制御している点で動作主と共通する特性を持っている。

<sup>14</sup> 動作主は常に外的項と見なされているが、経験者は必ずしもそうではない。Alsina (1996) は「*mannus* 諸語の分析の中で経験者を内的項と見なしている。一方、関係文法では経験者名詞句は始発層 (initial strata) において ·1' (主語) と見なされており (Perlmutter 1979)、本稿での分析に近い

<sup>15</sup> 他動詞をもとにした場合

- b. 使役文（他動詞）、希求構文：対応する基本文の外的項が斜格化されて間接目的語 (NP-nge, NP-sa) になる<sup>16</sup>。
- c. Tough 構文：対応する基本文の外的項が斜格化されて NP-ngani になる。

文法関係（文法機能）といった中間的なレベルを想定せず、意味と形式の対応関係によって主格名詞句と NP-ngani の共通性を記述できるならば、経済的である。しかし、これまで見てきたように、このような格交代現象に関してすら意味役割のみによる定式化は不可能である。受動文の場合に (235a) のような定式化を行えば、間接受動文を一般化の外におかなければならなくなる。また、使役文や希求構文の場合も、実際には与格表示の対象になる埋め込み文の対象主格名詞句を例外扱いしなければならなくなる。Tough 構文においても同様で、受動文の動作主（位格）が、経験者格名詞句に対応しないことを説明できなくなる。

さらに、動詞を主要部とする文に必須の要素であること・再帰代名詞の解釈・主語一目的語繰り上げ構文における振る舞いに関しても、外的項であるという意味的な共通性からは説明ができない。いわゆる非対格主語 (Perlmutter 1978) と NP-ngani の共通特性が説明できないからである。

まず、動詞を主要部とする文に必須の要素であることについて考えてみたい。既に指摘したように、水海道方言の動詞を主要部とする文には最低限 1 つの主格名詞句か NP-ngani が含まれていなければならない。主格名詞句が常に動作主であるならば、ここでも NP-ngani (経験者) との間に外的項であるという共通性が成り立つことになるが、必ずしもそうではない。他動詞文と非能格自動詞文の主格名詞句は動作主を表すが、非対格自動詞文の主格名詞句は対象であり、明らかに内的項である。したがって、動詞文の必須要素であるという統語的な共通特性は、意味的な共通特性からは導くことができない。

経験者格名詞句と主格名詞句に共通の統語現象として挙げてきたこれらの現象をめぐる状況は、79 ページの「状況 4」に相当する。

次に、再帰代名詞の解釈について考えたい。NP-ngani (経験者名詞句) が主格動作主名詞句と同様に対象名詞句に含まれている再帰代名詞の先行詞になり得ることは、(186) 及び (188) の例文から明らかである。経験者が、項構造上動作主と同様に対象名詞句よりもプロミネントであることは、既に見たとおりである。しかし、同様のプロミネンスは、着点もまた対象名詞句に対して持っている。したがって、経験者斜格名詞句が持っている主語的特性が、項構造上の相対的なプロミネンスに起因するのであれば、(234) の階層を想定する以上、着点名詞句にも同様の特性が存在しなければならないことになる。しかし、以下のデータが示すように、同じ斜格名詞句でも経験者名詞句と違って着点名詞句は対象名詞句に含まれる、同じ斜格名詞句でも経験者名詞句と違って着点名詞句は対象名詞句に含まれる再帰代名詞の先行詞として解釈されない (237b)。逆に項構造上は低い位置づけの再帰代名詞の先行詞として解釈されない (237b)。逆に項構造上は低い位置づけの再帰代名詞の先行詞として解釈されない (237b)。

---

<sup>16</sup>ただし、この節の末でも述べるように、使役文の場合、対応する基本文の動作主が常に与格で表されるというわけではなく、非能格自動詞文をもとにした構文の場合、対格になる

けの対象名詞句（この場合主格）の中の要素が、着点名詞句に含まれる再帰代名詞の先行詞となっている(237a)。

- (236) a. are-ngaunja zjibuN-no kuruma naos-e-me. (are = zjibuN)  
彼には 自分の車が 直せないだろう。
- b. zjibuN-ngaunja are-nga kuruma naos-e-ne. (話者 = zjibuN)  
自分（話者）には 彼の車が 直せない。

- (237) a. are-nga tengami zjibuN-nge modoQ-te kj-ta. (are = zjibuN)

彼の手紙が 自分に 戻ってきた。  
(宛先人不在、彼=送り手の状況設定)

- b. # zjibuN-no tengami are-nge modoQ-te kj-ta. (speaker = zjibuN)  
自分（話者）の手紙が 彼に戻ってきた。  
(意味的に異常、手紙は普通出した人間のもとに戻る)

この場合、可能な解決方法は2つある。1つは、再帰代名詞の解釈には文法関係が関与的であるとし、主格とNP-ngaujがともに主語を表す格であるため、再帰代名詞の先行詞になれるとする方法である。第2の方法は、意味役割の階層を、以下に示すGrimshawらのものと注釈12に示したBakerらのものの折衷案のようなものとして設定し、再帰代名詞の解釈は、項構造上のプロミネンスによって説明できるとする方法である。

- (238) agent, experiencer, theme, goal/source/location

第2の案は、文法関係という統語的なレベルを設定せず、格という形式と意味のレベルだけで説明を行える点で経済的である。しかしながら、この方法を用いた場合、受動文の動作主の統語的な特性が説明できなくなる。以下の例から明らかのように、受動文の動作主は意味的には対象名詞句よりもプロミネントであるが、対象名詞句（この場合主格）に含まれている再帰代名詞の先行詞になることができない(239b)。逆に、対象名詞句が動作主名詞句に含まれる再帰代名詞の先行詞になっている(239a)。

- (239) a. are<sub>i</sub> zjibuN-no<sub>i</sub> sengare-ni<sub>j</sub> buQkuras-are-da.  
彼が 自分の息子に 殴られた。

- b. zjibuN-no<sub>i</sub> sengare are-ni<sub>j</sub> buQkuras-are-da. (話者=zjibuN)  
自分（=話者）の息子が 彼に 殴られた。

仮に第1の解決策をとって再帰代名詞の説明に文法関係を導入し、「主語的な名詞句（主格名詞句、NP-ngauj）は、主語的特性を持たない名詞句（目的語など）に

含まれる再帰代名詞の先行詞になりうる」<sup>17</sup>とするならば、上述の先行詞の振る舞いは一般化できる。実際、対格名詞句((186), (188))や与格名詞句(NP-nge)(237a)、そして位格名詞句(NP-ni)(189a)に含まれる再帰代名詞は、同じ文に含まれる主語的名詞句（この場合主格名詞句と経験者格名詞句）が、先行詞として解釈されているが、主格やNP-*ngani*といった主語的名詞句に含まれている再帰代名詞は同じ文の中に先行詞を見いだすことができず、話者が指示物として含意している。

第5.3.9節では主語一目的語繰り上げ構文におけるNP-*ngani*の振る舞いを見た。NP-*ngani*は可能構文では繰り上げの対象となっていたが、tough構文ではNP-*ngani*は繰り上げの対象とはなっていなかった。他動詞文をもとにした可能表現とtough構文は、以下に図式化するように格フレームこそ異なるが、意味役割は共通している。

(240)	可能表現	tough構文
格フレーム：	NP- <i>ngani</i> NP(acc.)	NP- <i>ngani</i> NP(nom.)
意味役割：	経験者      対象	経験者      対象

仮に繰り上げの対象となる名詞句が意味役割によって決定されたとしたら、「可能構文では経験者が選択されるが、tough構文では対象が選択される」という形で埋め込み文の構文ごとに別々の指定をしなければならなくなる。

以上、これまで経験者格名詞句と主格名詞句の統語的共通性として記述してきた現象は、どれをとっても意味役割からだけでは一般化が無理であることがわかった。

## 5.4 与格名詞句の統語論上の性質

この節では、与格が関与する格交代現象などの記述を通して、この格形式の名詞句の目的語的性質を明らかにする。

### 5.4.1 受動文の主格名詞句と対応する要素

前節で扱ったNP-*ngani*は、受動文で位格名詞句(NP-ni)として実現する点で、この節では、与格が関与する格交代現象などの記述を通して、この格形式の名詞句の目的語的性質を明らかにする。

<sup>17</sup> 再帰代名詞の解釈が文法関係に依存するという見解は、関係文法の他、主辞駆動句構造文法にも見られる。主辞駆動句構造文法では再帰代名詞の解釈（とりわけ局所的なそれ）は斜格性制御(o-command)に依存するものとされている (Pollard & Sag 1992).

- (241) a. seNse: *gakse:-godo* igiN-da. (能動文)  
先生が 学生を 叱った。
- b. *gakse:* seNse:-ni igim-are-da. (受動文)  
学生が 先生に 叱られた。
- (242) a. *ano kodomo-nга hoQpeda* buz-u. (基本文)  
あの子供のほっぺたを ぶつ。
- b. *ano kodomo-godo* hoQpeda buz-u. (所有者繰り上げ構文)  
あの子供を ほっぺたを ぶつ。
- c. *ano kodomo-wа* hoQpeda bud-are-da. (所有受動文)  
あの子供は ほっぺたを ぶたれた。

直接受動文(241b)の主格名詞句は、対応する基本文(241a)の対格名詞句に対応している。また、所有受動文(242c)の主格名詞句は、対応する所有者繰り上げ構文(242b)の対格名詞句に対応している。

以下の直接受動文の例が示すように、与格名詞句(NP-nge)は対応する受動文の主格になり得る点で、対格名詞句と共にした形態統語論的な振る舞いをする要素と見なすことができる<sup>18</sup>。

- (243) a. mango ora-nge neNngazjo: oguQ-ta.  
孫が 俺に 年賀状を 送った。
- b. ora mango-ni neNngazjo: ogur-are-da.  
俺は 孫に 年賀状を 送られた。
- c. neNngazjo: mango-gara(\*-ni) ore-nge ogur-are-da.  
年賀状が 孫から 俺に 送られた。

- (244) a. sengare ore-nge so:daN-sj-ta.  
息子が 俺に 相談した。
- b. ora sengare-ni so:daN-s-are-da.  
俺は 息子に 相談された。

<sup>18</sup> 与格名詞句からの所有者繰り上げは、以下の例文が示すように、この方言では非文法的と判断される。

- (i) a. *ano imu kodomo-nge* kuQtsui-da.  
あの夫が 子供に 瞳みついだ  
b. *ano imu kodomo-nга sunQporo-sa* kuQtsui-da.  
あの夫が 子供のほうに 瞳みついだ  
c. \**ano imu kodomo-nge sunQporo-sa* kuQtsui-da.  
あの夫が 子供に 子供に 瞳みついだ

受動文(243b)の主格名詞句には、基本文である3項動詞文(243a)の与格名詞句(NP-nge)が対応しており、(244b)の主格名詞句には、基本文である2項動詞文(244a)の与格名詞句(NP-nge)が対応している。なお、3項動詞文の対格名詞句を主格に昇格させた(243c)は、他の受動文と違って、動作主名詞句を位格でマークすることができず、奪格でマークしなければならない。このことの背後にある要因については、別な機会に考えることにしたい。

対格名詞句と与格名詞句(NP-nge)の双方が受動文の主格になり得る点は、上記の基本文との対応関係においてだけでなく、複合述語文である使役文との対応関係においても同様である。使役文の被使役者の格表示の詳細については別な箇所で述べることにするが、自動詞文をもとにした使役文では、被使役者は対格をとり、他動詞文をもとにした使役文では与格をとる。以下の例が示すように、自動詞文をもとにした使役文の対格名詞句(被使役者)も、他動詞文をもとにした使役文の与格名詞句(被使役者)もともに受動文の主格に対応し得る。

- (245) a. seNse: gakse:-godo arug-ase-da.  
先生が 学生を 歩かせた。  
b. gakse: seNse:-ni arug-as-are-da.  
学生が 先生に 歩かされた。
- (246) a. ome are-nge ke;jaksjo kag-ase-da.  
お前が 彼に 契約書を 書かせた。  
b. are ome-ni ke;jaksjo kag-as-are-da.  
彼は お前に 契約書を 書かされた。

このように対格名詞句と与格名詞句(NP-nge)は受動文の主格名詞句になり得る点で共通する特性を持っている。能動ー受動の対応関係に関して、対格名詞句と与格名詞句の間には次のような共通点を指摘できる。

- 基本文の対格名詞句と与格名詞句は、ともに対応する受動文の主格名詞句に対応し得る。

上記の一般化を意味役割によって行うことは困難と思われる。なぜなら、これまでも能動ー受動対応に関して出してきた例文の対格名詞句は、対象または被動作者であるのに対し、与格名詞句の方は着点であるからである。対象と着点は別々の意味役割だが、項構造上低い位置づけの意味役割として自然類に括ることは可能かもしれない。しかし、そのような分類は以下に示す繰り上げ構文の能動ー受動対応を説明する上で問題である。

- (247) a. miNna are-godo dereske-da-do omoQ-te-ru. (繰り上げ：能動)  
みんな 彼を 馬鹿だと 思っている。

- b. *are-wa miNna-ni dereske-da-do omow-are-de-ru.*  
彼は みんなに 馬鹿だと 思われている。

(247a) の対格名詞句（繰り上げ名詞句）は、格は主節において付与されているが、意味役割は埋め込み文において付与されているものと考えられている<sup>19</sup>。いわば、意味役割に関しては、「0」である。このような例も含めて、意味役割によって受動文の主格に対応し得る要素を確定するのは、困難である。

#### 5.4.2 使役文の被使役者のマーカー

自動詞をもとにした使役文の被使役者が対格で表され、他動詞文及び心理動詞文をもとにした使役文の被使役者が与格で表されることは既に述べたとおりである。(250) と (251) のペアが示すように、被使役者の表示に関して無生与格 (NP-sa) は有生与格 (NP-nge) の無生の対応物として用いられる。

- (248) a. *niwa-ni hana sai-da.*  
庭に 花が 咲いた。  
b. *ora niwa-ni hana sag-ase-da.*  
俺は 庭に 花を 咲かせた。
- (249) a. *mango hadarai-de-ru.*  
孫が 働いている。  
b. *mango-godo hadarag-ase-ru.*  
孫を 働かせる。

- (250) a. *mango hagama hai-de-ru.*  
孫が 褄を 履いている。  
b. *mango-nge hagama hag-ase-ru.*  
孫に 褄を 履かせる。
- (251) a. *kuruma tsje:N hai-de-ru.*  
車が チェーンを 履いている。

<sup>19</sup> 繰り上げ名詞句の統語論的な位置づけは理論によって様々である。いわゆる統率・束縛理論やそれに先行する拡大標準理論では、繰り上げ名詞句は埋め込み文の構成素とされていた（いわゆる例外的格付与の分析、Chomsky 1970; 1981）。これに対し、それ以外のほとんどの理論——例えば、関係文法や語彙機能文法——では、繰り上げ名詞句は、主節の構成素と考えられている。しかし、これらの理論でも意味役割に関しては、繰り上げ名詞句は埋め込み文から付与されているものと考えられている。

- b. kuruma-sa tsje:N hag-ase-ru.  
車に チェーンを 履かせる。

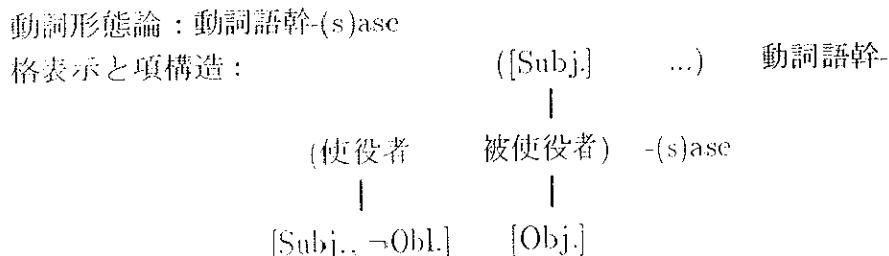
対格名詞句と与格名詞句は被使役者のマークーとなる点で、形態統語論的に共通の特性を持っているといえる。

では、何故自動詞文をもとにした使役文では被使役者（もとの文の主格名詞句）が対格になるのに他動詞文や心理動詞文をもとにした使役文では被使役者（もとの文の主語的な格形式の名詞句）が与格になるという違いが出るのだろうか？他動詞文と心理動詞文<sup>20</sup>には、自動詞文にはない要素、すなわち、対格名詞句が存在することに着目したい。対格名詞句を持つ構文から作った使役文の被使役者が与格になるのは、主語—目的語繰り上げ構文をもとにした場合でも同様である。

- (252) a. ora kono inu-godo keQto:sjotski-da-do omoQ-ta.  
俺は この犬を 血統書付きだと 思った。  
b. ano jaro ora-nge kono inu-godo keQto:sjotski-da-do omow-ase-da.  
あの野郎が 俺に この犬を 血統書付きだと 思わせた。

仮に使役化を、(253)のような埋め込み文の主語の目的語化と仮定してみよう。斜格性([Obl.])が指定されていない名詞句は斜格性が否定されている名詞句((253)の場合使役者)と違って、斜格性と矛盾しないものとする。例えば、動詞語幹部分(もとの文に対応)の[Subj.]は主格名詞句[Subj.]でもあり得るし、NP-ngani[Subj., Obl.]でもあり得る。

- (253) 水海道方言における使役化：



(253)で、埋め込み文に関しては直接項構造に言及することを避け、格の素性としての文法関係(この場合[Subj.])のみを指定したのは、自動詞文であれ他動詞文であれ心理動詞文であれ、使役化によって「降格」する要素は主語的な名詞句(主格名詞句もしくはNP-ngani)に限られているからである。仮に、項構造に直接言及して「θが被使役者として目的語的な格形式になる」とすれば、移動動詞のよう

<sup>20</sup>標準語では、経験者が斜格で出る心理動詞文では、対象が主格になるが、水海道方言では対格で出現することができることは、既に述べたとおりである。第5.3.1節の例文をここに引用する。

(i) ar~anganja ome-godo wagaN-me.  
彼には お前が わかるまいだろ。

な非対格動詞では、主格名詞句ではなく与格名詞句の方が被使役者になってしまい<sup>21</sup>、言語事実とは異なる結果が期待されてしまうからである。

使役化に関して埋め込み文の文法関係に言及することは次の点からも正当化される。次の例文が示すように、主語指向の *depictive* 二次述語は、与格名詞句(NP-nge)と叙述関係を結ぶことができない。

- (254) a. arc-wa<sub>i</sub> kodomo-nge<sub>j</sub> nemakjsungata-de<sub>i/\*j</sub> mesji dasj-ta.  
彼は 子供に 寝間着姿で 飯を 出した。
- b. are<sub>i</sub> ora-godo horojoikangeN-de<sub>i</sub> buQkurasj-ta.  
彼は 俺を ほろ酔い加減で 殴った。
- c. ora<sub>i</sub> are-ni<sub>j</sub> horojoikangeN-de<sub>i/j</sub> buQkurasj-ta.  
俺は 彼に ほろ酔い加減で 殴られた。
- d. are-nganja<sub>i</sub> de:suizjo:tai-de-mo<sub>i</sub> kane-no ke:saN deki-ru.  
彼は 泥酔状態でも 金の計算ができる。

(254a) 及び(254b) では主格名詞句が、二次述語と叙述関係を結び、(254c) の受動文では主格名詞句と NP-ni (対応する能動文の主格主語名詞句) が二次述語と叙述関係を結んでいる。(254d) では主語的な斜格 NP-ngani が二次述語と叙述関係を持っている。(254a) の例は NP-nge が、同じ文法的斜格でも NP-ni や NP-ngani と違って *depictive* 二次述語と叙述関係を結べないことを表しているが、次の例文が示すように、与格名詞句が使役文の被使役者の場合は二次述語と叙述関係を結ぶことが可能になる。

- (255) are-wa<sub>i</sub> kodomo-nge<sub>j</sub> nemakjsungata-de<sub>i/j</sub> mesji kuw-ase-da.  
彼は 子供に 寝間着姿で 飯を 食わせた。

使役文の被使役者があるレベルでは主語であると想定すれば、(254a) の基本文における与格名詞句との違いは説明できる。すなわち、(254a) の与格名詞句はどのようなレベルでも主語ではないが、(255) の与格名詞句は、埋め込み文では主語であるため、*depictive* 二次述語と叙述関係を結ぶことができる見ることができる。(253) の図式は、このような見方を可能にするものである。二次叙述に関する使役文の例外的な振る舞いは、後で詳しく見る間接受動文などの *bi-clausal* な構造の構文に共通する特徴である。

(253) で定式化した使役化では、自動詞をもとにした使役文は、次のような格素性の表示が得られる。

<sup>21</sup> 少なくとも、(238) のような折衷案的な意味役割の階層ではなく、着点が経験者や動作主とともに対象よりもプロミネントであるとする Grimshaw (1990) らの階層をとる限りはそうなる。

(256) 自動詞文をもとにした使役文の格素性：

使役者 被使役者 (その他)

| | |  
[Subj., ~Obl.] [Obj.] ([Obj.])

一方、他動詞文や心理動詞文をもとにした使役文の場合、以下に示す、格素性 [Obj.] を持った名詞句が重複する表示が得られることになる。

(257) 他動詞文、心理動詞文をもとにした使役文の格素性：

\*使役者 被使役者 対象

| | |  
[Subj., ~Obl.] [Obj.] [Obj.]

仮に(257)がそのまま具現化されれば、「(直接) 主語+直接目的語+直接目的語...」という同じ文法関係の名詞句が2つある節ができることになる。自動詞文をもとにした使役文の場合、こうした文法関係の重複は問題にならない。他動詞文や心理動詞文をもとにした使役文の被使役者が対格ではなく与格でマークされるのは、このような格の範疇において同一の素性表示を持つ名詞句が複数存在することを禁止する制約が働いているためと考えられる。仮にその制約を以下に示す格の範疇における OCP 制約<sup>22</sup>と仮定してみよう。

(258) 目的語重複排除： \*[ NP NP ...]s

| |  
[Obj.] [Obj.]

(257)のような(258)に違反する構造が違反を回避するためにとりうる方法は論理的には、一方の名詞句の [Obj.] の削除や一方の名詞句に別な格素性を付加する方法などがあり得る。この方言の使役化では、被使役者に対して [Obl.] が付加されるかたちで違反の解消が成し遂げられ、最終的に被使役者が [Obj., Obl.] という間接目的語の格素性表示を持つ次のような構造になるものと考えられる。

(259) 他動詞文・心理動詞文をもとにした使役文の格素性

((258)への違反なし)： 使役者 被使役者 対象

| | |  
[Subj., ~Obl.] [Obj.] [Obj.]  
|  
[Obl.]

ここでは、使役化は基本的には埋め込み文の主語を目的語化するプロセスであるが、直接目的語が重複する構造になる場合にはそれを避ける形で、被使役者が斜格性を帶び、間接目的語として具現化するという一般化を行った。佐々木(印刷

<sup>22</sup> 同一の表示を持つ要素が隣接することを禁じる制約 McCarthy (1986) 及びそこで引用されている文献を参照

中) は水海道方言では標準語では許されない二重対格構文が許されることを明らかにした。二重対格構文の存在は、一見上記の説明と矛盾するかに思える。しかしながら、対格通路名詞句を含む二重対格構文と所有者繰り上げ構文を含む二重対格構文は、(258) に違反する構造ではないものと考える。通路を表す対格名詞句は、文法格 (対格) の (二次的な用法としての) 副詞格的用法 (Kurylowicz 1949) と考えられるため、もう一つの対格名詞句と共にしても (258) の制約に対する違反にはならないものと見なすことができる。また、所有者繰り上げ構文の場合、繰り上げ名詞句 (所有者) と繰り上げもとの名詞句 (被所有者) の双方の名詞句が対格になっているものの、統語論的に他動詞の目的語と同様に振る舞うのは、繰り上げ名詞句の方だけである。第 4 章の第 4.4.1 節で示したように、繰り上げ名詞句 (所有者) は他の他動詞の対格名詞句と同様に対応する受動文の主格名詞句に対応し得るが、繰り上げもとの名詞句 (被所有者) の場合、こうした対応関係は不可能である。また、繰り上げもとの名詞句は関係節の主要部に対応し得ない点においても、繰り上げ名詞句や他動詞の目的語といった他の対格名詞句と統語的な振る舞いが異なる。このように所有者繰り上げ構文の繰り上げもとの名詞句は、他の目的語が持っている統語的特性を欠いているので、対格ではあるものの目的語性を持たない要素と見ることができる。仮にそうであるとするならば、所有者繰り上げ構文という二重対格構文では、目的語性を持った要素は繰り上げ名詞句の方だけということになるので、(258) の制約に違反する構造ではないことになる。

なお、3 項動詞文をもとにして使役文を作る場合も格の重複 (この場合、与格の重複) が起きるが、以下の例文が示すように、与格の重複は非文法的な構造とはならない。被使役者と着点名詞句がともに与格でマークされている。

- (260) a. sengare kono nimotsu sjNsegi-nge oguQ-ta.  
息子が この荷物を 親戚に 送った。
- b. ora sengare-nge kono nimotsu sjNsegi-nge ogur-ase-da.  
俺は 息子に この荷物を 親戚に 送らせた。
- c. ora kono nimotsu sengare-nge sjNsegi-nge ogur-ase-da.  
俺は この荷物を 息子に 親戚に 送らせた。

このことは、以下に示す与格 (間接目的語) の重複を排除する制約が、この方言には存在しないか、あるいは存在するとしてもランク付けが低いため、実際の格フレームの決定に関与してこないためと考えられる。

- (261) 間接目的語重複排除: \*[  
                   NP           NP       ... ]s  
                   |            |  
           [ Obj. ]    [ Obj. ]  
           [ Obl. ]    [ Obl. ]

対格名詞句と与格名詞句は、使役文の被使役者を表す点では共通する振る舞いをするが、被使役者の格表示の決定に当たって、その重複が排除されるか否かという点では異なる振る舞いをする。

### 5.4.3 叙述関係の成立・不成立

第 5.3.11 節では、主格名詞句と NP-ugani が、結果述語と二次叙述の関係を結ぶことができるか否かで、振る舞いが異なることを示した。対格名詞句と与格名詞句の場合も、これと並行的である。

- (262) a. ano neko kono sara waQ-te, konangona-ni sj-ta.

あの猫が この皿を 割って、粉々に した。

- b. ano neko kono sara; konangona-ni; waQ-ta.

あの猫が この皿を 粉々に 割った。

- (263) a. ora are-nge kane jaQ-te, kanemotsji-ni sj-ta.

俺は 彼に 金を やって、金持ちに した。

- b. \*ora are-nge; kanemotsji-ni; kane jaQ-ta.

俺は 彼に 金持ちに 金を やつた。

- (264) a. ano inu ore-nга asji-sa kuQtsui-de, tsjidarage-ni sj-ta.

あの犬が 俺の足に 噛みついで 血だらけにした。

- b. \*ano inu ore-nга asji-sa; tsjidarage-ni; kuQtsui-da.

あの犬が 俺の足に 血だらけに 噛みついた。

(262) が示すように対格名詞句は結果述語と二次叙述の関係を結ぶことができるが、(263) や (264) の例から明らかのように与格名詞句は二次叙述の関係を結ぶことができない。

3 項動詞文であっても 2 項動詞文であっても与格名詞句が、副詞的要素と一緒に指標を持ち得ない点で、結果述語の二次叙述は、数量詞遊離表現とは異なる側面がある。

結果述語との二次叙述関係の成立・不成立に関して、対格名詞句と与格名詞句は異なる振る舞いをする。

#### 5.4.4 数量詞遊離

3項動詞文の対格名詞句と与格名詞句は、数量詞遊離に関して異なる振る舞いをする。(265)のペアが示すように、対格名詞句の場合、数量詞が名詞句に隣接するflipの場合も数量詞と名詞句との間に別の構成素が入る本来的なfloatの場合も、数量詞と同一指標を持つことができる。

- (265) a. mango-nge ame<sub>i</sub> saNko<sub>i</sub> jaQ-ta.  
孫に 館を 3個 やつた。

- b. ame<sub>i</sub> mango-nge saNko<sub>i</sub> jaQ-ta.  
館を 孫に 3個 やつた。

一方、3項動詞文に出る与格名詞句は、(266)の例文と(267)の例文が示すように、flipの場合であれfloatの場合であれ、数量詞と同一指標を持つことができない。有生与格名詞句の場合より無生与格名詞句の方が、数量詞遊離表現に関して、若干許容度が上がるが、それでも、インフォーマントによればすわりの悪さがあるという。

- (266) a. \*mango-nge<sub>i</sub> saNniN<sub>i</sub> ame jaQ-ta.  
孫に 三人 館を やつた。

- b. \*mango-nge<sub>i</sub> ame saNniN<sub>i</sub> jaQ-ta.  
孫に 館を 三人 やつた。

- (267) a. ?ora hjsaitsji-sa<sub>i</sub> saNngasjo<sub>i</sub> gieNkiN oguQ-ta.  
俺は 被災地に 3カ所 義援金を 送った。

- b. ?ora hjsaitsji-sa<sub>i</sub> gieNkiN saNngasjo<sub>i</sub> oguQ-ta.  
俺は 被災地に 義援金を 3カ所 送った。

- c. ora saNngasjo-no hjsaitsji-sa gieNkiN oguQ-ta.  
俺は 3カ所の被災地に 義援金を 送った。

ただし、全ての与格名詞句が数量詞と同一指標を持てないというわけではない。ただし、全ての与格名詞句が数量詞と同一指標を持てないというわけではない。  
(268)のペアが示すように、対格名詞句を含まない構文ではflipの場合、与格名詞句と数量詞が同一指標を持つことができる<sup>23</sup>。

- (268) a. ora nomija-sa<sub>i</sub> saNngeN<sub>i</sub> iQ-ta.  
俺は 飲み屋に 三軒 行った。

- b. \*nomija-sa<sub>i</sub> ora saNngeN<sub>i</sub> iQ-ta.  
飲み屋に 俺は 三軒 行った。

<sup>23</sup>標準語の与格省略名詞句に関して同様の指摘が、角田(1991)にある

ただし、これは与格をとる2項動詞文全てに当てはまるわけではなく、(269)の例文が示すように、flip であれ float であれ与格名詞句と数量詞が同一指標を持てない場合もある。

- (269) a. \*ano inu kodomo-uge<sub>i</sub> saNniNi<sub>i</sub> kuQtsui-da.  
あの犬が 子供に 三人 嘛みついた。  
b. \*kodomo-nge<sub>i</sub> ano inu saNniNi<sub>i</sub> kuQtsui-da.  
子供に あの犬が 三人 嘛みついた。

一方、対格名詞句の場合、2項動詞文の場合も3項動詞文の場合と同様に、flip、float いずれの場合でも数量詞と同一指標を持つことができる。

- (270) a. seNse: gakse:ra-godo<sub>i</sub> saNniNi<sub>i</sub> igiN-da.  
先生が 学生たちを 三人 叱った。  
b. gakse:ra-godo<sub>i</sub> jamada seNse: saNniN<sub>i</sub> igiN-da.  
学生たちを 山田先生が<sup>24</sup> 三人 叱った。

3項動詞文の場合と2項動詞文の場合に分けて、対格名詞句と与格名詞句の数量詞遊離表現に関する相違をまとめると、次のようになる。

- (271) a. 3項動詞文の場合 : b. 2項動詞文の場合 :

	flip	float		flip	float
対格	OK	OK	対格	OK	OK
与格	NO	NO	与格	OK/NO	NO

(271) を主格名詞句や経験者格名詞句における数量詞遊離についてまとめた(231)と比較すると次のことがわかる。直接格(主格、対格)に関しては、対格名詞句と自動詞の主格名詞句は、flip も float も可能だが、他動詞の主格名詞句は flip しか許さない。他動詞の目的語(対格名詞句)と自動詞の主語(主格名詞句)が1つのグループになって他動詞主語(主格名詞句)と対立しているので、数量詞遊離という統語現象は、(能格)絶対格パターンになっているものと見なし得る。また、斜格に関しては、NP-ngani は flip も float も決して許さないが、与格名詞句の場合は flip が可能になる点で、制約が緩い。

直接格と斜格の関係について見てみると、主格と経験者格を比べた場合も対格と与格を比べた場合も、斜格(経験者格・与格)の方が、直接格(主格・対格)よりも数量詞遊離表現が成り立ちにくいことがわかる。このことから次の優先関係を想定することにする。

- (272) 数量詞遊離の成り立ち易さ :  $\neg \text{Obl.} > \text{Obl.}$

<sup>24</sup> インフォーマントによれば、「山田先生」の「山田」をとって、(270a)の例文を同様に單に「先生」にすると「三人」が「先生」と同一指標を結ぶ確みが強くなるといつ

与格名詞句は、文中に対格名詞句がある場合、遊離数量詞と同一指標を結ぶことができないが、文中に対格名詞句がない場合、数量詞と同一指標を結ぶことがある<sup>25</sup>。この差異がどのような要因によるものであるのかは、明らかでない。

## 5.5 経験者格名詞句と与格名詞句の文法関係に関する分類

これまで見てきた経験者格名詞句と与格名詞句の統語論上の特性をまとめると次のようになる。

(273)	主格 NP-φ	経験者格 NP-ngani	対格 NP-godo	与格	
				NP-φ	NP-nge NP-sa
a. 必須名詞句(動詞主要部)	+	+	—	—	—
b. 対格を認可	+	+	—	—	—
c. 再帰代名詞の先行詞	+	+	—	—	—
d. nangara 節へのコントロール	+	+	—	—	—
e. 受動文の位格と対応	+	+	—	—	—
f. 使役文の被使役者と対応	+	+	—	—	—
g. 繰り上げ目的語と対応	+	+	—	—	—
h. Tough 構文の経験者格と対応	+	+	—	—	—
i. 希求構文の与格と対応	+	+	—	—	—
j. 数量詞遊離	+	—	—	+	(—)
k. 二次述語と同一指標	+	—	—	+	—
l. 直接受動文の主格と対応	—	—	—	+	+
m. 被使役者のマーカー	—	—	+	+	+

統語的振る舞い(273a)～(273i)において、NP-nganiは主格名詞句と同様の振る舞いをする。NP-nganiは主格名詞句と統語的特性を共有する斜格名詞句である。NP-ngeは、(273l)と(273m)に関して対格と同様の振る舞いをする斜格名詞句である。主格・経験者格グループと対格・与格グループは、意味役割によって自然類に括ることができない。この方言の格形式の統語的特性を記述するためには、意味や形式とは異なるレベルである文法関係を導入することが有効であると考えられる。

文法関係の定義は様々であるが、本稿ではさし当たり、他動詞文の主格動作主名詞句を主語の典型、対格対象名詞句を目的語の典型と仮定することはすでに述べたとおりである。そして、両者が排他的に帯びている統語的特性を、それぞれ主語特性、目的語特性と見なすことにする。上の表の統語特性のうち、(273a)～(273i)は、主格名詞句にはあるが対格名詞句にはない統語的特性である。このうち、(273b)～(273i)は、主語の典型とした他動詞の主格名詞句の特性なので、上記の仮定から主語特性といえる。対格名詞句にはあり主格名詞句にはない統語的特性は(273l)と(273m)である。この2つの特性は、上記の仮定から目的語特性といい

<sup>25</sup>ただし、対格名詞句がない時は、常に与格名詞句が遊離数量詞と同一指標を結べるというわけではない。例文(268)と(269)を参照。

える。また、数量詞遊離が可能であること(273j)や三次述語との叙述関係(273k)といった両者が共有している特性は、主語特性や目的語特性ではない。この2つの特性は、主格名詞句と対格名詞句という直接格名詞句の特性である。

経験者名詞句は主語特性を持った斜格名詞句と見なし得る。これに対し、与格名詞句は目的語特性を持った斜格名詞句と見なすことができる。斜格性を持たない主語や目的語をそれぞれ直接主語、直接目的語とし、斜格性を持った主語や目的語をそれぞれ間接主語、間接目的語とし、次のような統語論上の素性を持つていてこととしよう。

(274)	直接主語	間接主語	直接目的語	間接目的語
	[ Subj. ]	[ Subj. ]	[ Obj. ]	[ Obj. ]
			[ Obl. ]	[ Obl. ]

この方言では、直接主語は、主格で、間接主語は経験者格で、そして、直接目的語は対格で、間接目的語は与格で表されている。標準語を含むいくつかの言語では、間接主語と間接目的語がともに与格で表される。この方言は、間接項がその文法関係に応じて形式上区別される体系になっているのである。

なお、ここでとった主語性の認定方法には問題がないわけではない。ここでとった方法では、(273a)の特性は、主語特性から外されることになる。なぜなら、この特性（文に必須の要素であること）は、自動詞の主格名詞句と経験者格名詞句に共通の特性であって、他動詞の主格名詞句には当てはまらない特性だからである。この特性は、自動詞の主格名詞句を主語の典型とした場合には、主語特性となる。しかし、自動詞の主格名詞句を主語の典型とした場合、(273b)の特性が主語特性ではなくなる。なぜなら、対格の存在する格フレームは他動詞の格フレームなので、対格の存在の前提条件となるということは自動詞の主格名詞句の特性ではあり得ないからである。文に必須の要素である点と対格を認可する要素である点のいずれかが主語特性から除外されるということは、我々が前理論的に持っている主語という概念に対する直感に反するのではないかどうか。この問題については、機会を改めて考察することにしたい。

## 5.6 位格名詞句の統語論上の性質

### 5.6.1 数量詞遊離

次の例文が示すようにNP-niは、数量詞遊離表現と同一指標を持つことができない。

- (275) a. gakse;<sub>i</sub> seNse:ra-ni;<sub>j</sub> saNniNi/<sub>j</sub> iigin-are-da.  
学生が 先生たちに 三人 叱られた

- b. seNse:ra-ni; gakse; saNniN<sub>i/j</sub> igim-are-da.  
先生たちに 学生が 三人 叱られた。

(275a) は、NP-ni が flip の場合でも数量詞と同一指標を持つことができず、NP-ni を挟んで離れた位置にある主格名詞句が数量詞と同一指標を持つ解釈の方が成り立つことを示している。(275b) の場合も同様で、NP-ni は数量詞と同一指標を持つことができず、主格名詞句が数量詞と同一指標を持つ解釈の方が成り立つことを示している。この場合、(275b) の構文は、NP-ni からの float ではなく主格名詞句からの flip としての解釈になる。

数量詞遊離が成り立たない（成り立ちにくい）という性質は、NP-ngani や与格名詞句と共通の特性である。この特性は、これらの名詞句の斜格性によるものと考えられる。

### 5.6.2 基本文の主格または経験者格に対応する受動文の斜格要素

受動化によってもとの文の主語的な名詞句（主格名詞句及びNP-ngani）が NP-ni になることは、第 5.3.4 節で述べたとおりである。受動化に伴う主語の斜格化で生じるのは、NP-ngani（主語的斜格）や NP-nge（目的語的斜格）ではなく NP-ni である。NP-ni が NP-ngani や与格名詞句（NP-uge, NP-sa）と斜格性によって共通する側面があることは、第 5.6.1 節で見たとおりである。また、NP-ngani は可能表現や tough 構文の形成において主語の斜格化された形式として生じることがあり、与格名詞句は他動詞や心理動詞をもとにした使役文の形成において主語の斜格化された形式として生じることがあることから、4 つの斜格は文法的斜格としての側面を共有していることがわかる。

しかし、NP-ni と他の文法的斜格名詞句には統語論的な性質上の差異もある。(276) の例文が示すように、NP-ni 以外の文法的斜格名詞句は再帰代名詞の先行詞になり得るが、NP-ni は先行詞になることができない。可能構文における NP-ngani が再帰代名詞の先行詞になり得るのは、その主語性故、そして使役文の与格名詞句（被使役者）が同様の性質を持っているのは、(253) の表示にあるように、動詞語幹で指定されているレベルでは主語の特性を持っているため<sup>26</sup> と考えられる。

- (276) a. are-anganja<sub>i</sub> zjibuN-no<sub>i/j</sub> kuruma naos-e-ne.  
彼には 自分の車が 直せない。

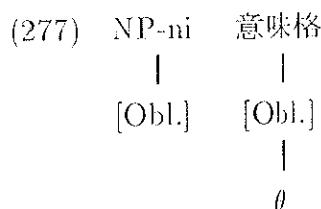
- b. ora<sub>i</sub> are-nge<sub>j</sub> zjibuN-no<sub>i/j</sub> fku araw-ase-da.  
俺は 彼に 自分の服を 洗わせた。

<sup>26</sup>(246) の例文から明らかなように、使役文の与格名詞句（被使役者）は受動化によって主格になれるので、目的語的な性質をも併せ持っている。格形式の決定及び受動化における振る舞いは、目的語性に由来するものと考えられる。再帰代名詞の先行詞の解釈が名詞句の主語性に依存することは、(276b) の解釈の曖昧性からもわかる。

- c. zjibuN-no<sub>s,i</sub> sengare are-ni<sub>i</sub> buQuras-are-da.  
自分 (=話者) の息子が 彼に 殴られた

NP-ni と NP-ugani や与格名詞句を区別するのは、[Subj.] や [Obj.] といった文法関係に基づく格素性の有無と考えられる。NP-ni を文法関係に基づく格素性を欠落させた斜格、すなわち格の範疇に関する素性表示に関しては、奪格 (NP-gara) や共格 (NP-do) と同様に [Obl.] のみをもった格形式と捉えるならば、NP-ni が、NP-ugani や与格名詞句と違って、主格名詞句や対格名詞句と共通する統語的な振る舞いを持たない点は、その格素性に起因するものと考えることができる。

一般に、奪格や共格といった意味格は、その形式から意味役割を特定することが可能である。一方、NP-ni は、第 5.1 節で見たように、様々な意味役割に対応する点では、主格に匹敵する格形式であり、その形式から意味を特定することができない。奪格や共格と NP-ni をともに格の範疇に関して斜格性を有する形式とするならば、以下に図式化するように、前者は意味的な指定を持った斜格であり後者は意味的な指定を欠落させた斜格であると考える必要がある。「θ」は、任意の意味役割（起点など）とする。



「意味的な指定を欠落させた斜格」の存在は、文法機能（文法関係）を次のように分類する Bresnan & Kanerva (1989) 以降の語彙機能文法にとって問題となる。

- (278) 語彙機能文法における文法機能の分類 (Bresnan & Kanerva 1989:24)

$$\begin{bmatrix} -r \\ -o \end{bmatrix} = \text{SUBJ} \begin{bmatrix} -r \\ +o \end{bmatrix} = \text{OBJ} \begin{bmatrix} +r \\ -o \end{bmatrix} = \text{OBL}_\theta \begin{bmatrix} +r \\ +o \end{bmatrix} = \text{OBJ}_\theta$$

(278) の分類において  $[\pm r]$  は、その文法機能が意味役割に関して限定されているか否かを表し、 $[\pm o]$  は、その文法関係が目的語的な性質を持っているか否かを表す。意味役割が限定されている文法機能には、OBJ<sub>θ</sub> と OBL<sub>θ</sub> があるとされている。OBJ<sub>θ</sub> は、80 年代初期の語彙機能文法の OBJ2 に対応し、英語の二重目的語構文の OBJ<sub>θ</sub> は、NP-ni の用法を規定する文法機能である。<sup>27</sup> OBL<sub>θ</sub> は、NP-ni の用法を規定する文法機能である。OBL<sub>θ</sub> の特徴は、斜格が一般的に意味的に用法を限定される傾向があることを反映している。水海道方言でも奪格 (NP-gara) や共格 (NP-do) といつても、斜格でありながら意味的用法を規定するものはない。しかし、斜格でありながら意味的用法を規定するものはない。NP-ni は、同様の素性表示が適さない。NP-ni 的に用法を規定することのできない NP-ugani は、同様の素性表示が適さない。

<sup>27</sup> Allen (1995) は、OBJ<sub>θ</sub> には、OBJ<sub>TH</sub> だけでなく OBJ<sub>BEN</sub> などもあるとしている。

は [±r] に関しては明らかに [-r] である。さらに目的語的な性質も持っていないので、[-o] ということになるが、[-r, -o] では、主語(SUBJ)の素性表示になってしまい、区別ができなくなる。語彙機能文法における文法機能分類の問題点は、斜格であることを意味的に限定されていることと目的語ではないことに還元している点にあると思われる。水海道方言の NP-ni を正しく形態統語論的に位置付けるためには、主語性や目的語性といった文法関係に関する素性とは独立した素性として、斜格性を格の範疇の分類に必要な素性として認める必要がある。

### 5.6.3 Biclausal な構文における位格名詞句の問題

間接受動文や「～てもらう」型受益構文で動作主をマークする NP-ni は、(279) の例文からも明らかなように再帰代名詞の先行詞になれる<sup>28</sup> ので、一見するところまで行ってきた「文法関係に関する素性を欠落させた斜格としての NP-ni」という規定に対する反証となるかのように思われる<sup>29</sup>。

- (279) a. ora<sub>i</sub> seNse:-ni<sub>i</sub> zjibuN-no<sub>i</sub> sengare-godo-bagari home-rare-de, uresjk-aQ-ta.  
俺は 先生に 自分の息子ばかり 襲められて、うれしかった。
- b. ora seNse:-ni<sub>i</sub> zjibuN-no<sub>i</sub> sengare-godo-bagari home-rare-de, sjagu-ni sa:Q-ta.  
俺は 先生に 自分の息子ばかり 襲められて、癪に障った。
- c. ora<sub>i</sub> are-ni<sub>j</sub> zjibuN-no<sub>i/j</sub> hoN toQ-te moraQ-ta.  
俺は 彼に 自分の本を とつてもらった。<sup>30</sup>

しかし、間接受動文については、直接受動文と異なり、より抽象的なレベルでは 2 つの節からなる構造が仮定されたり (Kuroda 1979)、述語分岐層 (P-sector) を含む構造になっているといった分析がなされてきた (Dubinsky 1997)<sup>31</sup> ことを考えると、再帰代名詞の先行詞になり得るというこの構文の NP-ni の特性は、NP-ni の格素性自体よりは、埋め込まれた文の対応する要素の主語性に求めることができる。より深いレベルまたはより抽象的なレベル (例えば項構造など) で、biclausal な構造が仮定される構文には、前節で扱った使役文がある。仮に、間接受動文と

<sup>28</sup> 間接受動文及び「～てもらう」型受益構文の問題は、竹沢幸一(私信)の指摘による。

<sup>29</sup> 直接受動文の NP-ni が再帰代名詞の先行詞になることができないのは、(276c) が明示している。

<sup>30</sup> この例文では、間接受動文の主語が、「褒める」という出来事から排除されている。Washio (1993:54) は、日本語では主語が受動文で出来事から除外される場合、「迷惑」受け身の解釈が生まれると指摘している。

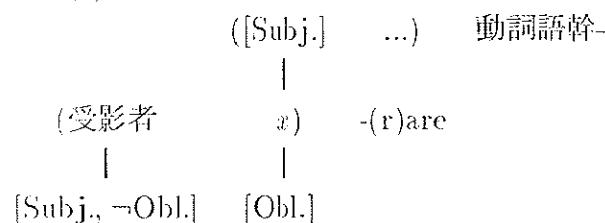
<sup>31</sup> 80 年代半ばまでの関係文法では、使役文は clause union の構造を含む構文として分析されてきた。Otsuka (1980) は日本語の間接受動文を使役文と同様に clause union の構造を含む構文として分析している。この分析は、変形文法における深層構造に 2 つの節を設定する分析方法と同じものである。Dubinsky (1997) の分析も同様の観点によるものである。

「～てもらう」型受益構文が、それぞれ(253)の使役文のスキーマと並行的な構造を持つものと仮定するならば、再帰代名詞の先行詞になり得るという主語的な特性は、埋め込まれた動詞語幹部分の主語性 [Subj.] に起因するものと考えることができる。「x」は動詞語幹の主語が担っている意味役割に対応する任意の意味役割とする。

(280) a. 間接受動文：

動詞形態論：動詞語幹-(r)are

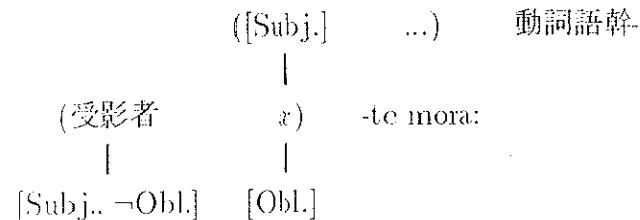
格表示と項構造：



b. 「～てもらう」型受益構文：

動詞形態論：動詞語幹-te mora:

格表示と項構造：



「もらう(mora:)」を含む構文の NP-ni が、再帰代名詞の先行詞となれるのは受益構文の場合に限られており、(281)の基本文では、NP-ni は再帰代名詞の先行詞にはなれない。他の基本文の NP-ni に関しても同様で、「教わる(osar-u)」の動作主名詞句も再帰代名詞の先行詞にはなれない(282)。

(281) are-wa, iNsazuja-ni zjibuN-no; me:sji moraQ-ta.

彼は 印刷屋に 自分の名刺を もらった。<sup>32</sup>

(282) a. ora, are-ni, zjibuN-no;/s/ sjingodo osaQ-ta.

俺は 彼に 自分の仕事を 教わった。

b. are, ora-nge, zjibuN-no;/s/ sjingodo ose-da.

彼は 俺に 自分の仕事を 教えた。

これは、(281)や(282a)の NP-ni が、どのレベルでも主語としての表示を持っていないためと考えられる。

なお、間接受動文や「～てもらう」型受益構文の NP-ni が直接受動文の NP-ni と違って主語的な振る舞いをするのは、再帰代名詞の解釈に関してだけではない。次の例文が示すように、数量詞遊離表現と同一指標を持つことができる<sup>33</sup>。

<sup>32</sup> *zjibaN-mo* が「書籍は印刷屋のもの」という解釈になる

<sup>33</sup> 直接受動文が NP 前の数量詞遊離表現と同一指標を持つことができるのは、(275)の例文から明らかである。

- (283) a. kainego<sub>i</sub> saNpjki<sub>i</sub> sjN-da.

飼い猫が 3匹 死んだ。

- b. ora kainego-ni<sub>i</sub> saNpjki<sub>i</sub> sjm-are-da.

俺は 飼い猫に 3匹 死なれた。

- (284) a. wage:sji<sub>i</sub> saNniN<sub>i</sub> sjingodo tezudaQ-ta.

若い衆が 三人 仕事を 手伝った。

- b. ora wage:sji-ni<sub>i</sub> saNniN<sub>i</sub> sjingodo tezudaQ-te moraQ-ta.

俺は 若い衆に 三人 仕事を 手伝ってもらった。

また、主語指向の様態二次述語と同一指標を持つことも可能である。

- (285) a. ano jaro<sub>i</sub> hadaga-de<sub>i</sub> odoQ-ta.

あの野郎が 裸で 踊った。

- b. ora ano jaro-ni<sub>i</sub> hadaga-de<sub>i</sub> odor-are-de<sub>i</sub> komaQ-ta.

俺は あの野郎に 裸で 踊られて、困った。

- (286) a. mangomusume<sub>i</sub> kimonosungada-de<sub>i</sub> kj-ta.

孫娘が 着物姿で 来た。

- b. ora mangomusume-ni<sub>i</sub> kimonosungada-de<sub>i</sub> kj-te moraQ-ta.

俺は 孫娘に 着物姿で 来てもらった。

このような主語と共に振る舞いもまた、(280a)と(280b)に示した使役文と並行的なスキーマを想定すれば、語幹レベルで指定されている[Subj.]に起因するものと考えることができる<sup>34</sup>。使役文・間接受動文・「～てもらう」型受益構文の文法的斜格の格形式の決定に当たっては、語幹レベルで指定されている主語性は関与してこないものと考えられる。なぜなら、こうした構文では文法的斜格が主語的な形式(NP-ngani)をとらないからである。これらの構文における文法的斜格は、より外側の要素すなわち接辞によってその格形式を決定されるものと見ることができ<sup>35</sup>。

<sup>34</sup> 水海道方言の受動文には、monoclausalな直接受動文と biclausalな間接受動文の他に、所有受動文がある。所有受動文は、文中に対格名詞句が出現する点では間接受動文と形式的に類似しているが、統語論的な振る舞いに関しては、むしろ、直接受動文に近い。次の例文が示すように、所有受動文の位格名詞句(NP-ni)は、遊離数量詞や二次述語と同一指標を持つことができない。この点では、直接受動文と同様である。

(i) a. kodomo<sub>i</sub> seNse:<sub>j</sub>-ni saNniN<sub>i/j</sub> hoQpeda bud-are-da.  
子供が 先生に 3人 ほっぺたを ぶたれた。

b. kodomo<sub>i</sub> seNse:<sub>j</sub>-ni suwaQ-ta-mama<sub>i/j</sub> hoQpeda bud-are-da.  
子供が 先生に 座ったまま ほっぺたを ぶたれた。

<sup>35</sup> 方言によつては、直接受動文と間接受動文で、対応する基本文の主語の表示が異なる場合がある。小林(1998)及び竹田(1998)によれば、宮城県中新田町方言では、直接受動文の場合、対応する基本文の主語は「ニ」格でマークされるが、間接受動文の場合、対応する基本文の主語は「サ」格でマークされる。この方言では他動詞をもとにした使役文の被使役者も「サ」格でマークされる。

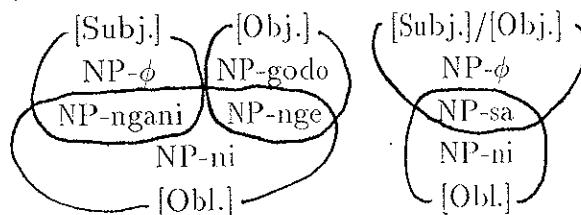
## 5.7 連用修飾構造における格の範疇

これまで、本稿では格の範疇に関する素性として、[Subj.]、[Obj.] 及び [Obl.] を用いてきた。[Subj.]、[Obj.] といった文法関係に基づく素性に関しては、その素性を持つ名詞句の統語論的な振る舞いから、その素性の定義を行ってきた。これらの素性の定義を形態論的な特性からではなく統語論的な（振る舞いの）特性から導くのは、文法関係というものが本質的に統語論的な単位であるからである。[Obl.] に関しても、その素性を持つ名詞句が数量詞遊離表現や結果二次述語と同一指標を持てない（あるいは持ちにくい）といった統語論的な特徴を指摘してきた。

これまでに統語論的な振る舞いから定義した主語性と目的語性、そして斜格性をもとに水海道方言の格の範疇について考えていくことにする。

水海道方言の文法的斜格と主格・対格といった直接格を、これまで見てきた統語的性質からまとめると次のような体系になる。

(287) a. 有生格の体系 b. 無生格の体系



無生名詞句の格体系で主格と対格がともに形式的にゼロ格で、主語と目的語の機能的な対立が形式上の区別としては反映していない。このことは、(130)の一覧からも明らかである。(287b)の図式は、NP- $\phi$  が無生名詞句の主語のマーカーであると同時に目的語のマーカーであることを示している。無生名詞句で主格と対格が形式格としては同形で、有生名詞句では主格が形態的に無標で対格が形態的に有標な形式となっているこの方言の格体系を佐々木(印刷中)は Rumsey (1987) にしたがって「分裂対格体系」と呼んだ。

NP-sa が NP-nge の無生の対立物であるのは(130)の一覧からも明らかである。実際、(150a)と(150c)の例から3項動詞の着点は有生の場合 NP-nge で無生の場合 NP-sa であるし、(250)と(251)の例から他動詞をもとにした使役文の被使役者のマーカーとしての用法においても2つの格形式が有生性で対立していることがわかる。一方、(154a)と(154b)の例を見ると、参照点の用法では、NP-sa は NP-ngani の無生の対立物として機能していることがわかる。参照点をマークするときの経験者格名詞句は、項というよりは付加詞(adjunct)に近く、経験者をマークするときの経験者格名詞句のように斜格性を持った主語と見なすことができるか疑問である。参照点を表す場合の経験者格名詞句(NP-ngani) や無生与格名詞句(NP-sa) は、文中の再帰代名詞の先行詞として解釈されない。

(288) a. are-ngauja<sub>i</sub> zjibuX-no<sub>zi</sub> ktsu igai.  
彼には 自分 (=話者) の靴が 大きい。

- b. *zjibuN-nganja<sub>i</sub>* are-nga ktsu igai.  
自分 (=話者) には 彼の靴が 大きい

- (289) a. are-nga<sub>i</sub> ktsu zjibuN-no<sub>\*i</sub> asji-sa igai.  
 彼の靴は 自分 (=話者) の足に 大きい。  
 b. zjibuN-no<sub>\*i</sub> ktsu are-nga<sub>i</sub> asji-sa igai.  
 自分 (=話者) の靴は 彼の足に 大きい。

再帰代名詞の先行詞として解釈され得ることは、主語特性の一つであった。参照点を表す場合の経験者格名詞句や無生与格名詞句にはこの特性が欠落している。参照点を表す無生与格名詞句は、経験者格名詞句の無生の対応物ではあるが、無生の間接主語とは見なすことができない。なぜなら主語特性が欠落しているからである。仮に、この場合の無生与格名詞句が主語性を持たない付加詞であるとする、無生名詞句の体系では、間接目的語はあるが、間接主語はないことになる。つまり無生名詞句では、間接項に主語と目的語の対立がないことになる。

無生名詞句における直接文法関係・間接文法関係双方での主語・目的語の対立の形式的中和は、これまで名詞句の統語的特性の記述に使って來た格素性に修正を要求するものである。仮に、これまで用いて來た格素性によって、主語、目的語、間接主語、間接目的語、斜格 (NP-ni) を表示するとそれぞれ次のようになる。

(290)	主語	間接主語	目的語	間接目的語	斜格
	[ Subj. ]	[ Subj. ] [ Obl. ]	[ Obj. ]	[ Obj. ] [ Obl. ]	[ Obl. ]

有生名詞句に関しては、(290) の格素性表示で表された対立が全て形式に反映されているので問題がない。一方、主語と目的語の対立が格形式上中和している無生名詞句の場合、上記の格素性表示では、斜格性 ([Obj.]) の有無による 2 項対立しか表せなくなり、実際の 3 項対立を記述できない。(290) の格素性表示の主語性 ([Subj.]) と目的語性 ([Obj.]) を中和させてしまうと、次のような直格対斜格の格形式上の対立が生じる。

(291) 直格 斜格  
|  
[ Obl. ]

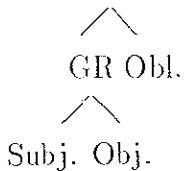
直格対斜格という(291)の2項対立体系は、人間言語にとって不可能な体系ではない。 (291)の2項対立体系は、Silverstein (1976:1993)が、最小限の格形式の対立として想定した主格対与格<sup>36</sup>という図式と並行的である。また、直格対斜格という最

<sup>36</sup>Silverstein (1976:1993) の「与格」は英語の「by NP」などをも含む深い概念で、大抵ここで言う斜格の概念に近い。

小限の格対立はハルコメレム語 (Gerdts 1984) などで実際に見られるものである。しかしながら、(291) の表示を作り出してしまう格素性の体系が、直接格 (NP- $\phi$ )・間接格 (NP-sa)・斜格 (NP-ni) というこの方言の無生格の体系を正しく表すことができないことは変わりがない。

この問題を解決するために、主語性・目的語性という文法関係の区別に関する素性が「GR」という節点のもとに組織される、(292) のような格素性の階層を仮定することにする。

(292) 格形式



(292)において、これまで格素性として用いてきた素性は、それぞれ、[Subj.] と [Obj.] は GR 節点のもとに組織される排他的な関係の端末素性 (terminal feature) として、[Obj.] は格素性階層の根節点 (root node) に組織される素性として位置付けられる。この格素性階層で、全ての端末素性が格表示に反映する場合、(290) で表示したのと同様の 5 つの機能的な対立が現れることになる。

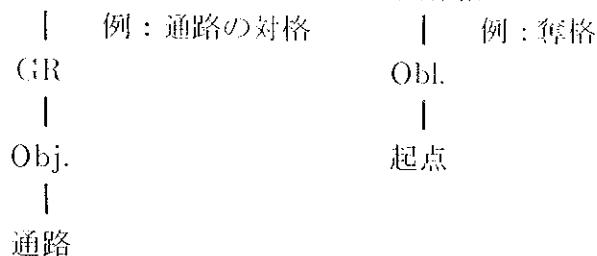
(292) の格素性階層の GR 節点以下が格形式の対立に反映しない場合、(293a) のような 3 項対立の格体系が生じることになる。水海道方言の無生格の体系はまさにこの体系である。また、GR 節点そのものが格形式の対立に反映されず、斜格性の有無のみが格形式の決定に当たって関与的になる場合、(291) の 2 項対立体系が生じることになる。

(293) a. 3 項対立体系： 直格      間接格      斜格  
                   |            / \            |  
                   GR          GR      Obl.      Obl.

b. 2 項対立体系： 直格      斜格  
                   |  
                   Obl.

(292) の格素性階層では、Kurylowicz (1949) の文法格の二次的機能としての副詞的用法 (通路の対格など) と具体格の一次的機能としての副詞的用法は、語彙的に端末素性のもとに意味役割が指定されたものと捉えることができる。文法格の副詞的用法の場合、述語の語彙項目において、具体格の場合、その格形態を担う形態素において、それぞれの意味役割が指定されているものと考えられる。

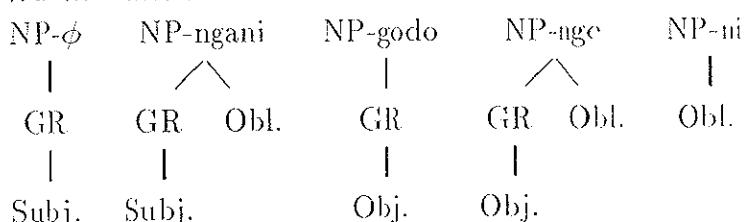
(294) a. 文法格の副詞格的用法 b. 具体格



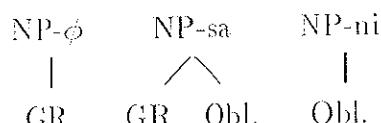
これに対し、文法格が一次的機能を担う場合（主語・目的語としての主格・対格）や文法的斜格の場合、意味役割の指定が欠落している。主格、対格、与格(NP-nge, NP-sa)そしてNP-niが、その用法を意味的に規定できない点は既に見たとおりである。また、NP-nganiは対応する意味役割が経験者で一定しているが、「[Subj., Obl.]ならば意味役割は経験者」という関係が常に成り立つので、その余剰性故に意味役割の指定は必要ない。具体格も同様の意味役割の一定性があるが、意味役割の指定を外し、[Obl.]という格素性だけを想定すると、具体格間の識別が保たれなくなるため、意味役割の指定は必要である。

(292) の格素性階層によって水海道方言の文法格（主格・対格）と文法的斜格を表示すると次のようになる。

(295) 有生格の格素性表示：



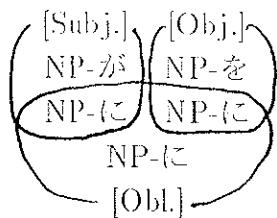
(296) 無生格の格素性表示：



水海道方言の格体系は、有生格では格の範疇に関する素性の対立が全て形式に反映し、無生名詞句ではGR節点以下の端末素性が形式に反映されない体系と見ることができる。

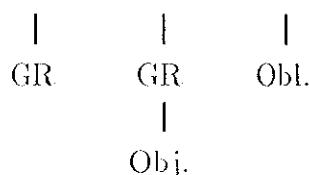
水海道方言の文法的斜格が、標準語では全て「に」格名詞句によって担われている点は、第5.1節で既に述べたとおりである。標準語の主格名詞句、対格名詞句、「に」格名詞句を文法関係を基準に分類すると次のようになる。

(297) 標準語の格体系



間接主語、間接目的語、受動文の動作主のマークーに用いられる斜格といった文法的斜格が、单一の形式によって担われ、格表示において文法関係 ([Subj.], [Obj.]) が無視されるのが、標準語の体系といえる。標準語の「NP-が」、「NP-を」、「NP-に」を (292) の格素性によって表示すると次のようなものになる。

(298) NP-が NP-を NP-に



「NP-が」に GR 節点以下の端末素性が欠落しているのは、いわゆる主格目的語の問題があるからである。与格経験者構文で対象を表す「NP-が」が統語的には主語的な特性をもっておらず、むしろ目的語として分類すべきことは多くの研究者が指摘してきた (Kuno 1972, 柴谷 1978, Takezawa 1987 及びこれらの文献で引用されている文献を参照)。標準語の「NP-が」は、文法関係に関しては、主語のマークーと言うよりは「を」格でマークされない直接項 (主語・目的語) とでも位置付けるべき形式である。同じ節に「NP-を」がある場合や自動詞文の場合は主語を表すが、経験者与格がある場合は、目的語を表す。GR 節点以下の端末素性は、構文に存在する他の名詞句との相対的な関係によって決定されるので、「NP-が」の格形式の決定に当たっては非関与的であると考えた。

標準語の「NP-に」は、与格経験者 (間接主語) や着点名詞句 (間接目的語)、受動文の動作主といった様々な機能を担っている。このことは、「NP-が」が主語・目的語双方の機能を担うこととあわせて、標準語では文法関係というものが、格形式と密接に関わりながらも、独立した次元の問題となっていることを示唆する。これに対し、水海道方言とりわけその有生格の体系は、文法関係が格形式に直接反映される形になっている。

水海道方言・標準語双方において格形式の決定に必ず斜格性が関与しているのは、斜格性の有無が格形式の決定に関して中心的な概念であることを示唆する。

## 5.8 まとめ

本稿では、水海道方言の格体系の記述には主語・目的語という文法関係が不可欠であることを明らかにした。また、格体系の記述に不可欠なもう一つの概念と

して用いた斜格性は、文法関係と矛盾しない概念であり、間接項においては共起する。

間接項に文法関係と斜格性という格の形態に関する素性をともに指定する方法は、初期の語彙機能文法におけるアイスランド語の分析 (Andrews 1982) や Alsina (1996) におけるカタロニア語の分析にも見られる。これらの分析と本稿における分析の相違は、間接項の素性指定において特定の格形式の指定を用いるか否かにある。Andrews (1982) はアイスランド語の経験者与格名詞句を機能構造 (f-structure) で [SUBJ [DAT]] (非関与的な詳細は省略) という表示を持つものとして、Alsina (1996) はカタロニア語の経験者与格名詞句を [OBJ [DAT +]] という表示を持つものとして捉えている。主語として捉えるか目的語として捉えるかの違いはあるものの、与格という格形式に直接言及している点は共通している。これに対し、本稿では格形式に直接言及するのではなく、斜格性という格の範疇に関する素性によって間接項を捉えようとしている。

経験者と着点がともに与格で表されるロマンス諸言語においては、与格という格形式に直接言及する Alsina らの方法は記述的妥当性を持つものと考えられるが、経験者を表す格形式と着点を表す格形式が異なる水海道方言の場合、この方法では妥当な記述ができない。そもそも、この方言では、経験者を表す経験者格 (NP-*ngani*) は、着点を表す与格 (NP-*nge*) とは異なる形式だからである。さらに、この方法では、間接項が他の斜格名詞句と共有している統語的性質を統一的に表すことができない。一方、文法関係を持つと同時に斜格性を持つ要素として間接項を位置付ける本稿の分類では、間接項が他の斜格名詞句と共有する統語的性質（数量詞遊離表現や結果二次述語と同一指標を持ちにくいくこと）を斜格性を持つ名詞句の共通特性として記述することができる。また、間接項間の統語的な相違はその文法関係に要因を求めることができる。文法的斜格の形式の記述と統語的特性の記述の双方において、特定の格形式ではなく斜格性 [Obl.] というカテゴリーに言及した方が妥当な記述が可能になる。

最後に、ここでは論じることのできなかった課題について言及したい。今後水海道方言の格体系に関して追求しなければならない課題には次のようなものがある。

第1点目は、どのようにしてこのような格体系が生じたのか、という通時的な問題である。標準語では、文法関係と格形式は互いに密接に関係しあってはいるものの基本的に独立したレベルを構成しているが、水海道方言では、特に有生格の場合、格形式の記述に当たって、文法関係と斜格性の両方に言及しなければならない。これは、標準語では「NP-に」という単一の要素が担っている文法的斜格だが、複数の形式によって担われ、間接主語や間接目的語がそれ独自の形式を持っているからである。文法的斜格のうち、NP-*ni* は、標準語や他の多くの方言に同じ音形の形式があることから、新しく生じた形式とは考えられない。また、NP-*nge* の方向を表す接辞「がり」(板橋 1990; 1991 参照) に遡るのであれば、NP-*nge* は標準語では失われた古い形式を保存していることになる。これに対し、NP-*ngani*

の場合、他の方言に機能的にも同等で類似する形式が存在しないことから、新しくこの方言の通時的な変化の中で生じた形式と考えられる。間接目的語や受動文の動作主を表す斜格とは異なる形式の経験者のマーカーの存在が、水海道方言の格体系を他の方言のそれと区別する特徴の一つになっている。では、NP-*ngani*はどのようにしてこの方言で生じたのだろうか。

一つの可能なモチーフは、間接目的語やNP-*ni*とは異なる形式によって経験者名詞句の統語的な性質である主語性を形態論的に明示化する要求である。「今日の形態論は…昨日の統語論の定型化である」(Today's morphology ... is the ossification of yesterday's syntax.)とはCole *et al.*(1980:742)の言葉だが、Cole *et al.*(1980)は、通言語的な通時統語論的観察から、名詞句が主語特性を獲得する段階には3つの段階があることを明らかにした。3つの段階とは、名詞句が主語特性を全く獲得していない段階、統語的な振る舞いに関しては主語特性を表示しているものの格や一致といった形態論的特性に関しては主語特性を獲得していない段階、そして形態論的特性においても主語特性を獲得している段階である。Cole *et al.*(1980)は、統語論的な主語特性の獲得は常に形態論的主語特性の獲得に先行すると結論づけている。統語論的に主語特性を表示していた斜格名詞句が形態論的にも主語特性を獲得する例としては、グルジア語の与格経験者名詞句が、動詞の数の一致をコントロールする範囲を広げている点などが挙げられている。水海道方言におけるNP-*ngani*の出現にも、このような統語論的特性の形態論的コード化が背後にあるのではないだろうか。この点については、経験者をマークする特定の斜格形式のない方言との対照研究を行う中で明らかにしていきたい。

今後追求すべき課題の第2点目は、文法的斜格の類型化である。標準語の「NP-に」が担っている文法的斜格としての役割をいくつかの格形式で分担している体系は、水海道方言以外の方言にも存在する。斎藤(1940)の記述した山形県東田川郡山添村方言は、他動詞をもとにした使役文の被使役者と可能表現の経験者(能力者)が共に「NP-サ」で表され、受動文の斜格化した動作主が「NP-エ」で表される体系である。この体系では間接項の格表示に文法関係が反映されない形になっている。別な言い方をすると、間接項が一つのグループになり受動文の斜格動作主と対立しているのである。文法的斜格のグループ化(格形式上の中和のあり方)には、どのようなバリエーションがあり得るのか様々な方言の対照を通して明らかにしたい。このテーマは、第1の課題とも関わってくるものである。

第3の課題は、意味と格形式の全体的な写像関係の解明である。水海道方言の一つの文法的特徴は、名詞句の有生性による格形式の対立だが、本稿ではその対立の存在に言及するに留まり、境界領域における揺れや格ごとの境界領域のずれといった問題は視野の外にあった。しかしながら、この問題は何故そもそも有生格と無生格の対立が存在するのか、そして何故無生格では間接項も含めて主語・目的語の対立が形式上中和するのか、という根本的な問題につながっている。また、意味役割と格素性の結びつきに関する便宜的に若干の言及を行った程度で写像関係を解明したとは言いがたい。有生性や意味役割という意味的特性と格形式の

間の関係について、更に追求する必要がある。

# 第6章 水海道方言における格の範疇

## 6.1 格の範疇に関する素性

本稿でこれまで記述してきた水海道方言の格の範疇に関する素性をまとめると次のようになる。

	連体修飾	文法関係	斜格性	意味役割	有生性
NP- $\phi$ (主格)		Subj.			
NP-godo		Obj.			有生
NP- $\phi$ (対格)		Obj.			無生
NP-ngani		Subj.	+		有生
NP-nge		Obj.	+		有生
NP-sa		Obj.	+		無生
NP-ni			+		
NP-gara			+	起点	
NP-de			+	道具／場所	
NP-do			+	共存者	
NP-no	+				
NP-nga	+			所有者	有生
NP-na	+			場所	無生

図 6.1: 水海道方言における格の範疇

上の表を見る上で注意すべきことは、素性の組み合わせから格形式を予測することは可能だが、逆に格形式から素性（つまり統語論上または意味論上の位置づけ）を予測することはできないという点である。例えば、主語性と斜格性を持った要素は、常に経験者格 (NP-ngani) の形式をとるが、経験者格名詞句は常に主語性と斜格性を持っているというわけではない。参照点を表す場合の経験者格名詞句は、主語性を持った要素とは見なし得ない。上の表における素性の組み合わせは、格形式の十分条件であって必要条件ではない<sup>1</sup>。

<sup>1</sup>つまり、格の範疇に関する素性の組み合わせが決まれば格形式も決まるが、ある格の範疇に関する素性の組み合わせが成り立たなければ、ある格形式であることができないというわけではなない。例えば、主語性と斜格性を持っていない経験者格として現れるが、主語性と斜格性を兼ね備えている経験者格で現れることがないというわけではない。本文でも述べたように、参照点は

属格 (NP-no) は連体修飾構造における文法格だが、文法関係に関しては不完全指定されていると見なした。理由は、副詞や意味格でマークされた名詞句のマークercerにもなるからである。この方言では属格でマークされることはその要素が連体修飾構造に含まれていることを含意するだけであって、それ以上の意味的機能的含意を持たない。なお、3つの連体修飾格 (NP-no, NP-nga, NP-na) は、全て斜格性が指定されていないが、これは、連体修飾構造においては直接格対斜格の対立がないからである。3つの連体修飾格は、全て形態論的には「NP+ $\alpha$ 」であり、形態論的に有標な格形式を斜格として位置付けるならば、3つの格形式全てが、斜格ということになり、直接格と斜格の対立がないことになる。また、常に「連体修飾格であるならば、形態論的にはNP+ $\alpha$ である」という関係が成り立つので、連体修飾格にとって斜格性は余剰な特性となる。斜格性が格の範疇の決定に関して関与的になるのは、運用修飾構造のように直接格と斜格が対立している場合である。

位格 (NP-ni) は、素性表示に関して、斜格性しか指定されておらず、意味役割に関する指定を持っていない。これは、位格で表される意味役割が、主格の場合と同様に多岐にわたるためである。このことは、格形式の決定に当たって意味役割の指定が必要な要素は常に斜格だが、逆に斜格が常に意味役割によって用法を限定されているわけではないことを示している。このような意味的に用法を規定できない斜格の存在が Bresnan & Kanerva (1989) の文法機能に関する分類にとつて問題となることは、既に論じたとおりである。意味的に用法を限定されることと斜格であることは、多くの場合重なるが、基本的には別の次元の問題であることをこの方言の格体系は示している。

この方言で格の範疇に関して1つだけしか素性の表示を持っていない形式は、主格 (NP- $\phi$ )、位格 (NP-ni)、属格 (NP-no) の3つである。3つの形式はそれぞれ、主語性、斜格性、連体修飾機能だけが指定されている。仮に主語性というものが、格素性を一切持たない要素に付加される default の素性であるとすると、主格はその主語性を不完全指定することが可能になり、完全に無標の格形式ということになる。主格 (nominative) という概念がそもそも「名指すもの」であること、この方言では形態的には名詞そのものの<sup>2</sup>であることを考えると無標の格形式としての主格という位置づけは不自然なものではない。このように主格を無標の格形式として捉えるならば、残り2つの格形式は斜格性 (NP-niの場合) と連体修飾機能 (NP-no) によって主格と対立していることになる。このことは、名詞句の格形式の決定に当たって、斜格性という形態論的特性と連体修飾構造であるか否かと

<sup>1</sup> 主語性を欠落させているにもかかわらず経験者格でマークされることがある。

<sup>2</sup> 1モーラの名詞（例：ki (木)）の場合、格助詞が付かないときには、長母音化によって2モーラになることは、既に述べたとおりである。この長母音化で挿入されるモーラは、格形式の決定における付加的要素とは見なさない。なぜなら、2モーラ以上の長さの名詞には付かないからである。また、分節音的要素に関しては、名詞にもともと存在しているものを使っており、もともと名詞にはない分節音を付加する他の格形式 (NP-niでは/n/と/i/という分節音が付加されている) とは語形変化のあり方が全く異なる。

いう統語構造上の位置づけが不可欠であることを示している。

本稿では、格形式の決定に必要なもう一つの統語的要素として文法関係があることを指摘した。これは斜格主語に固有の格形式(NP-*ngani*)が存在することにより、文法関係が表層的な格形式に直接反映されているためである。主格名詞句と経験者格名詞句(NP-*ngani*)の統語的な振る舞いにおける共通性は、これらの格形式が形式上異なり意味的にも均質ではないことから、格という形式や意味役割とは別のレベルに起因するものと考えざるを得ない。格によっても意味によっても一般化ができないからこそ、主語という文法関係上の概念が必要になることを本稿では論じた。

水海道方言の格の範疇は、統語的要因と意味的要因の双方が関与的である。統語的要因には、連体修飾格であるか否かと文法関係に関する素性（主語性、目的語性、斜格性）の2つがある。そして、意味的要因としては意味役割と有生性が関与的である。

## 6.2 分布格と形式格

第4章でも述べたように、本稿では、水海道方言の主格・対格をWord-and-Paradigm方式で分類してきた。この方式では、形態的には主格と同様「NP- $\phi$ 」である無生目的語は、無生対格であることになる。

(299) 本稿における主格・対格の分類

	主格	対格
有生	NP-φ	NP-godo
無生	NP-φ	NP-φ

Comrie (1991)によれば、格の分類方法には分布格 (distributive case) に基づくものと形式格 (formal case) に基づくものの2つがあるという。分布格は、名詞のあるクラスで形式的に格が区別されているならば、その区別は他のクラスでも適用されるという基準による格の分類された格である。これに対し、形式格は、格の形式的な対立に基づくもので、名詞の全てのクラスで同一の対立があるとは限らない。本稿における格の分類は、分布格の概念に基づくものである。このような分類を「対格説」と呼ぶことにしよう。

<sup>3</sup> 直接格や不定格といった名称もあり得る。城生伯太郎（私信）によれば、アルク（著子）の他分では、このような体系の無標の格形式は、不定格と呼ばれているという。

して、主語と形式的に同じである無生目的語を主格と呼ぶこの分類方法を、「主格説」と呼ぶことにしよう。

本稿で主格説をとらなかった理由は2つある。1点目は、主格説が過度に文法関係に依存した分類法だからである。そして、2点目は、主格説では一般化できない統語現象があるからである。この2つの理由は、いずれも所有者繰り上げ構文に関連するものである。

まず、第1点目の、文法関係への過度の依存について述べることにする。主格説では、無生のNP-φは、全て形態論的には主格であり、文法上の性質は、文法関係によって規定されるものとなる。有生対格名詞句の無生の対応物は、直接目的語の文法関係を担った主格名詞句であることになる。次の例文のような他動詞文の無生対象名詞句を「直接目的語の文法関係を担った主格名詞句」とすることは、問題がない。

- (300) nezumi tskue kazjiQ-ta.  
ネズミが 机を かじった。

しかし、所有者繰り上げ構文の繰り上げもとの名詞句（被所有者）*hoQpeda*を「直接目的語の文法関係を担った主格名詞句」と呼ぶことは妥当だろうか？

- (301) seNse: kodomo-godo hoQpeda buQ-ta. (所有者繰り上げ構文)  
先生が 子供を ほっぺたを ぶった。

第4章でも見たとおり、(301)の*hoQpeda*は、他動詞文の対象名詞句や所有者繰り上げ構文の繰り上げ名詞句とは異なる統語的な振る舞いをする。(301)の*hoQpeda*は、受動文の主語にも対応できないし、関係節の主要部にも対応することができない。目的語としての統語的特性を持っていない要素を目的語と呼ぶことはできない。主格説において「主語であるか直接目的語で無生名詞であるなら主格になる」「直接目的語で有生名詞なら対格になる」といった格付与を想定した場合、(301)の繰り上げもとの名詞句（被所有者）は、主語でも目的語でもないのだから、格付与ができなくなる。本稿では、有生の対応物がNP-godoである場合の格形式がNP-φでの無生名詞句を「無生対格名詞句」としてきた。所有者繰り上げ構文は、能動での無生名詞句に対応する有生の名詞句がない。しかし、それは、無生の繰り上げもとの名詞句に対応する有生の名詞句がない。いわゆる所有受動文では、繰り上げもとの名詞句の有生の対応物が出現可能である。

- (302) a. ano kodomo-wa hoQpeda bud-are-da.  
あの子供は ほっぺたを ぶたれた。 (所有受動文：無生被所有者)  
cf. ano kodomo-godo hoQpeda buQ-ta. (能動文：文法的)  
あの子供を ほっぺたを ぶった。  
b. are-wa kodomo-godo seNse:-ni home-rare-da.  
彼は 子供を 先生に 裹められた。 (所有受動文：有生被所有者)

cf. \*are-godo kodomo-godo home-da. (能動文：非文法的)  
彼を 子供を ほめた。

本稿では、この対応関係をもとに無生の繰り上げもとの名詞句を有生対格の無生の対応物として捉え、無生対格として位置付けた。

問題の第2点目は、第4節でも述べたように、主格説をとった場合、所有者繰り上げ構文の格フレームに関する制約を一般化できないことである。この方言で能動の所有者繰り上げ構文が可能なのは、所有者名詞句と被所有者名詞句の格形式が異なっている場合だけである。第4節では、この制限の背後に「表層格重複制約（対格）」(83)があるものと分析した。これは、分布格と形式格の二段構えによる一般化である。つまり、分布格として対格として分類されるものが形式格に関して同一の状態で重複してはならないということである。これに対し、形式格の観点からだけ格を分類する主格説では、同様の制約を設定することが困難である。仮に、「主格の重複は許されない」「対格の重複は許されない」という制約を立てれば、「... NP-godo NP-godo ...」という構造が存在しないことは捉えられるが、二重主格構文や無生の被所有者を含む所有受動文まで排除しなければならなくなる。また、主格に関する制約を外せば、ゼロ格形式の所有者と被所有者を含む能動の所有者繰り上げ構文の非文法性を説明できなくなる。このような主格説の問題点は、文法関係を制約に盛り込むことによっても回避できない。仮に「同じ格形式の直接目的語が重複してはならない」という制約を設定してみよう。これは、一見、所有者と被所有者が同じ格形式の能動の所有者繰り上げ構文を排除できる制約のように見えるが、実際にはそうではない。被所有者つまり繰り上げもとの名詞句は、統語論的特性から見て直接目的語とは言えないからである。

「主格説」をとった場合、この方言の文法現象に関して一般化を行う上で問題があることがわかった。少なくともこの方言に関しては、形式格の観点からだけ格を分類することは、文法記述を行う上で益するところがない。(83)の「表層格重複制約（対格）」は、分布格と形式格の双方の観点から設定した制約であった。この制約の存在は、水海道方言の格の分類に当たっては、分布格と形式格の双方の観点が必要であることを示している。

### 6.3 意味的限定性

本稿では、水海道方言では位格(NP-ni)は、意味的な指定を欠いた斜格であり、他の斜格は意味役割が指定されているものとして分類してきた。位格が意味役割に関する指定を欠いた要素であるとした根拠は、位格で表される意味役割が、場所、動作主、対象など多岐にわたるためであった。

図6.1では、具格(NP-de)の意味役割について「道具」と「場所」という2つの指定を行っている。本稿では、どこまで意味役割が多岐にわたる場合に意味役割に関する指定を外すか、明確な基準を出してこなかった。意味的限定性に関する

ては、位格のように非常に多岐にわたる意味役割に対応する格形式もあれば、奪格のように狭い範囲の意味役割にしか対応しない格形式もある。おそらく、意味的な限定の狭いものから広いものまで連続体を作っているというのが実際のところではないかと考えられる。具格のような例は、この点に関して中間的な位置づけの格形式の例と考えられる。

所有格は、図6.1では、所有者を表す格形式となっているが、厳密には、Nikiforidou (1991) のスキーマにおいて所有関係に近い意味役割で使われるわけだから、場合によっては、動作主に対応する場合もある (*nezumi-nga sjiwaza* (ネズミの仕業))。所有格に関する意味的限定は、正確には「所有者に認知的に近い意味役割」となる。具格のような意味的限定性に関して中間的な位置づけの格形式に関してても、対応する意味役割の間に、同様の認知的スキーマが成り立っていないか検証する必要があるだろう。仮に具格のような性質の格形式が、認知的スキーマにおいてある意味役割を中心とした領域でのみ使われているのであれば、斜格に関して意味役割の指定を外すかどうかの基準も明確になる可能性がある。すなわち、認知的スキーマにおいても結びつけることができないほど多岐にわたる意味役割に対応している場合に限り指定を外すという基準を立てることができるかもしれない。

本稿では、第3節以外では、格形式の用法に関する認知的スキーマについて追求してこなかった。今後、連体修飾格以外の格に関してても、こうした側面を追求する必要がある。

## 第7章 結論

本稿では水海道方言の格体系に関して次の点を明らかにした。

1. この方言の格の範疇を考える上で必要な素性には統語論的な素性と意味論的な素性があること。
  - (a) 格の範疇を考える上で必要な統語論上の素性は、連体修飾格であるか否かということ ([±連体修飾]) と、当該名詞句が担っている文法関係 ([Subj.], [Obj.], [Obl.]) である。
  - (b) 格の範疇を考える上で必要な意味論上の素性は、当該名詞句の有生性と意味役割である。
2. この方言では、標準語では許されない二重対格構文が可能だが、この統語的特徴は、対格における有生格と無生格の区別という形態論的特徴を反映したものである。
3. 格の分類に際しては、分布格 (distributive case) にもとづく観点と形式格 (formal case) にもとづく観点の両方が必要であること。

第1点目に関しては、第3章と第5章で連体修飾格と斜格の用法を記述する中で明らかにした。

水海道方言の連体修飾構造では、形容詞以外の修飾要素は連体修飾格でマークされなければならない。この方言には、属格 (NP-no)、所有格 (NP-nga)、場所格 (連体) (NP-na) の3つの連体修飾格がある。このうち所有格と場所格 (連体) は、付属する名詞の有生性と名詞句内の意味関係によって用法を規定される意味格である。一方、属格は、それが現れる構造が連体修飾構造であることを示す統語的機能しか持たない文法格である。修飾要素の名詞が有生で意味関係が所有関係に近い場合、所有格が使われ、修飾要素の名詞が空間的な関係を表す場所名詞で意味関係が「場所-存在物」である場合、場所格 (連体) が使われる。この2つの意味格の使われる意味的条件を満たしていない名詞や副詞または連用構造で使われる与格などの斜格が付属した名詞句は、連体修飾構造に現れる場合、属格でマークされる。この方言では、連体修飾格が連用修飾構造で用いられることがない。連体修飾構造で用いられる格形式であるか否かということはこの方言の格を分類する上で必要不可欠の基準と考えられる。

この方言では、標準語で「に」格が使われている領域で、経験者格 (NP-ngani)、有生与格 (NP-nge)、無生与格 (NP-sa)、位格 (NP-ni) の4つの斜格が使い分けられている。このうち経験者格でマークされる名詞句は、主格名詞句と多くの統語

論的特性を共有する要素である。経験者格名詞句と主格名詞句が共有する統語論的特性としては、動詞を主要部とする構造における必須要素であることや対格名詞句を認可する要素であることといった格フレームに関する特性と、再帰代名詞の先行詞になりうることや nangara で導かれる副詞節の主語をコントロールする要素であることといった指示性に関する特性、そして、受動文の位格名詞句と対応することや使役文の被使役者に対応することなどの格交替に関する特性がある。与格（有生、無生とも）でマークされる名詞句は、対格名詞句と多くの統語論的特性を共有する要素である。与格名詞句と対格名詞句が共有する統語的特性は、直接受動文の主格と対応することや使役文における被使役者のマーカーであることといった格交替に関する特性が挙げられる。ただし、主格名詞句や対格名詞句は数量詞遊離表現や二次述語と同一指標を結ぶが、経験者格名詞句や与格名詞句は、位格名詞句と同様に、このような要素と同一指標を結ぶことが出来ない。本稿では、これらの統語的特性から、経験者格名詞句が斜格性を帶びた主語すなわち間接主語として機能していることがあること、そして与格名詞句が斜格性を帶びた目的語すなわち間接目的語として機能していることがあることを明らかにした。標準語やいくつかの言語では、間接目的語と間接主語がともに与格で表され、間接項の文法関係が格形式に反映されない体系になっている。これに対し、水海道方言は、間接項においても文法関係の区別（主語的要素か目的語的要素か）が、格形式に反映される格体系になっている。水海道方言の格体系においては、名詞句の担っている文法関係は、格形式を決定する上で必要な統語的特性であるといえる。

文法関係というものは、格や意味役割と違つて、全ての言語学者が必要であると認めている概念ではない。文法現象が格によってあるいは意味役割によって一般化し尽くせるのであれば、文法関係のような抽象的な統語論上の概念は必要ない。しかし、この方言には、79ページの状況3や状況4に当てはまる現象、すなわち格または意味役割だけでは一般化が難しい現象がいくつかある。例えば、再帰代名詞の先行詞として解釈できる名詞句は、格形式に関しては主格と経験者格であり、意味役割に関しても動作主、経験者、対象と多岐にわたる。再帰代名詞の先行詞を格または意味役割だから一般化することは困難である。このような場合、文法関係という統語論上の概念は、記述上有効である。主格名詞句と経験者格名詞句をともに主語性を持つ要素と仮定すれば、再帰代名詞の先行詞は、主語性を持つ名詞句と記述することができる。松本(1991)は、主語という概念は普遍的なものではなく、西ヨーロッパの十指に満たない言語において起きた主題と主格と動作主の融合の結果現れた概念に過ぎないとしている。本稿は、主語の普遍性を主張するものではない。しかし、本稿の分析は、松本(1991)が言語連合として捉える標準ヨーロッパ語(Standard Average European)以外の言語体系においても、主語や目的語といった文法関係が記述上有効な概念であることを示している。松本(1991)によれば、標準ヨーロッパ語では、動詞の前の位置の名詞句に機能が集中しているという。特定の位置または形式に機能が集中している状況よりは、い

くつかの位置または形式が同様の機能を共有している状況においてこそ、主語や目的語といった統語的な範疇を一般化に用いることが有効になってくる。統語的には同様に機能する形態的にも意味的にも多岐にわたる要素を自然類に括る場合、主語や目的語といった統語論上の概念は有効である。

名詞句の担っている文法関係が、格形式を決定する上で重要な役割を果たしているということは、統語論が形態論に反映しているということである。これとは逆に、この方言の形態論が、統語論に反映していると見ることのできる場合もある。第2点目として挙げた、標準語では許されない二重対格構文の存在がそれである。標準語では二重対格構文が非文法的であることは、ヲ格重複制約によって説明してきた。水海道方言においても、このような格形式の重複に関する制約は関与的である。水海道方言において二重対格構文が可能なのは、2つの対格名詞句のうち一方が有生対格でマークされもう一方が無生対格でマークされている場合、つまり2つの対格名詞句の格形式が異なる場合である。2つの対格名詞句が格形式に関しても同じ場合は、二重対格構文は非文法的になる。水海道方言で二重対格構文が可能なのは、対格において有生格と無生格が対立しているという形態論的特徴の反映と考えられる。

第3点目も二重対格構文に関する記述から導かれた結論である。水海道方言でも同じ格形式の対格名詞句が重複する構造は排除される。本稿では、このことを(83)に示した「表層格重複制約（対格）」によって一般化した。この制約は、分布格の観点から、有生名詞句における主格(NP- $\phi$ )と対格(NP-godo)の対立をもとに、無生名詞句においても主格と対格の対立を設定することではじめて可能になった一般化である。同じNP- $\phi$ の重複でも、それが分布格において主格動詞であったり、主格と対格であったりする場合には、非文法的な構造にはならない。実際、この方言では、標準語の「NP-が NP-が」の格フレームに対応する二重主格構文が可能であるし、分布格に関しては主格のNP- $\phi$ と対格のNP- $\phi$ を含む所有受動文が可能である。形式格の観点だけから格を分類し、NP- $\phi$ をその文法上の機能や対応する有生名詞句の格形式を無視して、「主格」や「不定格」や「直接格」と見なした場合、本稿で「表層格重複制約（対格）」で表したような一般化は不可能である。このことは、この方言の格の分類に関しては、形式格の観点だけでは駄目で、分布格と形式格の両方の観点が必要であることを示している。

本稿は、特定の形態論に依存せず、記述した事実からの一般化を通して結論を導こうとしたため、この方言の格体系が形態論に対して持つ含意については追求しなかった。潜在的には、形態論への問題提起となると思われる事柄には、次のようなものがある。間接主語（経験者斜格名詞句）に対するInversion分析の普遍性への疑義である。関係文法では、主語特性を示す斜格形式（その多くの場合は与格）を始発層(initial strata)では主語で最終層(final strata)では間接目的語であると分析することがある (Perlmutter (1979); Harris (1984))。このように経験者与格名詞句を間接目的語という文法関係と結びつける分析は、関係文法のような多層的(multistratal)な理論にだけ見られるものではなく、Alsina (1996) の

のような単層的 (monostratal) な理論においても見いだされる。このような分析は、少なくとも水海道方言には当てはまらない。なぜならこの方言で間接主語を表す格形式である経験者格名詞句は、間接目的語のマーカーではないからである。経験者格名詞句は、数量詞遊離や二次叙述に関して与格名詞句（間接目的語）と共通する振る舞いをするが、これは他の斜格形式にも共通の振る舞いであり、経験者格名詞句が間接目的語であることを意味するものではない。水海道方言という1つの言語体系において、間接主語をあるレベルでは間接目的語として捉える分析が妥当性を持たないということは、この分析の普遍性に疑問を抱かせる。

日本語諸方言の研究は、各々の方言における言語体系の解明になるだけでなく、人間言語についての一般的な理論に貢献するところも、決して小さくはないと思う。しかしながら、こと形態統語論的側面に関しては、言語学的に価値のあるデータがほとんど手つかずの状態になっている。鉱物資源や建築物は、長い間埋もれたままの状態から発見されることがあるが、文字化されていない言語の場合、このような状況を期待することはできない。手つかずの状態を継続することは、それを葬り去ることにつながる。本稿によって、少しでも水海道方言の格体系についての理解が深まる点があれば幸いである。

## 参照文献

- Allen, Cynthia. 1995. *Case Marking and Reanalysis: Grammatical Relations from Old to Early Modern English*. Oxford: Clarendon Press.
- Alsina, Alex. 1996. *The Role of Argument Structure in Grammar: Evidence from Romance*. Stanford: CSLI Publications.
- Andrews, Avery. 1982. "The representation of case in Modern Icelandic." In Joan Bresnan ed. *The Mental Representation of Grammatical Relations*. 427-503. Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- 荒井孝一. 1996. 「小名部方言の与格について」『国文学解釈と鑑賞』61-7. 120-29.
- Bach, Emmon. 1967. "Have and be in English syntax." *Language* 43. 462-85.
- Baker, Mark. 1997. "Thematic roles and syntactic structure." In Liliane Haegeman ed. *Elements of Grammar: Handbook in Generative Syntax*. 73-137.
- Belletti, Adriana ed. 1993. *Syntactic Theory and the Dialects of Italy*. Torino: Rosenberg & Sellier.
- Benveniste, Emile. 1960. "‘Être’ et ‘avoir’ dans leurs fonctions linguistiques." *Bulletin de la Société de Linguistique de Paris*. 55-1. 113-34. (Reprinted in *Problèmes de linguistique générale*. Paris: Callimard. 1966)
- Blake, Barry. 1994. *Case*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Bresnan, Joan. 1982. "The passive in lexical theory." In Joan Bresnan ed. *The Mental Representation of Grammatical Relations*. 3-86. Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- Bresnan, Joan & Jonni Kanerva. 1989. "Locative inversion in Chichewa: a case study of factorization in grammar." *Linguistic Inquiry* 20. 1-50.
- Chomsky, Noam. 1970. "Remarks on nominalization." In Roderick A. Jacobs & Peter S. Rosenbaum eds. *Readings in English Transformational Grammar*. 184-221. Waltham, MA: Ginn and Company.
- Chomsky, Noam. 1981. *Lectures on Government and Binding*. Dordrecht: Foris Publications.
- Cole, Peter, Wayne Harbert, Gabriella Hermon & Shikaripur Sridhar. 1980. "The acquisition of subjecthood." *Language* 56. 719-43.
- Comrie, Bernard. 1979. "Definite and animate direct objects: a natural class." *Linguistica Silesiana* 3. 13-21.

- Comrie, Bernard. 1991. "Form and function in identifying cases." In Frank Plank (ed.) *Paradigm: The Economy of Inflection*. 41-55. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Croft, William. 1991. *Syntactic Categories and Grammatical Relations*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Dubinsky, Stanley. 1985. "Oblique to direct object advancement in Japanese." *Linguistic Analysis* 15. 57-75.
- Dubinsky, Stanley. 1997. "Predicate union and the syntax of Japanese passives." *Journal of Linguistics* 33. 1-37.
- Fillmore, Charles. 1968. "Case for case." In Emmon Bach & Robert Harms eds. *Universals in Linguistic Theory*. 1-88. New York: Holt, Rinehart and Winston, Inc.
- Fillmore, Charles. 1970. "The grammar of hitting and breaking." In Roderick A. Jacobs & Peter S. Rosenbaum eds. *Readings in English Transformational Grammar*. 120-33. Waltham, MA: Ginn and Company.
- Fox, Barbara. 1981. "Body part syntax: towards a universal characterization." *Studies in Language* 5-3. 323-42.
- Foley, William & Robert Van Valin. 1984. *Functional Syntax and Universal Grammar*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Freeze, Ray. 1991. "Existentials and other locatives." *Language* 68. 553-95.
- Gerdts, Donna. 1984. "A relational analysis of Halkomlein causals." In Eung-Do Cook & Donna Gerdts eds. *Syntax and Semantics 6: The Syntax of Native American Languages*. 169-204. New York: Academic Press.
- Grimshaw, Jane. 1990. *Argument Structure*. Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- 原田伊佐男. 1972. 『埼玉県東南部方言の記述的研究』早稲田大学修士論文.
- Harada, Shin-Ichi. 1973. "Counter equi-NP deletion." *Annual Bulletin of the Research Institute of Logopedics and Phoniatrics* 7. 113-48. University of Tokyo. (reprinted in *Papers in Japanese Linguistics* 11, 1986. 157-201.)
- Harris, Alice. 1984. "Inversion as a rule of universal grammar: Georgian evidence." In David Perlmutter and Carol Rosen eds. *Studies in Relational Grammar 2*. 259-91. Chicago: Chicago University Press.
- Haspelmath, Martin. 1993. "Q: NP-external genitive possessors."  
<http://linguistlist.org/issues/4/4-603.html#1>

- Hockett, Charles. 1958. *A Course in Modern Linguistics*. New York: The Macmillan Company.
- 井上史雄. 1968. 「東北方言の子音体系」『言語研究』52. 80-98.
- 板橋義三. 1990. 「琉球語の位置・方向格接尾辞の起源について(1)」『言語研究』98. 86-107.
- 板橋義三. 1991. 「琉球語の位置・方向格接尾辞の起源について(2)」『言語研究』99. 107-20.
- Itô, Junko & Armin Mester. 1995. "The core-periphery structure of the lexicon and constraints on reranking." In Jill Beckman, Laura Dicky and Suzanne Urbanczyk eds. *University of Massachusetts Occasional Papers 18: Papers in Optimality Theory*. 181-209.
- Jackendoff, Ray. 1972. *Semantic Interpretation in Generative Grammar*. Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- Jackendoff, Ray. 1977. *X Syntax*. Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- 金田章宏 (1993) 「「二重」表示現象をめぐって — 八丈島三根方言を例に —」『日本語の格をめぐって』仁田義雄編, 163-89, くろしお出版.
- Keenan, Edward. 1976. "Towards a universal definition of "subject". In Charles Li ed. *Subject and Topic*. 247-302. New York: Academic Press.
- 金河守. 1994. 「日本語の形式名詞「こと」の機能 — 目的格の名詞句に出現する形式名詞「こと」を中心に —」. 『言語学論叢』13. 1-11.
- Kitagawa, Chisato & Claudia Ross. 1982. "Prenominal modification in Chinese and Japanese." *Linguistic Analysis* 9. 19-53.
- 児玉徳美. 1987. 『依存文法の研究』. 研究社.
- 小林隆. 1998. 「格助詞「サ」」『宮城県中新田町方言の研究』加藤正信 & 小林隆編. 49-60. 文部省科学研究費補助金基盤研究(B)「宮城県における伝統的方言体系の記述とその変容についての研究」研究成果報告書.
- Kuno, Susumu. 1972. *The Structure of the Japanese Language*. Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- Kuno, Susumu. 1976. "Subject raising." In Masayoshi Shibatani ed. *Syntax and Semantics 5: Japanese Generative Grammar*. 17-49. New York: Academic Press.
- Kuroda, Shigeyuki. 1979. "On Japanese passives." In George Bedell, Eichi Kobayashi and Masatake Muraki eds. *Exploration in Linguistics: Papers in Honor of Kazuko Inoue*. 305-47. Tokyo: Kenkyusha.

- Kuroda, Shigeyuki. 1988. "Whether we agree or not: a comparative syntax of English and Japanese." *Linguisticae Investigationes* XII. 1-47.
- Kuryłowicz, Jerzy. 1949. "Le problème du classement des cas." *Biuletyn PTJ* 9. 20-43. (Reprinted in *Esquisses linguistiques*. 131-50. Wrocław-Krakow: Ossolineum. 1960)
- Kuryłowicz, Jerzy. 1964. *The Inflectional Categories of Indo-European*. Heidelberg: Carl Winter, Universitätsverlag.
- Larson, Richard. 1988. "On the double object construction." *Linguistic Inquiry* 19. 335-92.
- 松本克己. 1991. 「主語について」『言語研究』100. 1-41.
- 松本泰丈. 1982. 「琉球方言の主格表現の問題点」『国文学解釈と鑑賞』47-9. 178-85.
- 松本泰丈. 1990. 「「能格」現象と日本語 —琉球方言のばあい—」『国文学解釈と鑑賞』55-1. 30-46.
- 松下大三郎. 1930. 『標準日本語口語法』中文館書店
- McCarthy, John. 1986. "OCP effects: gemination and antigemination." *Linguistic Inquiry* 17. 207-63.
- Mel'čuk, Igor (1988) *Dependency Syntax: Theory and Practice*. Albany: State University of New York Press.
- 宮島達夫. 1956. 「文法体系について」『国語学』25. 57-66.
- 宮島達夫. 1959. 「方言の語イ体系 —茨城方言の形容詞を例として—」『国語学』36. 15-32.
- 宮島達夫. 1961a. 「方言の実体と共通語化の問題点6 福島・茨城・栃木」『方言学講座第2巻 東部方言』東条操監修. 236-63. 東京堂出版.
- 宮島達夫. 1961b. 「母音の無声化はいつからあったか」『国語学』45. 38-48.
- 森山卓郎 & 渋谷勝己. 1988. 「いわゆる自発について — 山形方言を中心にして—」『国語学』152. 47-59.
- Murasugi, Keiko. 1991. *Noun Phrases in Japanese and English: A Study in Syntax, Learnability and Acquisition*. Doctral dissertation, University of Connecticut.
- Nikiforidou, Kiki. 1991. "The meanings of the genitive: a case study in semantic structure and semantic change." *Cognitive Linguistics* 2-2. 149-207.
- O'conner, Mary C. 1996. "The situated interpretation of possessor-raising." In Masayoshi Shibatani and Sandra A. Thompson, eds. *Grammatical Constructions: their forms and meaning*. 125-56. Oxford: Clarendon Press.

- 奥津敬一郎. 1978. 『ボクハウナギダの文法』くろしお出版.
- 大野早百合. 1983. 「現代方言における連体格助詞と準体助詞」『日本学報』2. 27-66. 大阪大学.
- Otsuka, Tatsuo. 1980. "Passivization in Japanese." *Descriptive and Applied Linguistics* 13. 121-35. Tokyo: International Christian University.
- Parsons, Terence. 1995. "Thematic relations and arguments." *Linguistic Inquiry* 26. 635-63.
- Perlmutter, David. 1978. "Impersonal passives and the unaccusative hypothesis." *Berkeley Linguistic Society* 4. 157-89.
- Perlmutter, David. 1979. "Working 1s and inversion in Italian, Japanese, and Quechua." *Berkeley Linguistic Society* 5. 277-324.
- Perlmutter, David. & Paul Postal. 1977. "Toward a universal characterization of passivization." *Berkeley Linguistic Society* 3. 394-417.
- Perlmutter, David. & Paul Postal. 1983. "The Relational Succession Law." In David Perlmutter ed. *Studies in Relational Grammar 1*. 30-80. Chicago: The University of Chicago Press.
- Pollard, Carl & Ivan A. Sag. 1992. "Anaphors in English and the scope of binding theory." *Linguistic Inquiry* 23, 261-303.
- Postal, Paul. 1974. *On Raising*. Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- Postal, Paul. 1993. "Some defective paradigms." *Linguistic Inquiry* 24. 347-64.
- Rumsey, Alan. 1987. "Was Proto-Indo-European an ergative language?" *The Journal of Indo-European Studies* 15. 19-37.
- Saito, Mamoru & Keiko Murasugi. 1990. "N' deletion in Japanese: a preliminary study." In Hajime Hoji ed. *Japanese/Korean Linguistics*. 285-301. Stanford: CSLI Publications.
- 斎藤秀一. 1940. 「助詞のサヒエ—山形県東田川郡山添村の方言—」『国語研究』8-9. 国語学研究会. (再録、井上史雄・篠崎晃一・小林隆・大西拓一郎編.
1994. 『日本列島方言叢書4 東北方言考③ (秋田県・山形県)』172-77. ゆまに書房)
- Sakai, Hitomu. 1990. "Complex NP constraint and case-conversions in Japanese." Paper presented at the First Workshop on Theoretical East Asian Linguistics, University of California, Irvine.
- 笹栗淳子. 1996. 「現代日本語における「名詞のコト」の分析—2つの用法と「コト」の統語的位置—」. 『九大言語学研究室報告』17. 37-46.

- 佐々木冠. 1992. 「音韻特徴指定 (feature specification) について」筑波大学博士課程文芸・言語研究科中間論文
- 佐々木冠. 1993. 「水海道方言における閉鎖音の有声化」『言語学論叢 松本克巳教授退官記念論集』. 112-25. 筑波大学一般・応用言語学研究室
- Sasaki, Kan. 1997. "Possessive, genitive and adnominal locative in the Mitsukaido dialect." In Hayasi, Tooru & Peri Bhaskararao eds. *Studies in Possessive Expressions*. 117-41. Tokyo: Institute for the Study of Languages and Cultures of Asia and Africa.
- 佐々木冠. 1998. 「二重対格構文とヲ格重複制約 — 水海道方言を例に —」『言語』27-7. 57-66.
- 佐々木冠. 印刷中. 「水海道方言の対格 — 有生対格と無生対格の統語論 —」『日本語科学』4.
- Sasaki, Kan. forthcoming. "The optative construction in the Mitsukaido dialect." To be presented at the second meeting of *Transitivity and Actancy Systems in Syntactic Typology*.
- 佐々木冠 & ダニエラ・カルヤヌ. 1995. 「水海道方言の4つの斜格」未刊行論文、筑波大学.
- 佐々木冠 & ダニエラ・カルヤヌ. 1997. 「水海道方言の連体修飾格」『言語研究』111. 59-83.
- Seiler, Hansjakob. 1983. *Possession as an Operational Dimension of Language*. Tübingen: Gunter Narr Verlag.
- Shibatani, Masayoshi. 1973. "Semantics of Japanese causativization." *Foundations of Language* 9. 327-73.
- Shibatani, Masayoshi. 1977. "Grammatical relations and surface cases." *Language* 53. 789-809.
- 柴谷方良. 1977. 「関係文法とは何か」. 『言語』6-2. 40-48.
- 柴谷方良. 1978. 『日本語の分析』大修館書店.
- Shibatani, Masayoshi. 1990. *The Languages of Japan*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Shibatani, Masayoshi. 1994. "An integrated approach to possessor raising, ethical datives, and adversative passives." *Berkeley Linguistic Society* 20, 461-86.
- Silverstein, Michael. 1976. "Hierarchy of features and ergativity." In Robert Dixon ed. *Grammatical Categories in Australian Languages*. 112-71. Canberra: Australian Institute of Aboriginal Studies.

- Silverstein, Michael. 1993. "On nominatives and datives: universal grammar from the bottom up." In Robert D. Van Valin ed. *Advances in Role and Reference Grammar*. 465-98. Amsterdam: John Benjamins Publishing Company.
- 鈴木重幸. 1971. 『日本語文法・形態論』むぎ書房.
- 竹田晃子. 1998. 「可能表現・受身表現」『宮城県中新田町方言の研究』加藤正信 & 小林隆編. 76-82. 文部省科学研究費補助金基盤研究(B)「宮城県における伝統的方言体系の記述とその変容についての研究」研究成果報告書.
- Takezawa, Koichi. 1987. *A Configurational Approach to Case Marking in Japanese*. Doctral dissertation. University of Washington, Seattle.
- Tsujiura, Natsuko. 1996. *An Introduction to Japanese Linguistics*. Oxford: Blackwell Publishers.
- 角田太作. 1991. 『世界の言語と日本語』くろしお出版.
- Washio, Ryuichi. 1993. "When causatives mean passive: a cross-linguistic perspective." *Journal of East Asian Linguistics* 2. 45-90.
- Yip, Moira, Joan Maling & Ray Jackendoff. 1987. "Case in Tiers." *Language* 63. 217-51.
- Zubin, David. 1979. "Discourse function of morphology: the focus system in German." In Talmy Givón ed. *Syntax and Semantics 12: Discourse and Syntax*. 469-504. New York: Academic Press.

筑波大学附属図書館



1 00990 12446 2

本学関係